矯正図書館

# 刑政

第五十卷　十月號　第十號


裁判官と行刑と（卷頭言）　日沖憲郎　二
犯罪者の社會的豫後の問題（一）　高瀬安貞　七
明治監獄年譜（七）　辻敬助　三
戒護（二）　前田幸之助　三六
文化と刑罰　正木亮　九一
看讀書籍を語る座談會（下）　九九
海外資料
□一九三一年イタリヤ刑務法（四）　七四
□ニユー・ヂヤーシーに於ける行刑制度の變遷（二・完）　八四
□デモクラシーと死刑　□海外時報　八七
雜報
□刑務官練習所入所式　□司法保護事業聯盟發會式
□其他


財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

# 刑政

十月號

第五十卷

第十號

# 裁判官と行刑と

第四回國際刑法會議が本年七月二十六日から三十一日に亙つてパリで開かれた。私は我が代表委員判事齋藤悠輔氏の好意によりいち早くその會議の報告書と併せて決議を手にすることの歡びをもつたのである。行刑の事に携はる身として特に私の關心を唆つてゐたのは第五問、「刑および保安處分の執行における司法官の關與」なる題目であつた。

此の問題の發祥は比較的近時の事に屬する。それは不定期刑に贊する學派のイニシアチフに基いて起つたのである。しかし問題はひとり不定期刑の場合のみに止まらない。定期刑の制度の下にあつても種々の觀點から幾多の考慮を要すべきものを含んでゐる。しかも保安處分の制度の採用はいよいよ此の問題に對する關心を誘ふのである。行刑の分野にあつて今や問題の重要性は強く識認せられてゐる。かくて國際會議は一再ならず此の問題を採りあげ來つたのであつた。

一九三一年から翌年に亙つたパリ監獄協會の會議に始まり、一九三四年のベルギー刑法協會の會議を經て、その翌年ベルリンで開かれた第十一回國際刑法並刑務會議は「行刑における刑事裁判官の權限如何」を續つて討論を行つた。その結果犯罪に對する社會の合理的防壓を達せんがためには法律の定むる重要な決定を判事なり檢事なりもしくは司法官の主宰する混合委員會に一任すべしとの解答を得たのであつた。此の會議の功績はもとより沒すべきではない。が、そこには百尺竿頭さらに一歩を進むるところがなければならぬ。今回のパリ會議の花形であつたジオヴアンニ・ノヴエリはその報告書の中にベルリン會議の缺



點として判事、檢事、混合委員會のそのいづれに優越を認むべきかを宣言することを忘却した事實を擧げてゐる。最近の行刑界の一つの明星である此のイタリヤの行刑局長がその當否はともかくとしても行刑に一新紀元を劃した自國の行刑監督判事（giudice di sorveglianza）の制度を念頭に置いてゐるのは勿論である。

今回のパリ會議はいかに決議したか。曰はく、一般に刑法の基礎たるべき正當性の原則はまた等しく行刑法の基礎たるべきものであり、個人の自由の保障は刑および保安處分の執行における司法官の關與を要請する。司法官の關與は監督の任務ならびに或る程度の決定權を包含せねばならぬ。而してその監督はこのために常置的に任命された單獨の判事もしくは各刑務所に設けられた判事ならびに行刑問題および免囚保護に關心を有する有能の人士の構成する監督委員會のいづれかによつてこれを行ふことができる。此の委員會の委員は司法官がこれを任命することを要し、且つその委員長たる者は所屬判事中最も官等高き者たることを要する。また豫定された刑期もしくは重要な執行方法に變更を齎すべき一切の處置について判定を下すのはやはり司法官の權限である。保安處分の停止、延期、變更もしくは代用、不定期刑を科された者の拘禁の延長もしくは釋放に關しても亦同じ。此の決定は各國內法の定むる判事もしくは判事を委員長とする混合委員會がこれをなすべきものであると。

惟ふに行刑における裁判官の關與をかうした程度にまで深めることが果して刑事司法の美果を收める所以であるか否かは大いに疑はれなければならぬ。それはおそらくさらに十分の檢討と乃至は實驗を經て決せらるべき問題であらう。しかしながら從來ともすれば裁判と行刑とが餘りに分離し過ぎて來た弊はこれを爭ふわけに行かない。說を爲す者あり、裁判と行刑は相異つた目的を有する。法規および訴訟は威嚇的

な一般豫防的な作用をもち、これに引き換へ行刑の目的は收容者に對する教育的感化にあると。行刑における裁判官の孤立が語られる所以である。だが、玆に裁判と行刑とが渾然たる一體としてその成果を收めんことを欲すとすれば、此の兩者はさらに緊密に結合しなければならない。

裁判官は行刑に關與すべきか。私は然りと答へたい。何がゆゑにといふ問題はむしろ私に取つて解決濟である。しかしながらもし夫れ如何にといふ問題となれば、それはまさしく未知の世界に屬する。唯冀はくば多くの先達の歩んだ足跡を追ひたとひ一歩なりとも此の荊棘の路に前進を遂げんことを欲するのみ。

昭和十二年十一月二十一月夜

日沖憲郎



# 内閣告諭

第七十二回帝國議會開院式ニ當リ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ　聖慮宏遠ニシテ眞ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ

惟フニ帝國ハ東亞ノ安定ヲ望ミ常ニ日支兩國ノ相提携シテ世界平和ノ基ヲ樹テント欲ス是レ比隣其ノ幸ヲ一ニシ列國其ノ福ヲ同ジクスルノ道ニシテ帝國一貫ノ國是ナリ然ルニ支那ハ常ニ隣交ノ誼ヲ忘レ信義ヲ失シ永年排日抗日ヲ以テ國策トシ帝國ノ權益ヲ侵シテ暴狀ヲ極メ遂ニ今次ノ事變ヲ生ズルニ至レリ

今ヤ出征ノ將兵外ニ膺懲ノ歩武ヲ進メ銃後ノ國民内ニ奉公ノ至誠ヲ致ス然リト雖今次ノ事變ハ其ノ由ツテ來ル所遠ク事態ノ推移亦遽ニ豫斷ヲ許サザルモノアリ此ノ秋ニ當リ國民齊シク時局ノ重大性ニ鑑ミ益〻堅忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ所期ノ目的ヲ貫徹スルノ決意アルヲ要ス

凡ソ難局ヲ打開シ國運ノ隆昌ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ益〻振起シテ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以モ亦此ニ存之ヲ國民日常ノ業務生活ノ間ニ實踐スルニ在リ

古來我ガ國民ハ艱難ニ遭遇スルヤ必ズ之ヲ克服シ以テ國家興隆ノ成果ヲ收メザルナシ時局ニ際シ國民深ク如上ノ趣旨ヲ體シ忠誠公ニ奉ジ和協心ヲ一ニシ日本精神ヲ昂揚シテ擧國一致ノ實ヲ擧グルト共ニ之ヲ實踐ニ現シテ益〻國力ノ伸張ヲ圖リ以テ　皇運ヲ扶翼シ奉ル所アルハ本大臣ノ深ク全國民

ニ期待スル所ナリ

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣　公爵　近衛　文麿

# 内閣訓令

各官廳

第七十二帝國議會開院式ニ當リ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ　聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ禁ヘズ

惟フニ今次ノ事變ハ其ノ由ツテ來ル所遠ク事態ノ推移亦遽ニ豫斷ヲ許サザルモノアリ此ノ秋ニ當リ職ヲ官ニ奉ズル者ハ齊シク時局ノ重大性ニ鑑ミ堅忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ和協一心奉公ノ至誠ヲ致シ以テ所期ノ目的貫徹ノ爲ニ邁進スルノ決意アランコトヲ要ス

凡ソ難局ヲ打開シ帝國ノ興隆ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ振起シテ之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ具現セシムルニ在リ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以亦此ニ存ス宜シク思ヲ現下ノ時局ニ致シ日本精神ヲ昂揚シテ率先之ヲ實踐ニ具現シ愈〻國力ノ增進ヲ圖リ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期スベシ

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣　公爵　近衛　文麿



# 犯罪者の社會的豫後の問題（一）

高瀨安貞

一　社會的豫後の實踐的必要性
二　社會的豫後判定の方法論的二方向（以上本號）
三　Robert Schiedt の社會的豫後に關する研究
四　Hans Trunk の吟味的研究
五　社會的豫後の方法に對する批判

## 一

「社會的豫後」，"Social Prognose" とは犯罪者の將來の行狀に關する蓋然性評價である。換言すれば、或犯罪者が改善可能であらうかどうかの豫想が本來の問題である。

(1)
Rohden は犯罪者に對する社會的豫後判定の重要な意味として二つの方面を擧げてゐる。卽ち第一の場合は、裁判官が定期刑を課すべきか、或は保安監置（Sicherungsbewahrung）にすべきか、或は又他の處置にすべきかを決定する場合である。第二の場合は、或犯罪者に如何なる行刑處遇が適當であるかを、行刑官が評定する場合である。第一の場合では、裁判官は科さうとする刑が犯罪者に如何なる效果を期待し得るかを犯罪者の人格に就ての知識に基いて判斷しなければならない。そして裁判官が豫後を不良と判定しなければならない場合のみ、從つて刑を科しても、その目的卽ち、犯人の改善や社會復歸を達することが出來ないといふ意見を有つ場合にのみ、保安監置が問題と

なるのである。之に對し行刑官の問題は謂はゞ適應症を判定すべきであると言ひ得る。卽ち犯人を社會に救ひ出すために、或は社會を彼等から保護するためには如何なる處置が犯罪者の人格に對して適應するかを決定しなければならないのである。

一 Friedrich von Rohden: Einführung in die Kriminalbiologische Methodenlehre. 1933. S. 160.

要するに社會的豫後は犯罪者問題の中核をなすと言へる。然らば今日の科學的方法によつて犯罪者の陶冶性を豫想し、社會的豫後を判定することが可能であらうか。科學的方法の可能性は今日では未だ疑問であるにしても、實踐的に於ては以前から、直觀的に、經驗的に、豫後の判定が行はれて來たのである。我國に於ても少年法に於ては既に不定期刑の制度が採用せられてゐる以上、犯罪少年の社會的豫後が實踐的に强要せられるのである。卽ち不定期刑制度に從へば行刑官は宣告せられた長期と短期との間に於て、受刑者を釋放すべき時期を決定し、其の長期の終るまでを假釋放として監視の下に置かねばならない。かゝる釋放は、受刑者の將來の完全な社會復歸が保證せられ得ると認められた場合にのみ決定せられるのであつて、その假釋放期間中に再び犯罪に陷る場合には此の假釋放の決定は謬りであつたと見なければならないのである。又少年審判所に於て、犯罪少年に最も適切なる保護觀察處分を決定する場合、その少年の社會的豫後に基礎を置かるべきことは論を俟たない。更に將來、刑法改正によつて不定期刑や保護觀察制度が一般化せられ、保安處分が規定せられた場合、犯罪者の社會的豫後の實踐的必要性は益々增進すると謂はねばならない。

かくして今日の科學的方法では未だ絶對に信用し得る評價尺度が提供し得られないからと言つて、社會的豫後の判定を諦め、從來の樣に單に感情的に、常識による決定にまかせることは出來ないのである。實務家の方面からその任務の成果を適切ならしめ得るために科學的に基礎づけられた手段方法を要求する叫びが擧げられ、その責任感が强ければ强い程、此の要求を切實に感ぜしめられるのである。何とかして漠然とした憶測の域を脫して、合理的な省察と考證の域に達することが出來ないものであらうか。此の問題に關する科學的努力の傾向と、最近發表せられた諸研究に就て論述を試みたい。(一)(二)



二 (1) Robert Schiedt: „Ein Beitrag zum Problem der Rückfall-prognose". 1936. München, Selbstverlag.

(2) Franz Exner: „Über Rückfall-Prognosen." Mon-schr. f. Krim-Psych. u. Str-ref. 1936. Heft. 9.

(3) Franz Exner: „Bemerkungen zu dem vorstehenden Aufsatz von Dr. H. Trunk „Über Sociale Prognose an Strafgefangenen". Mon-schr. f. Krim-biol. u. Str-ref. 1937. Heft. 5.

(4) Hans Trunk: „Soziale Prognosen an Strafgefangenen". Mon-schr. f. Krim-biol. u. Str-ref. 1937. Heft. 5.

## 二

一、 私は先づ社會的豫後に關する科學的努力を二つの方法論的傾向に分つて考へて見たい。一つは米國に於ける社會心理學的傾向であり、一つは獨逸に於ける精神病學的、遺傳生物學的傾向である。

然らば米國に於て、社會的豫後の問題に對して如何なる方法が採られてゐるであらうか。Franz Exner はその著 „Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika". (Berlin u. Leipzig 1935. s. 72—82) の中に極めて要領よくこの紹介を行つてゐる。米國の諸研究に於ける基礎的なる共通點は先づ多くの釋放者に就て釋放後の行狀に關係のありそうな釋放前の事實を調査選擇し、之等の事實が如何なる程度に累犯性に關係があるかを確めることである。かくの如き方法によつて、釋放前の如何なる事實が各個人の將來の違法なる行狀に注意すべき相關關係を有するかゞ決定せられ、從つて釋放當時にかゝる契機の如何なるものに關係あるかを、釋放さるべき各個人に就て立證することによつて、彼等の行狀を豫想しようとするのである。(一) 其の間に相關々係が豫想され易い。然し Glueck の調査研究によるとこの豫想は裏切られるのである。卽ち

| | | | |
|---|---|---|---|
| 重罪犯人 | 釋放後の行狀 | 可良 六一% | 不良 三二% |
| 輕罪犯人 | 釋放後の行狀 | 可良 五六% | 不良 二五% |

此の結果によれば前の犯罪の輕重と將來の行狀との間には何等の關係も見られず、從つて前の犯罪の輕重は社會的豫後に關して何等の價値をも持たないと言へる。之に反して他の要素として刑務所收容前に於ける各人の「勤勞性」"Arbeit qualität" と釋放後の行狀との關係は次の如くである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前によき勤勞者たりし者 | 釋放後の行狀 | 可良 四六% | 不良 四三% |
| 前に普通の勤勞者たりし者 | 釋放後の行狀 | 可良 二〇% | 不良 五九% |
| 前に惡い勤勞者たりし者 | 釋放後の行狀 | 可良 一二% | 不良 六九% |

之によれば前によき勤勞者たりしものは惡き勤勞者たりし者に比較し約四倍のよき成績を示してゐるのであつて相關々係は高く、この「勤勞性」は豫後的意味を持つものとして注意してよいのである。

1 Sheldon and Eleanor Glueck: 500 Criminal Careers. 1930 及び 1000 Juvenile Delinquents; their treatment by court and clinic. 1934.

以上の二例の如く釋放者の經歷や人格に存する諸種の要素は其の將來の行狀に對し種々の程度に於て相關關係を有つ。卽ち、釋放者一般の平均累犯率に對する各要素の累犯率の偏差の程度によつて、或要素は其の豫後に對し重要な價値を有ち、或要素は多少の價値が認められ、ある要素は全く價値が認められないといふことになる。勿論豫後に關して絶對に確實なる徵標となる様な要素はあり得ない。從つて滿足すべき確實性を抽き出す鍵はたゞ多くの要素の複合的な考察によつてのみ期待せられるのである。この點に初めて著眼して犯罪學的豫後の方法に對する一つの試みをなしたのが Burgess であつた。(11)

11 Burgess in: Bruce, Burgess and Harno. The Workings of the Indeterminate Sentence Law and the Parole System in Illinois, Springfield. 1928.

Burgess は Pontiac 懲治監を釋放せられた一〇〇〇名に就て家族關係、前科の有無、收容前の勤勞性、智能、精神狀態其他の要素を調査し、その各要素に就て、前揭の例の様に釋放後累犯となつたものと然らざるものとの百分比を確定した。而して Pontiac 懲治監の釋放者の累犯率は二一%であるから、右に確定した各要素に於ける釋放者の累犯率が此の平均累犯率より低い場合には、その要素は「良なる」"Günstige" 要素と謂ひ得べく、其の累犯率が右の平均累犯率より高い場合には「不良なる」"Ungünstige" 要素と謂ふことが出來る。Burgess は前記一〇〇〇名に就き、上述の如き算定によつて、豫後判定に最も價値あるものと確定せられた二十一の要素を調査し、各人に對し前記の良なる要素一個に對し一點宛を與へた。かくして各個人を採點れすれば最もよい場合は二一點となり最も惡い場合は零點となる。かくして「豫後表」"Prognosetafel" が作られた。そして同點のものが集群に纏められて彼等の累犯性が調査せられた。その結果を例示すると、一四點以上のもの、一〇點のものに就ては三四%、五點以下のものに就ては七六%の累犯率を示すのみであるに對し、一〇點表は各個人に就て釋放すべきか否かを決定する標準と考へてよいであらう。卽或釋放者の將來の行狀の確實性を豫測しようとするならば、其者に就て前記二十一の要素を取調べ、何點與へられるかを確定して一〇〇〇名に就ての經驗によつて確められた此の豫後表からその蓋然率を測定することが出來るのである。

勿論この Burgess の研究は資料的な缺點を度外視するにしても、一見して明白な、方法論的な缺點の目に付くことは Exner(三) の批判を俟つまでもない。卽ち各要素が「良い」か或は「不良」かの二つに分類せられることはあまりに形式的であり、「良い」點を單に加算するだけではあまりに機械的である。而も非常に異つた徵標的意味を持つに違ひない二十一の要素に對しては、全て同一の價値が置かれてゐるに過ぎないのである。

三 Exner 上掲七七頁

この缺點を免れるために Glueck が改良を試みた方法は注意すべき價値がある。卽ち彼は豫後のために極少數の要素のみを選み出し、而もこの要素を互に同一の價値のものと見ないで、彼等を秤にかけて各々に適當な重みを與へたのである。卽ち Glueck は五〇の要素に就て上述の例で具體的に示した樣な仕方で調査した結果、豫後に關し本質的に價値ある要素は極めて少數であることを確め、將來の行狀に最も相關の高い五つ六つの要素を選び出し、唯之のみを基礎として豫後を判定したのである。Glueck が浮浪少年に關する調査に適用した豫後に對する要素は次の六つであつた。

(一) 父の教育(良、可、不良) (二) 母の教育(良、可、不良) (三) 學業の進歩(普通、普通以上、一年又は二年の遲滯、三年或はそれ以上の遲滯) (四) 學校怠惰(然り、否) (五) 初めて浮浪生活に入つた年齡(十五——十六歲、十三——十四歲、十一——十二歲、十一歲未滿) (六) 初めて浮浪生活に入つた時期から鑑別所 (Clinic) の取調を受ける迄の期間 (一年未滿、一——二年、二年以上)

而して此の場合、此の要素に對しても Burgess の樣に、單獨に「一」若くは「〇」の評價をするのではなく、各要素について夫々全體に於ける累犯率だけの數値を與へるのであつて、從つて累犯指數が大きければ大きい程重いみがかけられるのである。上述の例で言へば「よい勤勞者」は四三、「惡い勤勞者」は六九の數が計量せられる。而して六の要素の各々に對する指數を加算した總和が豫後の基礎になるのである。而して凡ての個別例に就ての總體的觀察から得られた表によつて此の豫後が判定せられるのである。

次に Vold は興味ある吟味的研究をした。卽ち、Minnesota の國立刑務所と懲治監を釋放せられた一一九二名に就て前記諸調査の樣に釋放前の各人に關する三十四の要素について調査し、更に統計上釋放後の行狀と最も關係のある十七要素を選擇し、Burgess と Glueck の兩方法によつて計算を試みた所、兩方法共殆ど同じ結果を得たのである。



この一致は兩方法を相互に確證したものと考へてよい。Vold は更に彼の豫後表による分類の信賴性を檢べるために他の實驗を試みた。之は實際に必要なことなのである。何故かといふと、彼は十七要素中には記錄的に記載せられた事項(例へば前科、家族狀態、初犯判決時、年齡等)の外に心理的評價卽ち、價値判斷を含む事項(例へば、よき勤勞者であるか。家庭關係は好適であるか。正直か、不正直か。)が存するからである。かくの如き分類者の裁量に委ねられてゐる事項の存することは、かういふ方法の凡てに共通する弱點である。そこで Vold は先づ二三百例に就て自ら分類した後に他のものにもそれに就て分類せしめた。其結果評價の相違する所は可成り存するけれども、大多數に就ては一致が見られるのであつて、結局のところ本質的の相違は生じないことが確められたのである。

Vold は更に實踐上興味ある實驗を行つてゐる。卽ち、二八三名の釋放者に就て彼の「豫後表」により其の將來の行狀に關する豫言を試み、これと實際の結果とを比較した。その結果を見ると總數二八二名中五七名の累犯者が豫想せられたのに對し、實際の累犯者は六三名であつた。更に重要なのは各點數に該當するものに於ける驚くべき一致である。一七點以上のもの五二名に就ては一名も累犯者なきことが豫想せられ、而も實際に累犯者は一人もなかつた。一一點乃至一五點のもの一二三名に就ては一〇名の累犯者が期待せられてゐたが、實際には一二名、七—九點のもの六五名に就ては二六名の累犯者が期待せられ、實際の累犯者は二七名、六點以下のもの三二名には二一名の累犯者が豫想せられ、實際は二四名であつた。

米國に於ては上述の樣な豫後判定の方法を旣に實用化してゐるのである。不定期刑を言ひ渡されたもの、釋放の場合には特にさうである。例へば Joliet (Illinois) 刑務所に於ては、不定期刑の受刑者でその釋放が問題となる時は Burgess の方法で調査分類せられる。その結果は一人一枚の表に作成せられて如何なる點が釋放に當つて有利であるか又は不利であるかが一目瞭然とせられ、且そのものと同種の狀態に在つたもの達には、今迄の經驗上どれだけの

累犯率が存したかを示した上で、釋放を決定すべき假釋放局（Board of Parole）に提出せられるのである。この記錄を其他の凡ゆる記錄と共に正しく評價することは勿論決定すべき官廳に委ねられてゐる。かゝる制度はまだ新しいものであるからその實用化の結果を論評するまでには至つてゐないのである。

二、上述の如く米國に於ける豫後判定の方法が犯罪者の社會的環境的分析とその機械的處理を過重視するに對し、歐洲殊に獨逸に於ける犯罪生物學的方法は犯罪者の體質並びに遺傳生物學的素質を基礎とした人格の有機的、全體的理解によつて基礎付け樣とするのである。卽ち、米國に於て主潮をなす犯罪社會學的思想は犯罪を社會的生活現象として把握し、假令それが同時に個人の生活に於ける一つの現象として個人的生物學的因子を認めるにしても、尙一層強調する所は犯罪者に對する外的、社會的環境因子の作用である。之に對し犯罪生物學的研究の共通點はその中心を犯罪者の人格に置かれることである。卽ち、Adolf Lenz が其の著 „Grundriss der Kriminalbiologie" 1927. の序文に於て述べてゐる如く「犯罪は環境の影響の下に於ける身體的、精神的潛在性（Körperlich-Seelischen Potentialität）卽ち人格（Persönlichkeit）の現實化（Aktualität）と考へられる」のである。こゝでこの人格は單に精神的統一性としてのみならず身體的、精神的の「全體性」（Ganzheit）として見る（七頁）。而してこの全體としての人格を個體の遺傳的素質（Erbgut）とその生活經歷中に體驗した環境との相互作用によつて發達するものと解するのである。之に對し犯罪生物學的研究の共通點はその中心を犯罪者の人格に置かれることである。卽ち、Adolf Lenz が其の著 „Grundriss der Kriminalbiologie" 1927. の序文に於て述べてゐる如く「犯罪は環境の影響の下に於ける身體的、精神的潛在性（Körperlich-Seelischen Potentialität）卽ち人格（Persönlichkeit）の現實化（Aktualität）と考へられる」のである。こゝでこの人格は單に精神的統一性としてのみならず身體的、精神的の「全體性」（Ganzheit）として見る（七頁）。而してこの全體としての人格を個體の遺傳的素質（Erbgut）とその生活經歷中に體驗した環境との相互作用によつて發達するものと解する（三七頁以下）のであるが、換言すれば環境は生れてから死ぬ迄の全生活經歷中に於て遺傳的素質を開發し、或は制止することによつて人格に形成的作用（Gestaltende Wirkung）を與へるもの（四三頁）と考へられ、かくして形成せられた全人格的實現（Entäusserung）が犯罪となるのである（一一頁）。卽ちその實現は所謂「罪因性」„Kriminogenen" 素質から起る（九頁）のであつて、環境といふものは遺傳的素質に對して誘發の役割をなすに過ぎない(四)と考へるのである。



かくして犯罪生物學は犯罪の主體として全人格を先頭に立てるのであるから、犯罪に陷つた人間の考察の基礎となるべき人格自身の學を設定することが第一の問題となる（一二頁）。而してこの人格考査の技術的方法は各所の犯罪生物學研究所が手引として用ひてゐる調査用紙（Fragebogen）によつて具體的に知ることが出來る。例へば Bayern(五)の犯罪生物學的調査用紙は次の五部に分れてゐる。

（一）遺傳生物學的背景（一問から二四問迄）
（二）一般的既往歷（イ）受刑者の經歷——自敍による（二五問——四〇問）（ロ）最近の犯行に對する個人的態度（四一問）
（三）徵候學（イ）精神的狀態（四二問）(1) 精神的不安定性に對する身體的徵候 (2) 精神的根本特性 (3) 性格發達に對する身體的負擔 (4) 表現機能 (5) 著しい精神的偏倚（ロ）身體的狀態（四八問——五一問）(1) 測定的研究 (2) 記述的特徵 (3) 內分泌腺
（四）類症鑑別（イ）臨床的精神病學的類型（四三問——四五問）（ロ）性格學的類型（四六問）
（五）社會的豫後（四七問）

かゝる質問表を手引として受刑者との直接の面接により、彼等自らに敍述せしめると共に他方では、本人を取扱つたことのある社會事業團體、敎會、學校、警察からの公文の報告書を得、更に出來得るなら、兩親、友達、雇主等の供述によつて確證を得るのである。Lenz は前者を客觀的認識手段、後者を主觀的認識手段と名付けてゐる（一三頁）。

又 Lenz は受刑者の人格の全體性認識の方法として、特に「直觀的把捉」„Anschauliche Erfassen" の重要性を强調してゐる。『この直觀は最早や分解することの出來ない特殊な精神的働きである。それは他人の體驗或は全體としての他人の人格の中へ「自身を投入すること」„Sich-hinein-Versetzen" に在る。それは視、聽、觸に於ける一つの感

官的直觀であつて、次で精神的本性の內部的直觀へ移行する。我々は他人の體驗を共感するのである。他人の體驗の單なる「論理的解釋」でなく共感することである。身振、手眞似、態度、聲調、行爲から想像の協力によつて自己の體驗に結び付くことにあり、他人の精神過程が共感される。この方法は我々が自身を犯罪者の身體的精神的形態の中へ投入し、概念的把捉によつて盡し得ない所の全面的な精神的聯關を體驗することを意味する。』（一九頁）

四 Metzger, E.: Kriminalpolitik 1934. S. 113.

五 v. Rohden 前揭一七九頁以下、卽ちベルベック（ベルギー）一八〇頁、フエツチヤー（ザツクセン）一八三頁、クレツチマー精神生物圖式（Psychobiogramm）一八八頁、レンツ（ゲラーツ）一八九頁、フイールンスタイン（バイエルン）一九六頁、ビルンバウム犯罪精神生物圖式二二八頁、の各調査用紙を記載——之等の批判を試みてゐる。

犯罪生物學的豫後判定の方法に關して詳細な論述をなしてゐるのは (六) von Rohden である。彼によれば犯罪生物學的豫後の方法は醫師が病氣の豫後を判斷するのと異る所はないといふ。それなら醫師の豫後はどんな資料に基いてされるかといふと、主として次の七つの點によるのである。（イ）既往症、（ロ）疾病の種類、（ハ）疾病の經過と程度、（ニ）疾病の原因、（ホ）症候、（ヘ）現在試みつゝある治療方法の效果。

犯罪者の社會的豫後の場合にも同樣の七つの研究方法が考へられる。

（イ）既往歷に基く豫後。之は犯罪者の全發達經歷を研究することである。遺傳生物學的家系と並んで、こゝでは特に犯罪者の學歷と職業が考察せられる。又犯罪者が累犯者か、どんな罪質の前科があるか、收容中の行狀はどうであつたか、觀察期間中の經驗は如何、醫師や教育家（看守、教師及教誨師達の以前の豫後はどうであつたかなど。

（ロ）犯罪種別の集團統計に基く豫後 Viernstein が Straubing の重懲役刑務所で、I國家及宗教に對する犯罪（一六二例）II暴力罪（八六例）III道德罪（一一八例）IV財產罪（四〇七例）の四種別に就て集團統計的方法で社會復歸



に對する豫想を立てた。結果を見るとI群からII群の方へ段々と惡くなつてゐる。國家及宗教に對する犯罪の豫後は最も良く九三%が改善可能なるに對し豫後不良なものは三%に過ぎない。暴力罪も豫後は良く判定せられてゐるし、道德罪の豫後も決して惡いとは言はれない。之に反して財產罪では全く異り、疑問の例の半數を改善可能の中に入れても矢張り改善不良より少數なのである。

バイエルン犯罪生物學的蒐集所の分類例によると次の如くである。

| | 例數 | 改善可能 | 疑問 | 改善不能 |
|---|---|---|---|---|
| (一) 機會性犯人 | 二〇〇 | 七六% | 二一% | 三% |
| (二) 激情性犯人 | 二〇〇 | 六七% | 二三% | 一〇% |
| (三) 狀態性犯人 | 二〇〇 | 八% | 二二% | 七〇% |

卽ち機會性犯人の豫後は非常に良く、狀態性犯人は絕對に不良である。激情性犯人は中間ではあるが狀態性犯人よりも機會性犯人の方にずつと近い。

Villinger は社會並びに治療教育的立場から社會的豫後を「教化可能」„Erziehbaren" 及「教化不能」„Unerziehbaren" の三段階を立て、之に精神病學的程度の段階、卽ち「精神的に完全なるもの」（正常者）から多くの「病的なるもの」（病的人格者や偏狹なる者）を通つて精神病及重い缺陷者に至る分類に併行せしめてゐる

（ハ）犯罪の經過樣式に基く豫後。機會性犯人であるか、或は習慣性、狀態性、職業性犯人であるかにより、急性と慢性の犯人性 (七) (Akute und chronische kriminosität) が區別せられる。急性の犯人性は一般に豫後は良で慢性の

犯人性は豫後は不良である。初犯と累犯との區別も之に屬するのであるが Warstadt の調査よると次の様にあまり滿足な結果を得てゐない。

| | 例數 | 改善可能 | 疑問 | 改善不能 |
|---|---|---|---|---|
| 初犯者 | 五〇 | 六〇% | 三五% | 五% |
| 累犯者 | 一〇〇 | 四七% | 三一% | 二二% |

それ故に社會的豫後に對し、あまり問題を起さない様な、もつとよい認識方法を求めねばならない。そのために集團統計の代りに個別的考察を豫後の基礎とすることが考へられる。卽ち個別考察によつて、犯罪者の人格を構成し且つその豫後を規定する所の遺傳と環境との生物學的關係を探ることである。從つて次の第四及第五の豫後的見地、卽ち原因研究と犯罪者の人格の徴候學に當面するのである。

(ニ) 原因研究に基く豫後。我々はこゝで遺傳に基く豫後と環境に基く豫後とを區別する。この場合犯罪者の中には病的人格者や精神薄弱者が一般人に比して遙かに多い事實を見、且つ此の精神的異常性が遺傳性であることが眞であるならば、假令外的關係をも常に顧慮しなければならぬとしても、遺傳關係の研究が犯罪者の將來の行狀に對する豫想に鍵を與へるであらう。

Meggendorfer は遺傳が犯罪者の社會的豫後に重要なることを認め之を證明した。彼は全然異つた豫後を持つ二つの病的人格の類型を記述してゐる。卽ち凡そ一〇〇例の「悖德狂」„moral Insanity" に就て臨床的、家系的に研究して嚴密に二つの群に分類した。一つは感動癲癇性人格（Affektepileptiker）であり、他は本來の悖德狂であり、心氣不振性人格（Parathymiker）と呼ばれるものである。前者はヒステリー性人格に非常によく似てゐるが、併し强烈な感動の影響によつて丁度眞正癲癇に見られる様な發作を起すことがある。併し彼等は癲癇性の性格變化や精神的薄弱狀態を起さないから眞正癲癇とも明瞭に區別せられる。彼等の社會的危險性は彼等があまりに冒險的、誇大



的、詐欺的に傾くからである。感動癲癇性人格の社會的豫後は以前は見込がないと考へられてゐた。けれ共彼等を長年追究して見ると、若い間しばらくは强い犯罪性を表はすに拘らず、全體としては豫後がよい事がわかつたのである。大低のものは社會的適應能力を一時、間違つて棄てゝ居たのであるが、本來は有つてゐるお蔭で、二〇才から三〇才位の間で規律と落付きを取戻すのである。

心氣不振性人格のものは豫後的には全然異つて評價せられる。Meggendorfer は心氣不振性人格の殆ど凡てのものに精神乖離症の重い遺傳的負因を確めた。彼等は青春期前又は中に乖離性精神病にならずに而も進行性に人格構造、殊に氣質及性格の層に變化を起すのである。彼等は閉鎖的、陰險、無情、殘忍、嘘つき、不從順になる。そして之等の凡ての性質が彼等を犯罪性脫線に運命づけるのである。彼等の生活經過を追究してみると、感動癲癇性人格に反して豫後の非常に惡いことが確實になつたのである。

此の特徴ある二群の犯罪者に本質的なことは兩者共に內因性のもの、卽ち彼等は殆ど環境の影響から獨立に遺傳と素質に基いて犯罪の軌道を進むものである以上 Lombroso の意味の「生來性」犯罪者に屬する。それにも拘らず彼等の社會的豫後は根本的に異るのである。一方は敎育可能で累進處遇を適用せらるべきものであるが、他方は內的の原因から改善不能に數へられ保安監置にすべきものである。

Meggendorfer の如き研究が他の犯罪者の範疇に擴げられるならば、我々は更に價値ある社會的豫後の鍵を得るに至るであらう。然し我々が生物學的には同質であり乍ら、社會豫後的には相異する所の類型を明にするためにはまだまだ多くの準備研究がなされねばならないのである。

次に又內因性のもの（Endogeniker）と外因性のもの（Exogeniker）とが對立させられる。內因性のものとは將來の生活經路が素質と遺傳から推定せられるものであり、外因性のものとは內的原因ではなく、主として社會的因子が生活の經過を規定するものである。而して外因性のもの、豫後は原則として內因性のものより良好なのである。卽ち

犯罪の原因として外因性の要素の方がより決定的であることが證明せられれば、一層豫後は良好であるといふ原則が豫後判定の實際に當つて立てられるのである。内因性のものと外因性のものとの數字的の關係に就ては Birnbaum は Lombroso に同意して次の規定をしてゐる。即ち、凡ての犯罪者中三五%から四〇%は變質的な内因性のものであり、從つて殘りの六〇%—六五%は外因性の動機から陷つた習慣性や機會性の犯罪者である。そしてこの後の六〇—六五%のもの達は行刑教育の影響によつて社會的精神への轉向が可能なのである。

犯罪の原因となる所の環境を研究すると共に犯罪者が釋放後の環境から如何に影響を受けるかを知ることも、將來の社會的發展の豫想に對して重要である。そして最も關係の深いのは釋放者が長くその緣者の許に停まつてゐるかどうかといふことである。Warstadt は累犯者中その緣者と良い關係を保つてゐるものは只の三一%であるのに、初犯者では五四%であることを見出してゐる。

(ホ) 體質研究に基く豫後。遺傳や環境の像(Bild)からの豫後の他に、現象の像からの豫後がある。因果に基づく豫後の他に犯罪者の人格の橫斷面的分析からの豫後がある。社會學的豫後の他に體質的豫後がある。Viernstein, Michel-Weeber, von Rohden 等の諸研究は改善不能者には離情性體質 (Schizothymen Konstitution) の多いことに一致してゐる。從つて離情性體質 (Zykrothymen Konstitution) が多く、改善可能のものには環情性體質と環情性體質とはそれ〳〵異つた犯罪性を有つばかりでなく、一定の時期經過後の社會再適應の能力にも相違あることを正當に想定出來ると主張する。

これによつて敎化可能性と改善能力の限界を生物學的に確定する道が示されたとする。即ち或累犯者に强い反社會的傾向と共に、痩せた體型と離情性特性とを見るならば、豫後不良と判定する凡ゆる重要な條件が揃つたものと考へるのである。

(ヘ) 行刑處遇法の效果に基く豫後。上述の樣に生物學的にも犯罪者の一小部分は改善不良である。併し三分の二の大部分は原則として改善可能であり、又改善意志を有つ。この遷善可能の部分は累進處遇が適用せられる。そこで個々の犯罪者が事實上改善せられるかどうかは別の問題である。即ち社會復歸は犯罪者の將來の經濟的運命を考へに入れなければ、彼等に適用した處遇法の效果又は無效果に依る所が多い。よい敎育家もあれば惡い敎育家もある樣に處遇法にも善い惡いがある。又治療の結果は患者の側ばかりでなく、醫師の側にも依るのである。それ故に或受刑者を今日の行刑方法によつて社會復歸出來なかつたからと言つて、改善不能の烙印を押さうとするならば場合によつては全然正しくないのである。何故ならば今迄の行刑が唯一の正しきものであり且つこの受刑者に對し適正な敎育方法を適用したのだと是認し得るものがあるだらうか。又個々の受刑者に對し行刑の效果が現れなかつたならば、適用された敎育手段が不適當であつたとの證明にはなり得るけれども、それだけではまだその受刑者の社會的豫後が不良であるといふ證明には全然ならないのである。

以上の如く Rohden によれば犯罪生物學は各受刑者の前經歷を最小の枝葉の一つ一つに迄探り入り、單にその人格的の特性や生活關係のみならず、その血統史的な、遺傳的な成素をも研究することによつて、犯罪原因の理解に必要な事實の複合體が明かにされ、それによつて社會的豫後の判定が可能になり、且同時に科學的にも實踐的にも凡ゆる要求を滿すことが出來ると言ふ。

以上により犯罪生物學的方法論を極めて大まかに概觀したのであるが、獨逸に於ては既に諸研究所で犯罪生物學的豫後に就て相當の實踐的經驗が積まれて來てゐるのである。然らばその豫後の信賴性、即ち豫想と實際との適中關係は如何なるものであらふか。更に又上述のアメリカ法による豫後判定の信賴性といづれが大であらふか。之は學問的にも亦實踐的にも極めて興味ある問題と言はねばならない。

六 von Rohden 前揭一六〇頁以下

七 Rosenfeld は集團現象としての犯罪性 (Kriminalität) に對し個人が犯罪者になることを犯人性 (Kriminosität) と言つた。(ローデンによる)

# 明治監獄年譜（七）

辻　敬助

## 二三　明治二十三年

### 一月

(1) 國立監獄官練習所設置。我國中央に於ける監獄官教育機關の嚆矢にして、時の警保局長清浦奎吾氏の就任以來計畫せられたものが漸く實現を見たのである。氏は監獄改良の根底は繫つて司獄官の素質向上に在りとし、警察官練習所の例に倣ひ、獨逸斯界の權威者を招聘して監獄官練習所を開設せんとし、熱心提唱する所あつたが遂に閣議の容るゝ所となり、獨逸滯在中の山縣内務大臣より直接普國政府に交渉の結果、クローネ博士の高弟ゼーバツハ氏の來朝となつたのである。練習所構成の概要は左の如くである。

1. 組織。東京集治監獄内に設置し同集治監典獄石澤謹吾氏所長を兼ね内務省の直轄する所であつた。教師は前記ゼーバツハ氏の外小原重哉氏、（元老院議官）穗積陳重氏、（法科大學教授）倉富勇三郎（司法省參事官）等に囑託した。
2. 練習期間。第一次は二ケ月、第二次は六ケ月であつた。
3. 練習生
   イ、第一次。廳府縣典獄（兼務の高等官を除く）、副典獄（典獄を置かざる府縣に限る）及集治監、兵庫假留監の副典獄又は首席の書記、看守長の内一人を召集し北海道廳及空知、樺戸、釧路の三監獄署よりは首席書記、看守長の内一人を召集した。入所者は總計五十七名であつた。
   ロ、第二次。廳府縣（東京府を除く）集治監兵庫假留監、書記看守長中より地方長官又は集治監假留監典獄をして撰抜せしめた。其人員は警視廳は監獄本分署毎に北海道は監獄署毎に府縣は其府縣毎に集治監及兵庫假留監は其監毎に二人以下とした。入所者は總計九十四人であつた。
4. 課程

第一次時間割表

| 時間 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | 御傭教師講義 | 御傭教師講義 | 御傭教師講義 | 御傭教師講義 | 御傭教師講義 | 御傭教師講義 |
| | 實務訓練 | 實務訓練 | 實務訓練 | 實務訓練 | 實務訓練 | 實務訓練 |
| | 午前九時ヨリ午十時迄 | 午前九時ヨリ午十時迄 | 午前九時ヨリ午十時迄 | 午前九時ヨリ午十時迄 | 午前九時ヨリ午十時迄 | 午前九時ヨリ午十時迄 |
| | 二時迄 | 二時迄 | 二時迄 | 二時迄 | 二時迄 | 二時迄 |
| | | | | 警保局長講演 | 獄務質疑會 | |
| | | | | 凡ソ二時間 | 午前九時ヨリ午十時迄 | |
| | | | | | 二時迄 | |
| 午後 | 獄務質疑會 | | 憲法博士刑法理講義 | | 御傭教師講義 | |
| | 午後一時ヨリ四時迄 | | 午後一時ヨリ二時迄 | | 實務訓練 | |
| | | | | | 午後一時ヨリ四時迄 | |
| | | | | | 獄務質疑會 | |
| | | | | | 午後一時ヨリ四時迄 | |

第二次時間割表

| 時間 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | 午前九時ヨリ一時間 刑法 | 午前九時ヨリ三時間 獨逸監獄法附實習 | 午前九時ヨリ一時間半 刑法 | 午前九時ヨリ三時間 獨逸監獄法附實習 | 午前九時ヨリ三時間 獨逸監獄法附實習 | 午前九時ヨリ一時間 本邦監獄法 |
| 午後 | | | | | | |

| 時間 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 午後 | 午後一時ヨリ三時間 獨逸監獄法附實習 | | 午後一時ヨリ一時間 本邦監獄法 | | | |

備考　本表時間外ノ外臨時實習ヲ行フコトアルベシ

以上の如く教科目等は後の警察監獄學校の夫れに比し著しく貧弱であつたが、當時は未だ一般法制整備せず且授業は實務に練熟するを主眼とし、兼て學理を修めしむる趣旨なりしを以て、當時としては恐らく適當であつたと思はれる。

第一次は此年四月一日に開所し、五月末日に終り、第二次は同じく十月十六日開所し、翌年三月末日に終つたが、學期を重ぬること僅に二回にして、ゼーバツハ氏の逝去に依り、廢所の運命に會したのは返す返すも遺憾である。乍併此間卒業生百四十九名を出し、殊に學務兼到のゼーバツハ氏が國境を超越し、蘊蓄を傾けて教授訓練の事に當りたる爲、練習生亦深く同氏に傾倒し、其人格的感化頗る大なるものがあつた。我國監獄が當時長足の進歩發達を遂げたるは、全く氏の熱烈なる訓練、指導の賜物であるといはれてゐる。

(2) 燻蒸室の新設。德島縣監獄署は在監人被服消毒の

目的を以て、燻蒸室一棟を新設した。一般衞生思想の向上に伴ひ監獄衞生施設も漸く整備せられて行つた。大阪府私立衞生會にて運搬燻蒸器を考案し各方面に喧傳し、宮城集治監が消毒機を發明したのも此頃の事である。

**二月**

裁判所構成法制定。先に憲法の發布に依り、行政裁判を司法裁判より分離し、司法權は法律に依り組織せらるる裁判所、天皇の御名に於て之を行ふものとし、裁判官は法律に定めたる資格を有する者を以て之に任じ、裁判の對審判決に付公開主義を認められたる結果、本法の制定を見たのである。全篇百四十四條より成り各裁判所及檢事局の組織並權限、官吏の任用資格並職務上の地位、司法事務の取扱、司法行政の職務並監督等に關する精密なる規定を設けた。尙三月には構成法施行條例を發布し次で七月執達吏規則、八月判事懲戒法を發布するに及び本邦司法制度も漸く完備するに至つた。

**三月**

(1) 網走外役所設置。釧路監獄署は網走地方開發及國道開鑿の目的を以て北見國網走郡最寄村に外役所を設けたが、翌年五月獄舍の竣工と共に之を分監とした。後の網走監獄の濫觴である。國道は北見、石狩の國境に至る延長四十里に亙り內四分の一は峻嶮なる山嶽地帶で非常な難工事であつたが、刻苦經營八百名の囚徒を督して文字通り晝夜兼行、工事の進展を圖り、翌廿四年十二月竣工した。竣工後は專ら所屬地の開墾に着手し農業監獄の基礎を確立するが爲、是又多大の努力が拂はれた。

(2) 一般官吏新聞記者等の參觀許可。先に明治十四年東京帝國大學法學及政治學教員及學生の參觀を許し、次で十八年十一月官私外國人の參觀を許したが、今回廣く一般官吏、新聞記者、保護會員等の參觀を許可し（警視廳伺內務省指令）一面參觀に關する取締方を通牒する所あつた。

1. 在監人と交談することを許さざる事
2. 新聞、雜誌記者に付ては特に參觀の目的を審糺する事
3. 女監は特に著しき理由なきに於ては參觀せしめざる事
4. 參觀人は典獄、看守長の內にて之を導く事
5. 參觀人の言語擧動に注意する事

(3) ゼーバッハ氏の巡視。氏は昨秋來朝後直ちに東京府下各監獄を巡視し、監獄官練習所に於ける講說の資料としたが、更に其の休講中を利用して各地方の獄務の査察に當り、我國獄制改良の爲に多大の功績を殘こした。

**第一回** 東京府下監獄巡視。（廿二年十一月中）

**第二回** 埼玉、群馬、栃木三縣監獄巡視。小河屬隨行す。（廿三年二月廿日より三月七日に至る）

**第三回** 靜岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山二府八縣監獄巡視小河屬隨行す。（廿三年六月十日より八月一日に至る）。

**第四回** 東北及北海道各監獄巡視。小河屬隨行す。（廿四年四月下旬より六月十九日に至る）

**四月**

(1) 市谷分署の謀殺未遂。市谷分署拘禁中の未成年囚五名は豫て雜業夫の仕打に不滿を抱き、共謀の上同人を絞殺せんとしたるも、幸に未遂に終つた。誘工者制度は廢止せられたるも、其の弊風は容易に改むるに至らざりしことを如實に示してゐる。

(2) 看守長看守副長の官等俸給改正。看守長は判任四等若は五等、看守副長は判任六等とし、官等俸給共に判任官々等俸給令に依ることゝなつたが、實質上に於ては何等待遇の改善を見るに至らなかつた。

**六月**

第四回萬國監獄會議。露國ペテルブルグ貴族會館に於て開催、參加國二十五ケ國、其派遣委員三百名を超え、オルデンブルグ公議長に選任せられた。議題は二十五件にして、第一部刑法、第二部監獄管理、第三部犯罪豫防及免囚保護の三部に分ち、審議を進めた。會員提出の論文百三十九通は、部會に於て審査の上印刷に付し、會員に配布された。尙會議附屬事業たる萬國監獄博覽會はミハイロフスキー練兵場內に開設し、出品參加國二十一ケ國、總出品點數は六百點を超え、陳列場は第一部少年監獄及懲役監內設備、第二部獨房囚製作品、第三部雜居囚製作品の三部に分かたれた。博覽會中異彩を放てるは佛國出品にして、三百二十メートル立方の場所を五區に分ち、千七百九十年より千八百九十年に至る間の監獄進歩の跡を、一目の下に了解せしむるの方法を採つた。第一區には古代の監獄に關する書籍、獄舍の模型、圖畫等、第二區には、百年前に於ける三箇の監獄に付其沿革並模型、第三區には現今雜居監獄及獨居監獄に於ける就業狀態の模型並製作品、第四區には少年監の模型、製作品、

食料表、賞罰表、第五區には囚徒測定法、監獄統計表類、並保護團體報告書等を陳列した。

露都駐在西公使及大前書記官は、我國委員として出席し、我國獄制其後の沿革を提出し、尚議題として、囚人の役業、囚人階級處遇方法、殖民地監獄に係る特別懲戒方法の三問を出題した。監獄博覽會には囚徒製作品五十五點を出品し、內三點は同國皇室の御買上の光榮に浴した。

**七月**

(1) 看守長、看守副長特別任用令。奉職滿五年以上にして精勤證書を有し、現に其職を有する者は試驗を用ひず、看守長及看守副長に任用し得るの進路を開いた。

(2) 最初の貴衆兩院議員の選擧。六月貴族院多額納稅者議員を選擧し、七月同伯、子、男互選會及第一回衆議院議員選擧を執行し、兩院議員總計五百七十六名が選出せられた。選擧は殆ど理想選擧に近かつたが、唯官、民兩黨の爭ひ激烈を極め幾多の死傷者を出し、遂に民黨の勝利に歸した。

(3) 樺戸、空知、釧路再び集治監と稱す。北海道廳官制を改正し、樺戸以下三監獄署を舊稱に復し、各集治監と改稱し、尚副典獄を置くことゝした。

**八月**

(1) 看守の職務上諳知すべき事項の訓授。在監人處遇其他職務執行に關する重要事項廿一項を擧げ、隨時看守長をして訓授せしむることゝした。普國の例に倣つたもので、ゼーバツハ氏の影響と見るべきであらう。看守は日々在監人に近接し、其一擧一動は囚情に影響する所少なからざるを以て、常に執務の要領を反覆訓授し、行刑の適切を期せんとしたのである。

(2) 集治監官制改正。集治監假留監の官制を改正し、副典獄を廢し、敎誨師を新に判任待遇とし、尚同時に從來官制に於て規定せし事務の分課は別に之を定むる事とした。

(3) 監獄法令類纂の刊行。監獄法規の蒐輯としては、先に獄務備攷、監獄法規等の出版ありたるも、昨年七月以來監獄則の改正並に關係法規の改廢を見たるものありて、參照に不便少なからざりしを以て、監督官廳自ら編纂の局に當り、玆に發刊の運びとなつたのである。因に此種監獄法令集刊行の經過は左の如くである。

1. 獄務備攷　明治十一年五月（東京警視監獄署出版）



同第二編第一號同十二年九月（同）
同第二編第二號同十四年一月（同）
2. 東京集治監規程類纂明治十七年九月（東京集治監藏版）
3. 監獄法規　明治十九年九月（石川島分署藏版）
同附錄　同　廿一年七月（同）
4. 獄務指令錄甲　明治十九年九月（內務省警保局藏版）
同　乙　同　二十年三月（同）
同　丙　同二十二年三月（同）
5. 第一回監獄法令類纂　明治二十三年八月（內務省警保局藏版）
6. 第二回同　明治二十九年二月（內務省警保局監獄課編纂）
7. 第三回同　明治三十四年十月（司法省監獄局編纂）
8. 第四回同　明治四十四年九月（監獄協會編纂）

(4) 虎疫流行。廣嶋縣監獄署コレラ猩獗を極め、年內患者百二十五名を出し、死亡者八十六名に上つた。此外兵庫五十六名（死亡三十九名）、石川嶋二十九名（死亡十七名）、大阪、山梨、北海道、長崎、岡山等總患者二百七十六名、死亡者百八十七名を出した。今回は第三回目の流行で、死亡率等は幾分減少し、且獄內豫防法も漸次行屆くやうになつた。

**九月**

刑事被告人に外醫の治療を許す。外醫の治療を許すことは、嚴正なる監獄の紀律を害するの虞ありとして、許されなかつたのであるが、刑事被告人の待遇改善に伴ひ、普國獄制に倣ひ、外醫に依る自費治療を認むることとなつたのである。

**十月**

(1) 刑事訴訟法發布。治罪法は舊刑法と共に範を泰西に採り、永久の施行と完全とを期したるも、二十一年憲法の發布に遭遇し、裁判所の構成は、法律に於て之を定むる旨を規定せられたる爲、從來治罪法中の一編たりし刑事裁判所の構成は、民事裁判所と共に裁判所構成法なる名稱の下に、獨立したる法典となすの必要を生じ、加ふるに文化の進歩と、既往八年間に於ける實際施行の經驗とは治罪法の改正を促がし、之に大修正を加へ且其名稱を改め頒布施行することゝなつたのである。

(2) 控訴及上告人の費用。裁判所構成法の實施と共に重罪に就て控訴を許すことゝなりたる爲、之が費用支辨方を定めたのである。卽ち重輕罪控訴及上告人拘禁中

の費用並裁判確定後、囚人に係る費用は總て最前裁判言渡ありたる地方の監獄費を以て支辨し、其費額は一人一日金二十錢とした。

(3) 府縣典獄の昇格等。政府は條約改正準備として種種監獄の改良刷新を企圖し、先づ之が第一着手として監獄則を改正し、次で多年の懸案たる典獄の昇格を實現せしめたのである。尙之と同時に地方官々制を改正し、第一部、第二部を廢して內務部及監獄署を置き、第二部監獄課を監獄署に合併した。かくて地方監獄の事務は知事に直屬し、他の事務と對立して、自ら獨立の地位を保つことゝなつたのである。當時警察監獄學會雜誌などは、「十月十日こそは、眞に吾人の永久忘るべからざる吉辰となれり」云々と狂喜してゐるが、從來一名の高等官を有せず、兎角他の行政部門に比し、卑視せられたる部內の歡びは如何計りなりしや、蓋し想像に難くない。

(4) 府縣教誨師並醫師の判任待遇 (一) 教誨師に在りては監獄則の改正に伴ひ、其の事務分擔は著しく增加し、到底地方寺院の篤志的奉仕に甘んずる能はざるに至り、之が待遇を厚ふするの必要に迫まられたると (二) 醫師に在りては是又監獄則の改正に依り、在監者の保健衞生を重視するに至り、其職責を明かにするの心要上、在來地方に於ける醫療受負制度を全廢し、專任醫師配置の要ありしに因り、各其の待遇を改善するに至つたのである。

(5) 看守人員及俸給の改正並休職の制を定む (一) 看守人員は概ね、明治十四年司獄官傭人設置程度の標準に依つたが、各集治監は此機會に於て、看守の配置を充實し押丁を廢止した。(二) 看守俸給は從前十圓以下とありしを、六圓以上十圓以下と改定し、尙勤續滿九年以上の者は十二圓、滿十二年以上の者は十五圓を支給し得らるゝことゝし、巡査との權衡を得るに至つた。(三) 又休職の制度を設け、囚徒の增減に因り、看守配置の緩急を圖ることを得せしめたのである。

(6) 看守教習規則標準を定む。自今新に採用する看守は、其職務に服せしむる前に於て、教習規則標準に依り略ぼ獄務の要領を教授し、且實務を練習せしむることゝした。此訓令に基て翌廿四年に亙り、從來教習所を設置せる府縣は之を改善し、未だ設置なき府縣は新に府縣監獄署內に之を設け、看守の素質向上を圖ることゝなつた。

(7) 監獄の名稱改正。從來府縣に依り其名稱區々なりしを統一し、府縣所在地の監獄を某府、縣監獄署と稱し其他の監獄は某府縣某地監獄支署と稱せしめた。

(8) 評論監獄世界の刊行。佐野尙氏は獨力を以て雜誌監獄世界を創刊したが、僅に號を重ぬる事八回にして、翌廿四年五月廢刊した。氏は監獄協會雜誌は學術雜誌の種類に屬し、時事に亙る監獄事項の報道に充分ならざるの憾ありとして發刊せられたのであるが、部內には之を以て同氏が、監獄協會の事業に熱意を缺くが如く批難するものあるに鑑み、遂に間もなく廢刊するに至つたのである。學術雜誌兼通俗雜誌の編輯は、此當時からの惱みであつた。



## 十一月

(1) 監獄評議委員設置。內務省は監獄の建築、囚人の作業等を審議する爲、省內に評議委員を置き、委員長は警保局長、委員は縣治局長、警保局次長、內務參事官二人、技師四人（建築、衞生各二人）、司法省參事官、裁判官、檢察官の內二人、法學士二人を以て之に充て、事實問題に付ては臨時に、實際家を參座せしむることゝした。此制度はゼーバツハ氏の建言に基くもので、我が獄制の進步の上に、一大速力を加ふるものあるべしと期待せられたが、ゼ氏の逝去、淸浦氏の辭職等に依り、後には有名無實に歸したことは遺憾である。記錄に明かなるものとしては (一) 作業配課標準を審議する爲、廿三年十二月及廿四年二月中三回の委員會を開催し、且石川嶋支署の作業狀態を視察し、尙ゼ氏の作業目的に關する講演を聽取し、(二) 獄務概則、監獄事務分課、看守採用規則案審査の爲、廿五年六月及七月中四回の委員會を開催してゐるが、其決議等は明かでない。

## 十二月

小河氏日本監獄法講義出版。本書は監獄則、同施行細則及看守以下監獄吏員分掌例の三編に分ち、各編に就き逐條精密なる註釋を施し、泰西諸國の例規行刑思想等をも參照し、好評嘖々たるものがあり、翌年三月再版を重ねた。

# 二四 明治二十四年

## 一月

退去命令の實施。我國最初の帝國議會は、昨年十一月廿五日を以て召集せられたのであるが、衆議院に於ては民黨側百七十名の多數を擁せる爲、政府は頗る苦境に立

ち、民黨、吏黨間の論戰激烈を極め、院外に於ても盛に壯士の活躍するありて、議員の身邊極めて不安を呈するに及び、政府は遂に保安條例を以て臨むの止むなきに至つたが、幸に流血の慘を免かれた。豫算案も「次年度に於て行政整理、經費節約を謀るの條件」の下に六百五十萬圓の削減に會したが、議會を通過することを得た。

**二月**

(1) 聯合擊劍大會。京都市に於て、附近聯合府縣春季擊劍大會を催した。現在各區對抗演武大會も、端をこゝに發してゐるのである。之より先、三島通庸の警視總監となるや、盛に劍道を奬勵し、劍道家は無試驗採用の恩典を與へ、幕末の圓熟せる劍士は相率ひて巡査看守となり、時の警視廳には斯道の達人が雲霞のやうに集つた。各府縣警察、監獄又漸次之に倣ひ、武道の奬勵を圖り、遂に各府縣間の對抗演武會なども盛に行はるゝやうになつたのである。

(2) 三條實美公薨去。内大臣三條實美公薨去、特に勅語を賜り、三日間廢朝仰出され、且國葬を行はれた。公が維新多難の政局に處して、能く王政復古の大業を補翼し奉り、且多年廟堂の統一に竭力せし功績は、實に偉大なるものがあつた。新政後監獄創始の基礎的事業の如きも、多くは公の太政大臣在職中の施設に屬するのである。

(3) 囚徒の撮影。警視廳は重罪犯及詐欺、竊盜、私文書僞造にして三犯以上の者、及逃走の虞ある者の撮影を命じた。明治五年、司法省が寫眞場を設け、犯罪捜査の用に供したる事あるも、監獄として寫眞の撮影に關し標準を設けたのは之を以て嚆矢とする。

**三月**

(1) 警察留置場拘禁費用區分を定む。先に小監獄の整理に伴ひ、警察留置場拘禁囚漸次多きを加へたる爲、之が費用區分を明確ならしむる必要上、此通牒となつたのである。

1. 換刑禁錮囚、拘留囚及拘留狀に依る者に係る費用、監獄費。
2. 拘禁狀なき一時の留置人に係る費用、警察費。
3. 留置場建築費並修繕費、警察費。
4. 留置場、常置の器具及臥具、監獄費。
5. 本件に關する事務費、警察費。

(2) 懲治人の破獄。京都府監獄署懲治場收容中の懲治人八名監房便所格子を切斷し、豫て用意の繩梯子にて外柵を踰越脫監した。此種在監者の戒護に付ては、比較的寬宥を以て臨み、且脆弱なる監房に收容せる爲、此不覺を取つたのであつた。

(3) 囚人身上調査表の採用。埼玉縣監獄署は、幼年囚に對し身上調査表を調製し、警察照會等に依り調査の正確を期し、個人處遇の適切を期することゝした。これは行刑上個人處遇の絶對的必要を力說せるゼーバツハ氏の影響と見られ、明治廿六年名籍原簿及囚人身分帳の前驅を爲すものである。(後述ゼ氏監獄改良論參照)



**四月**

(1) 小菅の觀櫻會。東京集治監内小菅御殿趾櫻樹の下に於て、特に飲食物を給與し、茶番狂言の模擬を爲せる旨、時事新聞は報じてゐる。茶番等の眞僞は措き、爾來同署の年中行事となるに至つた。

(2) 香川縣監獄署の腸チプス等。香川縣監獄署内、腸チプス猖獗を極め、年内患者合計百九十九名を出し、遂に假病監を建築するの已むなきに至つたが、他に波及するに至らずして、年内に終熄した。尙此年、兵庫縣監獄署、發疹チプス猖獗を極め、患者總數五百名を超え、死亡者三十九名を出した。之が爲此年全國傳染病患者總計千八十八人を算し、近年稀なる多數に上つた。

(3) 警保局長の更迭。埼玉縣知事小松原英太郎警保局長に轉じ、清浦局長は辭職の上、歐米視察の途に就いた。清浦氏は其外遊に先立ちて節約したる政費(一月の部參照)六百五十萬圓を以て、「府縣監獄費用を國庫支辨の舊に復すべき意見書」を貴衆兩院議員及監獄協會に配布し、頗る世の注目を惹いた。其要旨は左の如くである。

1. 國費支辨の當然性。犯罪は國法に對するの所爲にして、犯罪者を拘禁し、刑罰を加ふるは國權を以てするものである。故に監獄に要する所の費用は、國法執行に關する費用卽ち裁判所の費用等と同一途に出づべきは、理の當然である。
2. 在監人處遇統一上の要求。均しく國禁を犯し、同一の刑法に依り、同一の刑に處せられたる囚人にして、其府縣を異にし、其監獄を同くせざるが爲、其處遇に於ては非常の懸隔ある實狀である。之が處遇の統一を圖らんとせば、先以て監獄費を全部國庫の支辨としなければならぬ。
3. 費用負擔の公平。捕縛地に於て費用を負擔するの取

扱振なる爲、交通利便の地をして過分に監獄費を負擔せしむる結果となるのである。若し之が負擔の均衡を得せしめんとせば、監獄費は總て國庫負擔となすことを要する。

4. 冗費節約の要。控訴囚移送の費用は、出發地方より之を支辨するの取扱であるが、之が文書の往復、所持金品の送付等其煩實に算ふべからざるものがある。

5. 監獄改良上の要求。犯罪人中再犯以上の者多き事我國の如きは、萬國殆ど其比較なし。これ國民の教育程度低きと、其他慈惠的施設の設け充分ならざるに基因すと雖も、抑も亦監獄の檢束、教誨等宜しきを得ざるに因る。而して其要因は第一に、監獄費地方支辨なるに職由するのである。依て先監獄費を國庫の負擔となし、政府自らの手に依り改良の實を擧ぐるを要する。

6. 而して府縣監獄費、同建築費總額は最近五ケ年平均二百九十三萬圓にして、節約したる經費六百五十萬圓を以て之に充つる時は、綽々たる餘裕がある。

**五月**

大津事件。露國皇太子ニコラス親王殿下御觀光の途次、大津に於て巡査津田三造の爲に危害を加へられた。爲に聖駕御西下、親臨して御慰問の事ありたるは、恐懼の極みである。裁判所に於ては、大津地方裁判所に臨時大審院法廷を開き、三造を殺人罪として無期懲役に處した。裁判長は堤正己氏であつた。政府は國際上の關係を考慮し、皇太子に對する危害罪と同樣に死刑に處せられんことを期待せるも、斷乎として之を排し、司法權の獨立を維持した。西郷内務大臣、山田司法大臣は責を負ひ辭職し、品川彌二郎、田中不二麿之に代つた。津田三造は釧路集治監に移送せられ、同監服役中肺炎を病み十月死亡した。

**六月**

(1) 丁汝昌の參觀。清國水師提督丁汝昌は北洋艦隊六艘を率ひて來朝し、同國公使李經芳氏と共に東京集治監を參觀した。恰も休業日にして囚徒の就業狀態は觀覽せざりしも、構内隈なく視察し、事務上に付ても詳細なる質問があつたと傳へられてゐる。氏は廿八年二月戰利あらず降を我に乞ひ、陸海軍人以下の助命を哀願し、自らは鎭遠の艦室に於て毒を仰いで死んだが、支那當代の英傑であつた。

(2) 東京囚人墓地。警視廳は在監人死亡者假埋葬地を自今、雜司ケ谷墓地内に定めた。同地には從來市ケ谷支署の埋葬地ありしを、改めて管内各署の埋葬地としたのである。本署及石川島支署の埋葬地は、從來深川、三十三間堂境内に在りしも、同時に廢止された。現在は數矢小學校敷地となつてゐる。

**七月**

(1) 獨逸監獄法講義の出版。本書は監獄官練習所の編纂に係り、明治廿三年第二回監獄官練習所に於けるゼーバツハ氏の講義筆記にして、譯官小河滋二郎氏の校閲したものである。（尚此外第一回練習所に於ける同氏の講義も同樣廿三年十月出版されてゐる）本書は永く我國監獄改良の道標となり、一面又我國監獄學者小河博士等の金科玉條であつたのである。

(2) 北海道集治監の組織變更。北海道廳官制を改正し樺戸集治監を集治監本監となし、空知、釧路、網走の三監を各其分監とした。尚職員としては、典獄及分監長を奏任とし、書記、看守長、監獄醫を判任、教誨師を判任待遇とし、副典獄は廢止された。

(3) 北海道集治監看守の加俸。北海道集治監に限り、勤續滿五年以上にして勤勞拔群なる者には、現俸四分一以内の加俸を給することを得る事とした。北海道集治監の特殊性は、こゝにも認められてゐる。

(4) 聯合各府縣獄事會。此種會同は明治十五年二月、東京近府縣聯合獄事會の開催に始まるのであるが、十九年頃より漸次各聯合地區毎に之が開催を見るに至り、遂に本年以後各區共殆ど毎年一回開催するの慣例となるに至つた。獄事會の目的は當初主として事務上の聯絡打合せを爲すにあつたが、監獄改良思想の昂揚に伴ひ、自ら遇囚處遇の方針等に關しても、隔意なき意見の交換を見るに至り、監獄事業の發展向上の上にも效果少なからざりしものありと認められる。此狀態は廿八年央迄續いたが、内務省は寧ろ、從來稀に開催せられたる全國典獄會同を毎年一回開催することゝなし、如此割據的會同は可成之を制限せんとするの態度を採りたる爲、爾來中絶の姿となつた。後年行政整理經費節約の爲、典獄會同を隔年開催となし、之が補充として各控訴院管内毎に協議會を開催せるは、此の例に倣つたのである。

(5) 在監人費等の補充費途指定。囚徒及在監人諸費、看守俸給及給助、看守及巡査滿年賜金を明治廿四年度歳出豫算中第一豫備金にて、補充し得べきものと定められた。これは明治廿二年會計法に於て補充費途の制度定め

られ、毎年豫め勅令を以て、之を定むることゝなり、今年始めて之が勅令の公布を見たのである。在監人費は其後永く補充費途として認められてゐるが、看守俸給は後間もなく除外さるゝに至つた。

(6) 刑死者の墓標其他制限。刑死者の墓標には氏名、法號、族籍、年齢、生死の年月日を記入するに止め、他の事項を記するを禁じ、其他公然の祭祀寫眞其他肖像を公賣する事等を禁じた。

(7) 給與工錢無利子となる。在監人給與工錢は從來預金規則に依り利殖せしめたが、利子極めて零細なるのみならず、徒に手數を要するを以て、爾後無利子預入の事に改められた。

## 八月

(1) 巡査看守の判任官待遇。世運の進歩發達に伴ひ、警察、監獄事務も逐年繁劇を加へ、四圍の狀勢亦是等職員の地位向上の必要を認められたのである。これなども清浦前警保局長多年熱心盡力せられたる結果であるといはれてゐる。

(2) 民業壓迫注意の通牒。內務省は過度に多數の囚人を一工業に使役し、若は大規模を以て開設し、地方人民の營業を妨害するが如き事なきよう注意する所あつた。民業壓迫に關する我國最初の訓令である。これは近時作業內容も著しく改善せられ、工業化の傾向漸く顯著となり、殊に地方に於ける官司業中には、往々にして民業との競業に陷るものあるに鑑み、此の通牒となつたのである。尙此通牒が普國監獄則作業に關する規程に類似せる點より見るも、行刑處遇の事漸次佛蘭西流から獨逸流に修正せられ行くことを看過すことが出來ない。

## 九月

(1) ゼーバツハ氏逝く。氏は六月中旬東北、北海道巡閱の旅より歸京後間もなく水腫病に罹り、剩へ喘息及腎臟炎を併發し、ベルツ博士の勸告に從ひ、箱根、宮ノ下及鹿の湯に轉地、專ら療養につとめられた。八月末小康を得て一旦歸京したるも、九月中旬再び症狀惡化し、直に橫濱獨逸海軍病院に入院、治療に盡したるも、遂に再び起たず、遠逝せられたのは誠に痛惜の極みである。朝廷は氏の功勞を錄して勳五等に敍し、瑞寶章を下賜せられた。氏は來朝僅に一年有半にして病歿せられたるも、監獄官練習所に於ては主任敎授として、獨逸監獄法講義及實務指導を擔當し、其間官命を受けて親しく關東、關



西、東北、北海道等の監獄を査閱し、又中央當局の諮問に應じ、各種の獻策を爲す等其卓越せる事務的才能と、豐富なる學殖とは我國監獄改良の上に、不滅の效績を遺された。當時監獄改良の途上に在つた我が監獄界としては、氏の長逝は實に容易に恢復し得ざる大損失であつた。玆に氏の抱懷せる監獄改良論の主眼と認むべきものを擧げ、五十年後の今日、ゼ氏の理想が將して如何なる程度に實現されたかを讀み直して見ることにする。

1. 行刑の目的は犯罪人に對し、矯正感化を施し以て社會有用の一人として復歸せしむるに在り。
2. 監獄費の地方稅たる間は、中央統括權の徹底を阻止せられ、監獄改良の目的を達する能はず。監獄費は須く國庫支辨たらしむべきものとす。
3. 主務省中に獄務を專管する部局を設け、尙之に監獄評議委員を附屬して、其事務に參與せしむる事を要す。而して該委員中の一名は、監獄の實務に通曉したる老練家を以て之に充つべし。
4. 全國を分ちて若干の監獄區となし、每區、區長卽ち中間監督官を置き、其區內の獄務を指揮監督せしむべし。區長は最も獄務に通曉し且老練なる者を撰拔して之に任ずべし。
5. 行刑の目的を達する唯一の方法は、個人的待遇法なり。
6. 拘禁法は獨房制と階級制の二あるのみ、雜居制は罪惡を助長するに過ぎず、採用すべからず。
7. 罪囚增加の主因は、短期初犯囚に對する治獄法の完備せざるにあり。監獄の改築は先第一に是等の者を拘禁する所より着手せざるべからず。
8. 一監獄の定員は五百人を限度とす。
9. 懲役刑の執行に付ては、階級制に依り獨房を以て初級とし、次で雜居級に移すも、夜間は必ず其寢房を別異し、罪惡の傳播を防ぐことを要す。
10. 遇囚は嚴正且均一ならざるべからず。
11. 作業は行刑上囚人を矯正感化するの一手段なり。作業を以て懲戒の具となさんとするは誤なり。
12. 作業の賦課は宜しく其個人的に適當なるものを撰擇せざるべからず。囚人にして其習得したる技能ある者は、成るべく之と同一若は類似の作業に從事せしむる事を要す。
13. 官司業は監獄作業に最も適したる所の管理法なり。
14. 監獄の食料は各囚身體に應じ、其健康を保持するに必要なる程度を給するを以て原則とすべし。

15. 懲治場は獨立して之を建設し、教育に堪能なる人物を以て之が管理の局に當らしむることを要す。

(2) 幌内炭山の爆發。北海道幌内炭山坑内爆發し、集治監出役囚徒死亡者十名を出した。坑内に於て暖氣を採らんが爲、木屑等を取集め點火せるに坑内留木に燃え移り、炭酸中毒を惹起したのである。尚同坑内に於ては翌年三月又々、携帯ランプより移火爆發して囚徒死亡者三名、負傷者九名を出した。是等事故の頻發は忽ち民論の利用する所となり、同地方の新聞は盛に此非人道的作業の經營を攻撃し、遂て同炭山出役廢止（廿八年）の一誘因を爲すに至つた。

## 十月

(1) 濃尾の震禍。尾張美濃地方大震あり、岐阜縣下全潰家屋十四萬二千餘、死者七千二百餘人、愛知縣下全潰家屋四萬一千餘、死者二千三百餘人に達した。此震災に於て愛知縣監獄署の被害は全潰十二棟、半潰六棟、大破十六棟、職員重傷二人、輕傷三人、囚徒死亡十二人、負傷九十六人を出した。一宮支署亦大破せるも、人畜には被害がなかつた。岐阜縣監獄署の被害は一層甚しく、工場、監房概ね潰壞し、職員死亡二人、負傷十數人、囚徒死亡十四人、重傷十三人、輕傷六十七人を出した。大垣支署は人畜に被害なかりしも、建物被害は甚大であつた。數日を經て北條侍從を愛知縣監獄署へ、毛利侍從を岐阜縣監獄署へ御差遣あり、松方總理大臣又親しく兩監獄署を慰問する所あつた。因に兩監獄署の被害甚大なりしに拘らず、岐阜は逃走者三名、愛知は逃走未遂二名を出したるのみであつた。尚愛知に於ては萬一の危險を慮り、翌月六日に至る迄歩兵及憲兵をして内外を警備せしめた。

(2) 第一回九州各縣監獄教誨師聯合會。本會合は三池集治監谷治教誨師の首唱に係り、同氏は本會組織の爲各縣下へ巡歴し、漸く成立を見るに至つたのである。協議事項は八十二項の多きに上り、教誨施行の方法並教誨師勤務に關する事項等種々協議する所ありしも、各縣の狀況一樣ならざるを以て、一定の議決を見るに至らなかつた。併しながら本會が此種會議開催の濫觴となり、軈て全國的に會議開催の氣運を作るに至つたことは記憶せらるべきである。因に明治年間に於ける此種教誨師會同は前後十六回にして、就中明治四十二年後の會同に於ては新刑法並新監獄法施行に伴ふ教化方策を確立する上に於て多大の努力が拂はれた。



(3) 熊本縣監獄署三池出役場の奇病。九月上旬より十月下旬に至る約二ケ月間に亙り、一種異樣の疾病發生し同樣の症狀を現はす者四十四名の多きに達した。徴候の主なるものは、急性出血性齒齦炎、上下肢内面の溢血、全身貧血、牽引樣の劇痛等にして原因調査の結果、坑内衛生不良、食料中蔬菜の不足、飲料水不良に因る所謂壞血病（スコールブート病）なることを發見し、直に食糧の改良を行ひ、醫療を施したるに、平均約四週間にして全治し、間もなく其跡を絶つに至つた。これ全く先の三池集治監に於ける夜盲症と發生原因を同くし、當時の坑内作業の衛生狀態の一班を窺ふに足るものがある。

## 十一月

警視廳行狀視察規程改正。警視廳は十九年七月訓令在監人行狀視察規程を改正し、新に視察綱目を定め

1. 獄則教令、2. 尊屬親、3. 言語、4. 動作、5. 役業
6. 性質の六項とした。こゝにも個別處遇尊重の思想の擡頭を見、行刑處遇の指標、乃至個性觀察の觀點が漸次鮮明されて行くのを見るのである。

## 十二月

監獄費國庫支辨案否決。政府提出の監獄費國庫支辨案は衆議院に於て、百七十九對六十九の少數にて遂に否決の運命に會した。本案は先にも述べたるが如く、清浦前警保局長及ゼーバツハ氏の最も熱心に主張せる所に係り、小松原局長之を繼承し本案の支持に努めたる結果、遂に廟議の容るゝ所となり、第二議會に提出の運びとなつたのである。併し當時の政治的情勢は、政府に頗る不利なるものありしと、本案に對する官民の認識未だ充分ならざるものありたる爲、遂に意外の少數を以て慘敗を見るに至つたのである。

# 戒　護　（二）

前田幸之助

一　序　言
二　國家と在監人との關係
三　監獄の目的（以上前號）
四　戒護の意義
五　戒護と司法警察權
六　戒護の限界
七　戒護の種類
八　從來の戒護概念（以上本號）
九　戒護の方法

## 四　戒護の意義

### 一　戒護の獨立性

戒護は夫自身特殊の目的及び作用を有すると謂ふことは一見明白なるが如くして、しかも尙其の概念の不明確と他の監獄作用との混亂の理由より、其の持つ意義の理解が當然なさるべき程度に迄到達してゐない。既に述べたるが如く監獄の目的を以て教育なりとするも將又應報なりとするも、在監者と監獄との間に行刑關係の存在を認むることに爭がないとすれば、此の行刑關係の存續維持の爲に其の破壞侵害の行爲並に狀態を防止し除去する作用は當然必須的の存在性を有せねばならぬ。而して其の手段は特別なる權力支配の關係を保護するものなるが故に亦必然に實力强制的素因を含む。此の行刑關係の維持保護の爲になす强制的作用を行刑作用中の戒護と名付けるのである。然らば戒護は教育行刑、威嚇行刑の何れに在つても不可缺の存在たるべく、其の本質は刑罰理論從つて監獄の目的より獨立して理解されねばならぬ。從來說かるゝもの〻多くは或ひは教化の作用と關聯せしめ、或ひは贖罪の觀念を介入せしめてゐるのであるが、是等は總て戒護をして刑罰理論により變化を受けしむべきものと解したに由る。私は戒護にかゝる變化性を認めない。戒護は獨自の作用と恒久の目的とを有する。此の特質を考究せずして眞の戒護の發見は困難である。



然らば其の特質とは何であらうか。第一に戒護は刑罰理論に依つて異同あるべきでない。即ちそれは戒護自身の目的を有すると謂ふことである。第二に戒護は其の手段に於て特殊なるものを藏してゐる。他の監獄作用に存し得ない實力行使が之である。第三に戒護は其の基くところの權力に於て特色を有してゐる。特別權力關係として一般統治關係から分離さるゝ所以が此處に在る。

私は此の戒護の特質を究明することに依つて戒護の獨立性を認めたい。以下述ぶるところは多く之に係る。

### 二　實質的意義に於ける戒護と形式的意義に於ける戒護

現在監獄に於て使用さるゝ戒護なる語は行政的執務上より、或は教化の一部として或は作業の一部として或は是等と全然別個のものとして甚だ無秩序に理解せられてゐるのであつて、嚴格なる法律的意味に於て使用せられてゐるのではない。故に戒護の概念を定むるに當つては先づ實質的意義に於ける戒護と形式的意義に於ける戒護とに分つて考へねばならぬ。實質的意義に於ける戒護とは「在監者に對する國家の支配を維持確保するを直接の目的とする實力强制」を謂ひ、是を法律的戒護と稱することが出來る。而して實に之が本來の戒護である。形式的意義に於ける戒護とは「監獄内に於ける所謂戒護執行機關に依つて爲さるゝ總ての作用」を謂ひ、前者に對し行政的戒護と爲すことが出來る。通常監獄に於て用ひらるゝ戒護は後者である。

此の兩者は必ずしも一致しない。第一に實質的意義に於ける戒護であつて戒護執行機關に非ざるものに依つて爲さるゝ作用がある。其の一は保健技師技手、教誨師、教師、作業技師技手等通常戒護に從事せざる者の同席同行の場合に於けるそれである。（昭和三年二月行甲第二二三號　昭和三年三月行内第四〇八號ノ　是等の者は元來醫務、教務、作業等他の監獄作用の實現に當る機關であるが、此の場合戒護作用の爲にも存在し、其の範圍に於て實質的戒護を兼ね行ふものとせねばならぬ。其の二は警察留置場拘禁者に對する警察官吏の實力强制である。（大正六年九月宇都宮監獄典獄問合ニ對スル局長回答電信）　警察官吏は警察目的の爲に存し行刑關係に介在せざるを原則とする。然し既に監獄法第一條第三項に警察官署に附屬する留置場は之を監獄に代用することを得る旨の規定があり、而して實際上止むを得ざる必要よりして刑事被告人、拘留囚又は懲役、禁錮の受刑者を拘禁することあるべく、之等の者に對する裁判出廷、護送、警戒其の他實

質的戒護は警察官吏に於て當るべきものとされる。其の三は刑務所非常要務規程（昭和二年八月司法省訓令第三號）第四條に依り非常時に際し刑務所長より軍隊、警察官署其の他の公務所に對し援助を求めたる場合及び軍の自發的發動の場合に於ける在監者に對する實力强制である。警察官署、消防官署等より援助に來りたる公務員は實際上在監者の逃走、暴行、奪取等を警戒する任務に從事することが考へられる。此の場合之を戒護と謂ふも差支へない。軍隊の場合に於てもその行動が援助請求に應じたる場合なると、自發的行動に出でたる場合なることを問はず、常に軍の權能に屬するものであつて、一般行政の作用に非ざることは明かであるが、尙實質的戒護に從ふものとするに缺くるところはない。第二に戒護執行機關の爲すところのものにして本來の戒護に屬せざる性質のものがある。此の種の作用は日に月に多きを加へ遂に戒護今日の概念混亂を招來したと謂ふことが出來る。思ふに戒護執行機關は日夜在監者に接するものなるが故に、而して監獄作用の分化は單なる事務上の分化にして必然的排他性を有せざるが故に、こと直接に在監者に關する作用たる以上は其の何たるを問はず常に此の執行機關を通じて爲すを效果的なりとする。此の功利的立場よりして本來それに屬さざる作用を行はしむるも亦監獄技術の上より觀て是認されねばならぬであらう。斯くして將來尙多くの事務が戒護に附加されることゝ思はれる。現在戒護執行機關に依つて爲さるゝ作用は刑務所事務分掌及刑務官會議に關する規定（昭和十年十一月訓令行秘甲第二〇五號）第三條に規定するところであつて、之に依ると一看守の教養訓練に關する事項(二)刑務所の秩序維持に關する事項(三)拘禁及賞罰に關する事項(四)書信接見に關する事項が戒護事務とされてゐる。然し實際監獄に於て戒護の作用とさるゝものは之のみに止まらないで監獄作用の全般に涉り、作業に於ける督勵、成績檢査は素より、敎務に屬すべき個性及び改悛程度の觀察、醫務の作用たるべき構內衞生方法の施行等、其の他會計、領置、用度、文書に於て爲すべき作用を戒護執行機關に於てなす例は頗る多く一々之を列擧することを得ない。看守職務規定（明治四十二年十二月司法省訓令監甲第一五三四ノ一號）を見るも第二十一條以下に規定する各種の行爲が當然には戒護執行機關に屬せざるも尙且附隨的作用として加重されてゐることを知り得る。監獄に於ける處遇が愈々複雜になるに從つて其の事務も本來の戒護以外に益々多岐なるものを有するに至るであらう。



戒護に此の二種の意義の區別を認むるの必要は戒護本來の特質たる實力行使に重大なる影響があるからである。卽ち本來の戒護作用に於て正當化さるゝ實力行使は、他の作用從つて附加的戒護作用に於ては假令强制的性質を帶ぶるものありとするも、尙且斷じて許容されない。

形式的意義に於ける戒護は其の綜合的概念構成が困難であり、且つ如何に理論づけようともそれは刑罰理論の變遷と共に其の色彩を變じ或ひは時に全く相反する理念に依つて置き代へらるゝ運命を有するが故に、此の方面に對する考察を斷念し、以下實質的意義に於ける戒護にして戒護執行機關に依つて行はるゝものゝみを戒護と稱し少しく其の性質を吟味してみたい。其の爲には私は再び戒護の定義を繰返しそれを分說することに依つて其の穿鑿を試みよう。

戒護とは在監者に對する國家の支配を確保するを直接の目的とする實力强制を謂ふ。

三　戒護の目的

イ、在監者に對する國家の支配を確保するを目的とす。

在監者に對する國家の支配は之を監獄に於ける處遇と爲すが、戒護は此の處遇の維持確保を目的とする。卽ち既に存する支配を確實ならしめ之に對する侵害を未然に防止し、其の發生せる侵害を鎭壓するを目的とするものであつて、新に義務を生ぜしむるものではない。國家は在監者に對して不特定の行爲不行爲を命令し得るが、此の命令は處遇の概念中に包含さるべきものであつて、戒護の關與すべきところではない。故に戒護は戒護以前に成立せる處置が確實有效に實現せらるゝ狀態を顯出せしむることに深き關心と努力とを拂ふものであるが、其の處遇の內容が敎育的に編成せられてゐようが、贖罪威嚇的に組織されてゐようが毫も影響を受くるものではない。

ロ、處遇の確保を直接の目的とす。

處遇確保の目的を直接とする點に第二の特色が存する。處遇確保に因つて種々の效果例へば規律訓練、勉勵心養成、贖罪心助長等の效果を生ずるとするも、それは單に戒護の作用より生じたる反射的結果又は副產物に過ぎぬのであつて、直接には斯くの如き效果の發生を目的としたのではない。他方作業賦課又は敎誨に因つても處遇確保の結果を生じ得るが、是等は作業の目的、敎化の目的が直接であつて、處遇確保は間接的效果に過ぎ

ぬ。故に外觀上同一事務に從ふものありとするも、戒護と其の他の作用とは互に異る目的を遂行するものである。一例を採るならば同じく信書の檢閲を爲すに當つても、戒護の之を爲すは行刑關係の破壞を防止せんが爲であり、教務の之を爲すは教化の資料を得んが爲であり、兩者の間には確然たる區別が存する。

ハ、處遇の確保とは或は檢束及び監獄の警戒とか、或は隔離及び規律保持とかに依つて限定されて抽象化された概念とは稍趣を異にする。是等は大部分戒護に屬すべきものであらうが、尙戒護に屬せずして處遇の一部と認めらるゝものがある。加之是等の作用のみを以て戒護と稱すには餘りに狹義に解したるものとすべく、尙廣く行刑關係の維持を目的とする總ての作用を包含すると爲すに如かない。之に關しては今少しく後述する。

ニ、之を要するに戒護は消極的治安の目的の爲にのみ存する。卽ち監獄内に於ける秩序ある事實的狀態の存續の爲にする作用であり、積極的に教化訓練に從ふものではない。教育刑主義の行はるゝ現在の通說に於ては戒護は職業訓練の爲の作用も、社會復歸の爲の精神的教化作用も、共に其の目的を爲すものと說かれるが、是等は形式的功利的意義に於ける戒護の目的と爲すべく、實質的純粹的意義に於ける戒護よりは除外さるべきものである。戒護以前の支配服從の關係が事實上侵害を受け破壞さるゝを防止鎭壓することのみを以て戒護の目的とすべく、而して此の目的達成を以て戒護の任務は終了したるものとせねばならぬ。

ホ、戒護の目的に關しては種々論議されてゐるようであるが、未だ其の決定的なるものを見ない。或は倫理的に事務的に職務規範としての說明なるか、或は他の作用の目的と混同して論ぜられてゐるかの何れかである。此の點に於て注意すべきは昭和十一年戒護課長會議に於ける局長訓示である。之に依れば「戒護の第一目的は隔離作用の充實であり戒護職員たるものは常に檢束の事に力を致し收容者を完全に刑務所に管理し以て社會の康寧を圖ることを其の最大の使命」とし「第二の目的は所内の規律維持であり」全受刑者は「嚴肅なる紀律に服することに依つて始めて社會に於ける紀律ある合法的生活を營むに足るの精神が訓練される」とし、而して「之のみを以て戒護部職員の職責が完全に遂行せられたりと申すことは出來ないのでありまして、更に受刑者の改過遷善の實質的方面に御協力を願ひたいのであります。卽ち受刑者に對し直接的に精神の教養を施し其の德性を涵養し、



理性を啓發せしめんとする教誨の施行に對しましても、又受刑者の習性とも謂ふ可き怠惰性を匡正し、勤勉力行の精神を訓養すると同時に社會生活の爲の職業訓練を授けんとする作業の施行に際しましても各其部職員と一致協力するの責務あることに思を致さねばならぬのであります」とした。戒護の目的を以て隔離と紀律保持とに限定し、且つ社會の康寧を圖ることを最大の使命としたること、及び精神訓練の手段として紀律保持を圖ると爲すことに對しては議論の餘地を存するが、尙受刑者の改過遷善の實質的方面に對しては戒護は「協力」すべきものと爲すの點は、其の裏面に教化並に作業の作用は本來戒護に屬せざるも、附加的作用として參加するの用意あるを要すとの趣旨を窺ひ得て、從來の概念よりも遙かに明確なる戒護を樹立したと謂ふことが出來る。

四、戒護の手段

イ、戒護の目的を達成する手段は實力强制である。强制とは人又は物に對して實力を加へ以て必要なる特定の狀態を實現維持するを謂ふ。卽ち行刑關係に於て既に義務づけられた行爲不行爲を實力を以て實現せしめ、處遇の實施に障害となるべき物を直接除去するのが强制である。更に換言すれば、戒護とは處遇の實現を容易ならしむる爲の監獄作用の權力的强制執行方法である。權力を離れて戒護は存在しない。或は其の權力の存在を認むるも、尙之を傳家の寶刀たらしめ、其の用ひざるところに戒護の本義ありとして、之を以て戒護の必然的特質と爲すを肯ぜざるものあるも（二〇）之は倫理的に然か主張され得るのみであつて、戒護と他の作用とを區別する最大の點は之を措いて他に求むべきでない。然し他の作用にも强制的分子が無いと言ふのではない。例へば作業の賦課、文書圖書の制限、信書の檢閲、衣類糧食の支給、運動入浴其の他衞生方法の施行等各種に涉つて、何れも在監者の意思に拘らず强制されるものであるが、是等は嚴密に言へば單に在監者に義務を生ぜしむるに止まり、强制と稱するを得ない。唯一方的意思表示に依り義務を生ぜしむる點に稍强制に類似せる作用を認め得るのみであり、義務不履行の場合に於ける强制執行は是等の作用の範圍外であり、獨り戒護のみ之に當る。

ロ、戒護の有する實力强制は之を二つに分つことが出來る。一を直接强制とし、他を懲罰とする。行政執行法（明治三三年六月法律第八四號）第五條に依れば法令又は法令に基きて爲す處分に依り命じたる行爲又は不行爲を强制する爲代執行及執行罰によりてその目的を達し得ず

と認むるとき又は急迫の事情ある場合は直接強制を爲すことを得る趣旨の規定があり、而して監獄法第五十九條には在監者が紀律に違ひたるときは懲罰に處する旨規定してゐる。

ハ、直接強制は性質上他の執行方法にては目的を達し得ざる義務、卽ち他人の代つて爲すを得ない非代替性の作爲又は不作爲義務を强制し、及び急迫なる場合に處する執行方法であり、共に義務の不履行を前提とする。行刑關係に於ける在監者の義務は其の性質上殆んど總て非代替性である。其の代替的性質を帶ぶるもの、例へば監獄法第二十一條に規定する用務の如きは、常に天災事變等の急迫の事情が存在する。故に直接強制は行刑關係維持實現の通常なる執行方法である。此の他に義務を履行せしむる爲の代執行又は執行罰等の適用さるべき餘地は無いであらう。

權力的直接强制は事實的行爲であつて、法律的行爲卽ち在監者に對して義務を命じ又は一旦命じたる義務を解除する行爲ではない。法律的行爲は通常戒護以外の他の作用に屬するものにして、戒護は唯現に存在する義務を事實として觀念し此の事實の維持の爲に實力を行使するに過ぎぬ。立番見張、巡警、搜檢、信書檢閱等戒護の作用は平素何等表面的に活動するところがない。然し一旦義務違反の狀態が生じたならば戒護は其の機能を發揮し直接强制として活動する。其の有效適切なる活動を戒護本來の作用とする。然るに戒護平素の勤務を以て在監者に對し「絕對ニ苟免ノ手段ヲ試ムルニ足ル寸隙ノ餘地ナシトノ觀念ヲ起スニ至ラシムルコトヲ必要ナリ」(二一)とするものあるも、かゝる要請は監獄の目的より爲さるべきものであり、而して戒護の反射的效果として解さるべきものであり、戒護の直接目的とするところではない。其の他戒護勤務者は在監人をして視線外に置くべからず、雜談を爲すべからず、在監者の見得る場所にて喫煙飮食を爲すべからず、其の位置を離るべからず、引繼を完全に爲すべし等其の勤務上遵守すべき事項を列擧するものあるも(二二)是亦服務規律、職務執行命令たるに意義あるに止まり、戒護自身の法律上の性質を鮮明ならしむるに何等寄與するところがない。

直接强制の手段は執行形式より見て先づ物に對する强制と人に對する强制とに分ち、更に後者に付て(一)武器の使用、(二)戒具の使用、(三)其の他狹義の實力行使の三に分つことが出來る。是等に就ては戒護の方法として後述するが、其の何れに在つても職務行爲なることに注意せねばならぬ。例へば行刑關係侵害行爲たる在監者の暴力に對し戒護上の實力を行使するは、正當防衞でもなければ、緊急避難でもない。それは當然に侵害防止の職務中に包含さるべき職權行爲である。在監者は此の戒護實力に對し受忍義務を負擔するのであつて、正當なる强制に對しては違法又は無效として爭ふを得ない。此の點に關し往々問題となるは人に對する强制の範圍である。違法なる檢束として後述する。

物に對する强制は監獄法第十四條、第四十七條、監獄法施行規則第四十四條、第四十五條等に見ることを得る。

ニ、懲罰は直接强制と異り法律上の效果を生ぜしめる一の形成的行爲である。前述せる如く戒護は通常行刑關係侵害行爲に對する反擊的直接强制として發動するのであるが、之と並行して行刑關係維持の爲に、既に發生したる侵害行爲に對し臨むに懲罰を以てするはより效果的と謂はねばならぬ。侵害行爲にして直接强制以前に行爲が完了し、それと同時に侵害の結果が完了するものは實際懲罰に依る以外に戒護の目的は達せられない。且又侵害行爲の發生に當り其の繼續波及を妨止するは直接强制に依つて充分なりとすることが出來るが、此の行爲に對する事後の價値判斷として懲罰手段を用ふるは、以後の行刑關係維持なる戒護の目的に適合するものと謂はねばならぬ。

然し此處に注意すべきは懲罰は戒護の手段としての强制の一態樣であると謂ふことである。而して直接强制が有形力の行使を其の表現とするに對し、懲罰は無形力の行使、換言すれば在監者に精神的威壓を加ふることに依り其の目的を達せんとするものであるが、共に戒護の目的に向けられた强制たるに差異なきものたるを知らねばならぬ。唯前者は其の效果に於て直接的であり、後者は威壓以て恣意の行爲を斷念せしむる點に於て效果は間接的であるとの性質上の差異は存する。故に懲罰は直接强制の補助として作用し、此の意味に於て間接强制と稱し得る。而して一般に於て直接强制と懲罰とは選擇的又は並存的性質を有し、一の侵害行爲に對して何れか一方が之に當り、又は兩者共に之に對することが許されてゐる。

懲罰は懲罰を科すること自身を目的としてはならぬが、又それに依つて行刑の目的を達せんとするが如き過重なる機能を要求してはならない。それは唯戒護强制の一形式なるが故に戒護の目的にのみ用ひらるべきもので

あり、戒護の獨立性より由來して刑罰理論に超然するところがなければならぬ。但し其の效果の考量に於て刑法の目的主義の主張する刑罰適應性と同樣のことが懲罰に就ても謂ひ得る。卽ち懲罰適應性を有する者に對してのみ、換言すれば懲罰を科することに依り戒護の目的たる行刑關係の確保が期待せらるゝ場合のみそれは合理的存在價値を有するものである。此處に懲罰の目的性があり主觀性が認められる。(二三) 進んで之を敎化の手段たらしめんとするは監獄の目的には屬するであらうが、直接には懲罰の關知するところではない。(二四)

監獄法第五十九條は「在監者紀律ニ違ヒタルトキ」と規定したるに止まり、何が規律なりやは明にされてゐないが、行刑關係の確保の爲の命令を意味するものと解すべく、懲罰は此の命令が事實上維持されることを目的とし、之が侵害に對する制裁として作用する。行刑統計報告例及樣式(大正二年十月訓令第七號)に依れば、懲罰の對象たるべき違反事項を抗命、暴行、爭論、毆打、竊食、物品藏匿、物品棄壞、物品交換、坐臥不正、通聲談話、猥褻、賭博類似、怠役、逃走を計らんとせしもの、其他の十五としてゐるが、此の分類を以て監獄に於ける紀律を明かにしたものとすることは出來ぬ。殊に最後の「其他」なるものが甚だ漠然とし、且實際上此の範疇に入るべき紀律違反の行爲が多いことよりしても此のことが知り得られる。唯此處に規定するものよりして三つの行爲が考へられる。

第一は純然たる行刑關係の內容にして戒護の目的より懲罰を以て臨む行爲である。物品交換、坐臥不正、通聲談話、怠役等が之であつて、通常は人の自然の自由に屬するものであるが、自由刑の內容として採り入れ禁止事項として强制される。之に關して在監者遵守事項(明治四十一年九月監甲第六三四號)が想起されねばならぬ。之に依れば 一、官吏に對して從順を表し禮儀を守る事 一、靜肅を主とし言語動作を愼む事 一、敎誨を謹聽し精神の修養を怠らざる事 一、學事を勉め知識の發達を期する事 一、作業を勵み技能の發達を圖る事 一、衞生に注意し體身の健全を保つ事 一、淸潔を重んじ室內器具等の掃除を怠らざる事 一、器具素品等を鄭重に取扱ひ汚穢損壞せざる事 一、他の在監者に對し和順を旨とし喧嘩口論を爲さゞる事を命じた。是等は純然たる行刑關係の內容にして、直接强制及び懲罰は此の在監者の義務の履行を要求するのである。これのみを以て義務は盡されたりとはせられぬが、之を狹義の監獄紀律と稱するを得るだらう。第二は行刑關係の侵害たると共に刑法に觸るゝ行爲である。暴行、猥褻等が之に入る。是等は刑法第二〇八條及第一七四條に規定する行爲であつて當然に刑事上の責任を生ずる。抑も一の行爲に對して刑罰と懲罰との兩者を科し得るやに關しては爭があり、之を國家の苦痛の最大限度の表現として消極に解する說あるも(二五) 其の行爲にして社會の安寧を亂すと共に行刑關係の維持に障礙ありとするならば、之を積極に解して何等不當はない。之に付ては尙司法警察權との關係に於て後述するが、其の刑事責任に關しては關與の權限なしとするも、之と評價の標準を異にする行刑關係の維持と謂ふ點に於ては、戒護に於て當然參加し得且つせねばならぬところであらう。第三は抗命、竊食、賭博類似、逃走を計らんとせしもの等の如き行爲であつて、是等を公務執行妨害、竊盜、賭博、逃走未遂と明言せずして、犯罪に類似はするが構成要件を何れかに於て缺くものとして漠然と規定したところに興味深きものを覺ゆる。然し之も戒護の目的に違反する行爲として强制の對象たり得ることは第一及び第二に於て述べたると同樣である。

要するに戒護に於て强制するところの紀律は直接間接に戒護の目的に必要なる範圍に限定せらるべく、而して其の範圍に屬する限りは直接及び間接に戒護强制を加ふべきである。監獄法は懲罰を第十一章賞罰の部に規定してゐるが、懲罰を以て戒護の手段なりとせば之を戒護の章に規定すべきであつた。其の賞遇の如きは一の處遇であり、行刑關係の一內容たるが故に戒護に屬せざること明かである。兩者は相對應するの外觀を有するが故に同一章下に規定したのであらうが、之は懲罰の性質を明かにするところなかつた故なりと謂はざるを得ない。尙一言附加するの要あるを認むるは懲罰を科するの手續であつて、之を刑事訴訟法に於けるが如く豫め一定するの是非は技術としての監獄學より決定せらるべく、特別權力關係の下に於ける作用の一たる戒護の法律上の性質からは强く要求せらるべき理由は存しない。

五、戒護の權力

戒護は權力行爲である。此の權力は行刑關係より發する。卽ち憲法第二十三條に基く法律として監獄法は國家と行刑關係に入る者との間に特別權力關係を發生せしめたのである。故に戒護權力は國家に屬する。之は私人の經營に係る監獄の存在が許されないことより見ても當然である。西曆一八二二年以後オーストラリヤに於ける流刑に見られた所謂割當制にては此の戒護權力が自由民に

屬したかに見ゆるが、一八四二年以後は假令私人の許で勞働に從ふも尙監獄の規律に服することが要求され、其の權力は國家に所屬することを明かにした。(二六)我國に於ても明治十二年三月終身懲役囚男二十人を小笠原島に移し私人經營の農耕に從事せしむると同時に其の給養並に戒護を私人に一任したとのことであるが、同八月早くも之を押還せしめて國家の權力たるの制を確立したと傳へられてゐる。(二七)

戒護權力の客體は在監者であるのが通常だが必ずしも之に限らぬ。戒護强制は人に對すると物に對するとの二ある故に、之を受くるものより見れば人と物との兩者が客體たり得る。物に對するものは例へば監獄法施行規則第四十四條に規定する物の如き之であつて、其の戒護の障礙と爲るべきが故に、之に對して直接强制を加へ除去破壞するを得る。客體たるべき人は行刑關係に介入したる者にして、其の維持確保の爲に必要なる限りは總ての人を包含すと解すべきである。監獄法施行規則第四十一條は此の意味に於て在監者に非らざる出入者に對しても直接强制を爲し得るものとするの根據を與へてゐる。然し通常直接强制の目的たり得るものは在監者であり、而して懲罰の對象は在監者に限る。

六、戒護執行機關

戒護權力を執行する機關は刑務官吏である。然し總ての刑務官吏が然るのではなく、實力强制の權限ある者に限る。官制上實力强制の權限ありとせらるゝ者は、典獄、典獄補、看守長及び看守である。

而して是等の者の在らざる場合在監者に同行同席する保健技師技手、教誨師、教師、作業技師技手等も、同行同席に必要なる限度に於て戒護權を有するものと考へる。其の妥當なる範圍は豫め一定するを得ないだらうが、制限された直接强制のみに關するものであつて、其の非常時なるが故に例外的に監獄戒護に從事するに過ぎぬものであり同樣戒護執行機關と謂ふを得ない。

之に反して苟くも監獄官制上實力强制の權限ある以上は平素戒護以外の他の監獄作用に從事すると雖も尙戒護執行機關たるを妨げない。故に例へば看守長、看守にして作業、醫務、教務、用度、會計、文書に從事する者は其の勤務の內容に於て戒護を擔當する者と言ひ得ないが、尙此處に謂ふ執行機關たるの資格を喪失するものではない。



二〇 小河博士前揭第二〇一頁は武器使用に關し其の「終局ノ目的ハ使用其物ニ非スシテ使用ノ形式若クハ表示ニアリ」とせらる。

二一 小河博士前揭第一七八頁

二二 坪井直彥氏「監獄實務講話」第一三二頁以下

二三 正木氏「監獄法概論」第一七七頁以下。氏は「懲罰も亦刑罰と同じく苦しめる爲めに科するに非ずして、再び犯則を爲さゞらしめんが爲めに科せねばならぬ」とせらる。

尙同氏「行刑上の諸問題」第二〇六頁以下

二四 但し反對說を通說とする。例へば小河博士前揭第五六〇頁には懲罰の目的を以て「嚴正ナル監獄紀律ノ保全ヲ計ラント欲スルニアルハ勿論、其內、自ラマタ道義的教養保護ノ活動ヲ全フセシメントスル深意ノ存スルモノアルヲ知ルヘキナリ」とせらる。

二五 美濃部博士前揭上卷第一四一頁以下に執行罰と刑罰とは併課し得ずとされてゐる。執行罰と懲罰とは勿論異るものではあるが、兩者共公法上の義務の履行を强制する爲一定の罰を課するものであり、其の性質に類似するところ多きを考へねばならぬ。

尙小河博士前揭第五六五頁以下に「一事犯ニ對シ刑法罰ト懲罰處分トヲ併科スル能ハサルモノト爲スヲ適法トスヘシト雖モ本法ニ於テハ之ニ關シ何等ノ明文ヲ揭クル所アラサルノミナラス從來我カ監獄當局者ノ意見トシテハ併科主義ヲ是認スルノ方針ナルカ故ニ實際ニ於テハ刑法上ノ犯罪ヲ構成スルモノト認メテ訴追ヲ爲シタル犯行ニ對シ一面、直ニ懲罰處分ヲ行フコトヲ妨ケサルヘシ」として併科を認めらる。

辻氏「監獄法提要」第一五四頁も併科を認めてゐられる。

二六 割當制 assignation に於ける戒護權力の所在に關し木村教授「異進制度の成立と發展」(「刑政」第四七卷第二號第二三頁以下)

二七 辻氏「明治監獄年譜」(「刑政」第五〇卷第六號第四〇頁以下)

## 五 戒護と司法警察權

戒護の概念を明かにするに付て、之と關聯して監獄內に於ける治安維持の爲に發動する司法警察權の存在に關し一應考慮を遂げねばならぬ。何故ならば兩者は共に監獄內の治安維持に當るものであるが、戒護の目的の爲にする實力强制と犯罪を對象とする權力强制とは自ら別個の問題に屬するからである。

思ふに監獄內に於ける治安の維持は普通の司法警察權の管轄に屬せしむるよりは、監獄自身の職權に委ね急速有效に其の職能を發揮せしむるを便宜とすることは明

白である。卽ち監獄官吏殊に實力强制の權を有する戒護執行機關に或程度の司法警察權を有せしめ、監獄內に於ける犯罪行爲に對し通常の警察官吏を俟つことなく、自ら以て之が鎭壓防止に當ると共に其の搜査に從事せしめることは頗る事宜に適したるものとせねばならぬ。但し此の司法警察權は行刑關係そのものより抽出さるゝ權能ではなく、別に法律の根據を要する。刑事訴訟法第二百五十一條は此の要求に應ずべきものとして「森林、鐵道其ノ他特別ノ事項ニ付司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者及其ノ職務ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定した。而して大正十二年十二月勅令第五百二十八號は之が詳細を明かにした。之に依れば「監獄又ハ分監ノ長ハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪ニ付刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ行フ」（第三條）ものとし「監獄又分監長タラザル典獄、典獄補及看守長」「看守」にして「其ノ所屬長官其ノ官廳所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事正ト協議シテ指命シタル者ハ」「司法警察官」並に「司法警察吏ノ職務ヲ行フ」（第四條）ものと定め、以て其の職務執行者を明かならしむると同時に、「司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ノ職務ノ範圍ハ」「監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪」に限るとし（第五條）以て其の職務の範圍を限定した。同年十二月司法省刑事第一〇〇九二號司法警察職務規範は尙之が範圍の解釋に關し第二十一條第一項に於て「司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ニシテ犯罪ノ性質、場所ノ關係又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ司法警察官其ノ職務ヲ行フニ不便ナル場合ニ於テ搜査ヲ爲スヘキモノトス」となし、第二十四條に於て「司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者搜査ニ着手スルニ當リテハ其ノ事件職務ノ範圍ニ屬スルヤ否ニ付愼重ナル注意ヲ爲スヘシ」とし、第二十八條に於て「司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者搜査其他ノ職務ニ付補助ヲ要スルトキハ」「勅令ヲ以テ定メタル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ本來ノ職務ノ關係ニ於テ下僚タルヘキ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スルヲ例トス」とした。此の趣旨に則り大正十三年一月行祕甲第一號が「刑務官吏ガ司法警察官ノ職務ヲ行フコトハ刑務所內ニ於テ發生シタル特別ノ事項ニ限ラル、次第ニシテ一般警察官吏トハ其ノ趣ヲ異ニス」（司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者任命ニ關スル件）としたのは當然である。

以上の諸規定を見るに先づ司法警察官吏の職務を行ふものは總ての監獄官吏ではなく唯指命されたる者に限ると謂ふことゝ、且つ其の職務を行ふ者に付いても單に職務を行ふに止まり、司法警察官吏を兼ねる者に非ざることは勿論、之と同一の權能が附與されたりとするを得ないと謂ふことゝに注意せねばならぬ。而して此處に看過すべからざるは司法警察官吏の場合に於ても、又司法警察權の職務を行ふ者に於ても、共に刑事訴訟法第二條第一號に規定する搜査、卽ち公訴の提起及び遂行に必要なる犯罪事實の有無及び犯人の確定に關する材料を蒐集する行爲に限られると謂ふことである。此の搜査と犯罪の防止並に鎭壓とは性質を異にする。前者は司法警察權の職務に包含さるゝも、後者は其の監獄內に於けるものに對しては行刑關係の維持と言ふ見地より戒護執行機關の本來の權限に屬するものとさるべく、司法警察權の介入すべきところではない。

監獄法は第十九條及び第二十條に於て逃走、暴行に付て戒具並に武器の使用を許してゐるが、他の犯罪行爲に對して戒護の實力を行使することを認めずとするのではない。唯他の犯罪行爲に對しては戒具並に武器の使用を許さずとなすに止まり、其の行爲にして行刑關係侵害に該當するものは當然戒護强制の對象たり得るのである。此の意味に於て戒護執行機關は別個の法律的根據よりして警察官吏と略同一の强制の權能を有するものと謂ふことが出來る。前記懲罰違反事項中猥褻は勿論抗命、竊食、賭博類似、逃走を計らんとせしもの等の如き、其の行爲が犯罪を構成するや否や疑あるものであるが、尙戒護强制を加へ鎭壓をなすと共に懲罰に値する行爲とせるは之を司法警察權より分離して考察した結果に由るものと解せざるを得ない。

然し戒護は唯鎭壓及び處罰を以て對應するに止まり、刑事責任の有無並に其の認定の根據となるべき搜査に關與することはない。卽ち戒護は常に行政權の作用であるに對し、司法警察權は其の執行機關の如何に拘らず常に司法權の作用に屬する。

## 六　戒護の限界

行刑關係が法律關係とせられ且つ自由刑の內容が漸次明白となるに從つて、在監者の權利制限、義務强制は一定の限界を有するものとされ、之に伴つて戒護强制も其の範圍と程度とが大いに制限を受くるに至つた。而して之は制限と謂ふよりは寧ろ概念確定に伴ふ限界と謂ふべく、自由刑執行に當り國家と被强制者就中在監者との兩者を拘束すべき當然の要請たるに至つた基準である。若し此の限界を超過するに於ては唯に上官に對する義務違

反たるに止まらず、在監者に對して違法の責を免れざるに至る。戒護の限界を考察する必要は此處に生ずるのである。

一、法規に依る限界

國民の自由制限は法律に依るべきとの原則に從つて戒護強制も法律の根據を要する。監獄法第四章戒護及び第十一章中懲罰は此の意味に於て監獄法中最重要の地位を占める。此處に規定するものよりすれば第一に戒護手段は戒具並に武器の使用、應急用務強制、逃走者逮捕及び懲罰であり、第二に被強制行爲は逃走、暴行若くは自殺の虞ある行爲又は監外に在るとき及び應急用務に從はざるときであり、第三に被強制者は常に在監者である。之以外に戒護の手段及び被強制行爲並に行爲者を規定してゐない。

然し監獄法は自ら之を規定せずして他の法令に讓つたものがある。例へば戒具の種類が之であつて監獄法施行規則第四十八條に規定されてゐる。此の他に監獄法第二十條第五十條に法律の委任を見得るが、是等を淵源として設けられた監獄法施行規則及び各種の法令が、其の內容に於て强制手段、被强制行爲及び行爲者を規定するとき、其の效力に疑を生ずる。抑も監獄法の規定中には自ら以て總てを規定したりとするものと、單に或は其の基準を示すに止まり或は其の重要なるものゝみを擧ぐるに止まり之が詳細を他の法令に規定さるゝを豫期せるものとの二がある事に就ては前述した。前者に關しては他の法令にてそれ以上に涉り或はそれを制限して規定するを得ないのであつて、例へば直接强制の手段として使用せらるゝ器具は戒具及び武器に限ると爲す如き、又は是等器具の使用が許される侵害行爲の種類の如きが之に屬する。後者に付ては監獄法の認容し豫期する限度に於てのみ規定し得るのであつて、之を越えての規定は無效である。其の限度如何は遽に決定するは困難であるが、しかも之を決定せずして監獄法の充分なる運用從つて戒護の適法なる活動を期することは出來ぬ。

思ふに之が認定の根據は條理に基く以外にあり得ない。條理が戒護の基礎になり得るやに付ては爭があらうが、監獄法が總てを規定してゐないと謂ふ消極的理由と、條理と雖も法規たり得、且つ監獄法は之に讓るところ多きを豫期してゐたと認むべき積極的理由とから、之を以て戒護の限界を定むるの標準と爲すは毫も不當ではなからう。自由刑執行の過程に於て條理とされるものは前記自由刑の醇化及び孤立化として論ぜられるものが之



に相當するのであるが、然しこれとても其の純粹嚴格な意味に於て主張せらるべきではなく、唯戒護の目的と兩立する限度に於てのみ妥當性を有するに過ぎず、其の相反する場合に於ては生命身體に對する侵害すら尙不當なりとするを得ない場合がある。卽ち既に監獄法に武器の使用が許されてゐるのみならず、實際上處遇確保に當つて其の身體に有形的權力が加へらるゝことがあり得る。唯是等の條理よりして法規と認めて差支なきものは次の如きものであらう。

イ　時に依る制限。　在監者は行刑關係の繼續する期間のみ戒護强制の對象たり得る。故に刑期終了釋放、假釋放、刑執行停止釋放及び在所中死亡の事實が發生すれば戒護の作用は消滅する。逃走の場合は未だ行刑關係が終了したとは稱し得ないが故に依然戒護權力內に存在する。但し法律は此の强制の時間を逃走後四十八時間とした。逃走者は在監者と稱し得ない故と、餘りに長きに涉る戒護權力の存續を不適當としたる故とに依る。之に反し解放の場合は自ら戒護權力を放棄したるものなるが故に其の解放時間內は權力强制の對象たらざることは勿論である。

ロ　人に依る制限。　行刑關係侵害行爲に就き責任ある者に對してのみ戒護强制をなし得るのであつて、無責任者に對する强制は違法である。有責の被强制者は通常在監者であるが之のみに限らぬ。監獄法施行規則第四十一條は在監者に非ざる者に對する强制を豫想してゐる。此の他或は接見者が制止に從はずして在監者に接せんとし、或は監視を免れて監獄構內に侵入せんとし、又は多衆來集して暴行脅迫等の行動ある場合等に在監者に非ざる者に對する實力强制が考へられる。此の有責者のみ戒護强制に値すと謂ふことに對する唯一の例外は非常時に於ける應急用務である。在監者は固より天災事變に關し何等責任ある者と言ふを得ないが故に、其の防水消火其の他の非常處置に對し之に協力すべき義務はないのであり、從つて之が爲に戒護强制を受くべき理由はないが、法律に依り特に義務を科せられたと見るべきである。

斯くして各法令の規定は條理に依り再吟味され效力の有無を確認されねばならぬのであるが、監獄法施行規則第五十條に關し一言する必要がある。同條に依れば制止に肯んぜずして大聲を發する在監者に對しては防聲具を使用し得る旨を規定してゐるが、之に對應するところの監獄法第十九條にはかゝる喧騷行爲に關し何等規定するところがない。監獄法第二十條第三號に喧騷行爲は多數

にして逃走の目的を有するときは武器の使用が許さるゝことを規定してゐる趣旨より見ても、單純なる喧騒行爲に對する戒具の使用はその豫期するところではなかつたものと考へられる。從つて第十九條第二項に依り戒具を決定するに當り防聲具を其の一としたる昭和三年の改正は違法ではなかつたゞらうか。而して又防聲具の使用範圍に關する規定は同樣に適法性を欠缺するものと謂ひ得る餘地を存するのではなからうか。學者或は喧騒行爲を第十九條の暴行の概念中に包含せしめんとするも、（二八）暴行は如何に廣義に解するも有形力の行使以外に出づるものではなく、且つ第二十條第三號の騒擾が暴行と概念を異にして用ひられたるよりしても、かゝる解釋は失當である。然し他方喧騒行爲は行刑關係維特に影響あること明白なると共に、之が防止は單なる狹義の實力に依つてのみ達せられようとは思はぬ。之を有效に鎭壓する爲には防聲具の如き器具が必要であらう。私は此の點監獄法の不備を認める。而して實際上の必要と便宜から防聲具は、其の解釋の附會牽强なるを卒直に肯じつゝ、條理に基く以外他に適法性を維持する根據はないと信ずる。

二、目的に依る限界

戒護の目的は處遇確保の爲にする消極的治安に在るが故に戒護强制も此の範圍内に限定せらるべきは當然である。被强制者は自らが爲ーたる行刑關係侵害の爲に强制を受くべき義務があり、戒護は此の義務の範圍に於て强制する。物に對する强制も同樣に行刑關係侵害狀態の除去にのみ發動する。積極的に敎化の爲に實力强制を用ふるは如何なる場合にも許容されない。假令それが形式的意義に於ける戒護の作用としても實力行使は存在すべからざるものであつて、許されるは唯純然たる實質的戒護にのみ限る。尙同じ消極的治安の目的の爲に爲す作用であつても前記司法警察權の發動としての强制は搜査の爲に爲す强制であつて、處遇確保を直接の目的とせぬが故に戒護に屬すべきものではない。

三、手段に依る限界

戒護は又其の强制手段に依つて掣肘を受ける。强制手段は直接强制及び懲罰であり、前者は武器、戒具並に何等器具を使用せざる狹義の實力に分たる。戒護は是等の手段のみ用ひ得べく、其他の手段例へば灌水、脫衣、投石、幽屏等は手段としては違法である。直接强制に付ては尙述ぶべきことが多く存する故に最後に戒護の方法として詳述したい。



四、量に於ける限界

前三つの限界は戒護の質より由來した限界と稱することが出來るが、之と共に量に於ける限界を考慮して置かねばならぬ。戒護强制は其の適法なる場合に於ても尙程度に一定の拘束がある。卽ち侵害行爲と實力强制とが均衡を保たねばならぬと言ふことである。必要程度以上に實力を行使するは必要なきに强制すると同じく違法たるを失はぬ。故に狹義の實力を以て抑壓し得べき侵害行爲に對しては唯狹義の實力のみが許さるものと解すべく、侵害行爲に比しより反擊の大なる戒具武器の使用は許されない。戒具並に武器は唯それを使用するに非ざれば戒護の目的を達し得ざる場合にのみ使用が可能である。而して又侵害行爲がまだ充分なる蓋然性を有せざる場合及び既に鎭壓され消滅したる後は、戒護の目的は存在せざるを以て、實力行使は此處に發生又は存續の理由を失ふ。此の點に關し戒具並に武器の使用に當り往々注意せらるるところであるが、狹義の實力行使の場合も同樣である。戒具に付ては昭和二年所長會議の注意として「從來動もすれば之を懲戒の具に供し或は犯則取調の手段として使用せらるゝが如き取扱を爲す向なしとせず、斯の如きは全く濫權違法の處置なり」と明言し鎭靜衣に付ては「一時的の防制又は鎭壓處分として已むを得ざる場合に之を使用すべき用具なるを以て苟も濫用の弊に陷らざる樣特に注意すべきは勿論」「暴行又は自殺の虞ある收容者とは暴行の事實又は自殺の計畫を爲し若は之に著手したる事跡ありたるものたるを要す。單に人格上より其の危險を豫想し得べき事あるを理由として之を使用せざること、但し他の方法を以て防制鎭壓し得ざるに限る」（昭和四年五月行甲第七四九號）と其の越權を警めた。要之侵害行爲が相當なる程度に於て具體的危險性を帶ぶるに至ることを必要としたのである。

以上を戒護の限界とするが、最後に限界逸脫の戒護强制の性質並に效力を考察する必要がある。前に一言せる如く直接强制は懲罰と等しく職權行爲たるの性質を有する。狹義の實力も戒具並に武器も共に其の使用は刑法第三十五條に根據を有するものであつて、法令に因り爲したる行爲として違法性を阻却する。狹義の實力及び戒具に付ては此のことは深く論ぜられぬが、戒具の使用に付ては異論がある。卽ち武器の使用を以て正當防衞乃至緊急避難として違法性を認めないのを通說とする。（二九）然し戒具の使用を以て職權行爲なりとするに爭がないとすれば、何故に武器に限つてかゝる差異を認むべきか甚

だ理解に苦しむ。一歩を讓つて之を緊急行爲とするならば、監獄法第二十條は規定する必要なく、刑法の一般規定のみで充分である。而して監獄法第二十條の規定中に緊急權に類似するものが含まれたりとするも、それは尙かゝる場合に職權の存在を認めたりとするのみであつて、刑法第三十六條第三十七條に依つて評價さるべきではない。通說に從へば限界逸脫の强制は緊急行爲に於ける過剩行爲とせざるを得ない。然らば緊急狀態の存在せざる場合の武器使用を何と解すべきであらうか。之を職權濫用とするに異論はないようである。兩者の間にかゝる區別を認める合理的基礎はないと信ずる。限界逸脫の强制は尙權限なくして爲したる行爲と同一に論ずべく、刑法第百九十五條第二項に依り擬律せらるべきである。卽ち職權行使の形式に於て法令に依り認められたる職權の範圍外に屬する行爲を爲すものなるが故に職權濫用となるものであり、若し其の結果死傷に致したるときは刑法第百九十六條の適用となり同第三十六條第三十七條に依り減輕又は免除の酌量を受くべきものではない。此の點に付ては武器の使用を論ずるに當つて更に詳述したい。

かゝる瑕疵ある强制、卽ち無權限に基く强制と權限を逸脫した强制とに對し被强制者を保護するの方法が講ぜられねばならない。然るに戒護强制は實力拘束に係り、殊に直接强制は事實行爲として發動するものなるが故に、多くの場合强制と共に其の效果を完全且つ終極的に發揮し、之が濫用に當つての事前の救濟は困難なる性質を有してゐる。一般的に考へて此の種濫用に對する方策は戒護執行機關の自制と情願あるのみであるが、前者は强制者自身に存するものであり、被强制者より主張し得る救濟は後者に限る。然し强制は短期間に效果を發揮し得るとすれば情願の有する救濟力は薄弱と謂はざるを得ない。故に違法なる戒護强制に對する效果的なる對抗方法は是等に非らずして、被强制者より實力を以て應ずる正當防衞と、戒護執行機關の瀆職を理由とする告訴及び損害賠償請求の三である。然し何れも被强制者に於て違法を認定する權限なきことは勿論である。之に反し無效なる原因に基く强制は自ら其の無效たるを認定主張し以上の手段を採ることが出來る。是等に關しては一般行政法の研究に讓る。

**二八** 小河博士前揭第一九〇頁「暴行トハ單ニ腕力ヲ以テスル行爲ト云フ狹キ意義ニ非ス、官吏ノ制止ニ反シ叫喚喧囂ヲ恣ニスル行爲ノ如キモ亦タ一ノ暴行ト認ムルヲ當然ナリトスヘシ」

防鑿具を被具の一種として認めざりし時に於てすら尙か



く說かる。

**二九** 辻氏「監獄法提要」第五二頁、根本氏「監獄法及同施行規則要義」第六七頁、松山氏「行刑法要綱」第二〇五頁は何れも「緊急防衞權の成立する場合」とせらる。但し前二者は此の外に「逃走を敢行せんとする場合」を含めらる。其の逃走を敢行せんとする場合は職權行爲と解すべきであらうか。坪井氏前揭第一六一頁は監獄法第二〇條第一號の場合のみ正當防衞とせらる。

之に反し小河博士及び正木氏は其の性質に付て明言されるところはないが、在監者に非らざる者に對する武器の使用を正當防衞として特に論ぜられてゐる點より推察すれば、在監者に對する場合は正當防衞に非ずして職權行爲とされるのではなからうか。（小河博士前揭第二〇三頁、正木氏「概論」第一〇六頁）

## 七 戒護の種類

戒護の分類に付ては從來種々な標準からの試みがなされてゐるが、多くは戒護勤務上の見地又は說明の便宜から爲されたものであつて性質の差異又は目的の區別に依るものは少い。實際一貫した理論で組織立つた分類を爲すことは困難である。然し戒護强制の執行機關、手段、對象等を根據として其の種類を分つてみることは可能なると共に、戒護の認識を深からしめ正しからしめるに役立つものと思はれる。

戒護を先づ形式的意義に於けるものと實質的意義に於けるものとに分ち前者は純粹な意義に於ける戒護に非ざることは前述した。卽ち形式的戒護の手段は强制のみとすることは出來ぬのであつて、命令、許可、通知、確認等の法律行爲的作用の多くが包含されて處遇の內容に立入るものである。例へば賞遇、拘禁分類、在監者遵守事項の制定、諸願受付、調書作成等が之である。

實質的戒護は其の執行擔當者の差異に依つて戒護執行機關によるものとそれ以外の機關によるものとの二があり、後者は前者を準用すべきであることも旣に述べたところである。

戒護執行機關に依る實質的戒護は監獄法施行規則に規定するところであるが、是等は唯主たるものを揭げたるに止まり例示的意義を有するに過ぎない。此の種の戒護は强制手段の如何に因り直接强制と間接强制とに分つことが出來る。間接强制は在監者に對し精神的に威壓するの方法に依り自ら行刑關係の維持に努めしむる點に於て效果は間接的である。懲罰が之に屬する。

直接强制は有形力を行使して以て特定の狀態を維持せしむるものなるが故に效果は直接的であり、更に之を强制の對象よりして人に對するものと物に對するものと

に區別する。對物的戒護は直接物に實力を加ふることに因り侵害狀態の除去及び物に依る侵害行爲の發生を防止する。之に屬するものは監獄法に規定せる入監時衣類檢査（第十四條）及び同施行規則の出入者携帶品檢査（第四十一條）構內障礙物除去、同鎖鑰施用（第四十四條）衣類檢査（第四十六條）文書圖畫の檢閱（第八十六條）監房搜檢（第四十五條）信書の檢閱（第百三十條）等である。尙規定はないが器具點檢、工場搜檢等も之に入る。

對人的戒護は身體に直接實力を加へて戒護の目的を達せんとするものであり、更に被强制者の種類に依り在監者に對する戒護と一般人に對する戒護とに分類し得る。一般人に對するものは其の自由行動に委ぬるときは行刑關係の維持が期待し得られない場合特に例外として許されるものであつて、出入者の警戒（第四十一條）接見立會（第百二十七條）等が之である。是等の場合に侵害の原因となるべき物の持込受授が行はれんとしたならば實力を以て之を阻止することが出來る。規定なきも故なく門戶墻壁を踰越損壞せんとする者等に對しても同樣に解すべきであらう。

在監者に對する戒護は普通檢束と稱せらる。然し檢束は直接强制のみならず懲罰を含む廣い意味に用ひられることがある。狹義の檢束は戒護の最重要事に屬し其の種類は非常に多い。檢束は實際侵害行爲が發生した場合に其の機能を發揮するのであるが、平素は有形的に權力行使となつて現はるゝことなく、單に侵害行爲に應じて直ちに實力行使可能なるの狀態を保持するに過ぎぬ。而して此の檢束は侵害發生前の豫防戒護、侵害發生の蓋然性の大なる場合に於ける戒護及び侵害發生後之に對處する戒護の三つに分類するを便宜とする。是等を夫々通常戒護、特別戒護、非常戒護と名付け得るのであるが、何れも便宜上の分類であつて、唯各場合の强制力に强弱の程度の差が比較的に存在するのみである。

通常戒護は豫防戒護なるを以て强制力最も弱く、戒具及び武器の使用が許されない。且つ平素違反行爲の發生に對する警護警戒に當るものなるが故に狹義の實力も表面に現はれることが少い。之に屬するものとしては、入監時身體檢査（監獄法第十四條）別異拘禁（同施行規則第二十三條第四十七條）接見立會（同第百二十七條）交談禁止（同第三十六條）閉鎖（同第四十二條）身體檢査（同第四十六條）等があり、規定はないが立番見張、監房視察、就業場警護等も之に該當する。



非常戒護は侵害行爲又は侵害狀態が既に發生したる場合に於ける戒護であつて、强制手段として最も强度の權力行使が許される。監獄法第二十條及び第二十一條に規定する武器及び應急用務が之である。是等は在監人に對し高度の强制を許すものなるが故に必ず法規に規定さるるを要し、從つて此の二つ以外にはない。之と關聯して理解すべきは避難護送及び解放（監獄法第二十二條）と逃走（同第二十三條）とである。共に强度の强制力の對象とは爲し得ないのであるが、非常戒護の一態樣とするを便宜とする。何とならば戒護の目的たる處遇確保の存廢と云ふ根底に影響あるものであるからである。準非常戒護と謂ひ得よう。

特別戒護は逃走、暴行若くは自殺の虞ある行爲又は監外に在るとき及び喧騷行爲等侵害發生が具體的に危險性を帶びて來た場合の戒護であつて、通常許されない戒具の使用が認められる。（監獄法第十九條同施行規則第五十條）監外に在るときとは監外作業に就く場合のみならず、在監人護送又は豫審廷、檢事廷及び公判廷に出頭の場合をも含む。最後のものには戒具を使用することを得ないが（刑事訴訟法第三百三十二條）、尙特別戒護として理解せらるべきものである。

戒護の種類を述べ終るに當つて一應考慮すべきは所謂人的戒護と物的戒護とである。（三〇）戒護の種類としての此の區別は廣く容認せられてゐる說であるが、其の說くところの監房墻壁其の他の設備に戒護力ありとするは理解に苦しむ。戒護は一の行政行爲である。假令それが法律的效果を伴はぬ事實行爲であつたとしても行爲たるに缺くるところはない。然るに監房墻壁等は設備或は營造物として單なる事實の存續又は狀態を意味するに過ぎず、何等意思の表現としての行動たる行爲の要件を滿してゐない。論者既に戒護を以て監獄に於ける保安處分とする。處分の意義甚だ不明瞭であるが之を行政上の單獨行爲とするのが通常である。然らば其の槪念自身の中に既に明白なる撞著を藏してゐると謂はねばならぬ。一步讓つて之を戒護の一種とするならば戒具並に武器は何と解すべきであらうか。是等は設備とは稱し得ないかも知れぬが尙物たるの性質を有する。此の物自身を物的戒護と謂ひ得るだらうか。（三一）思ふに物を使用する使用行爲自身に戒護が存するのであり、物自身にかゝる戒護行爲を認め得ざるが如く、設備を利用する利用行爲自身に戒護强制有りとすべく、設備それ自身は何等戒護力を有せざるものと考へざるを得ない。逃走自殺等防止の爲に

設備を堅牢完全ならしむるは、それに依り戒護力を增大せしむるものではなくして、戒護執行機關の利用範圍を擴大せしめ、因て其の戒護強制の遺憾なきを期待するの意義を有するのみである。「物的戒護は監獄建築、監獄衞生等の問題と關聯して考慮せられる場合が多い」となすは戒護概念の不明確より生じた弱點を自ら表明するものと謂ふべきである。それは獨り監獄建築、監獄衞生等に於てのみ考慮せらるべき問題に屬する。之を要するに戒護は「監獄官吏自身に於て爲す所謂人的戒護」のみであり、これ以外に物的戒護なる戒護の態樣は存在しない。

三〇　正木氏前揭第一〇二頁以下

三一　正木氏は此の點明らかにされてゐないが、氏の說を繼承する松山氏は戒具を物的戒護とされてゐる。(前揭第一九三頁)而して戒護を「監獄に於ける保安維持を目的とする一切の作用」即ち「監獄取締に關する事務の一切」と定義される。(第一八二頁)戒具そのものが作用であり事務であるとすることは如何にしても承服し難い。

## 八　從來の戒護概念

戒護の概念は大略以上にて明かにされたと思ふが、最後に比較對象の意味に於て從來戒護に關し解釋內至理解されたるものを概觀してみることにしたい。

一、戒護卽檢束說　(三二)

此の說は戒護に關し早くより存在し現在に於ても尙廣く信ぜられてゐる。私は此の說に多大の執着を覺ゆる。何とならば戒護の重要部分を最も簡單に言ひ表はしてゐるからである。然しこれを以て戒護全般の特質を示したものとすることは出來ぬ。少くとも次の諸點よりして私は檢束說に對し尙飽足らなさを感ずる。

イ、檢束の說明が不充分である。警察强制としての檢束と如何に異るかゞ說かれてゐない。故に先づ檢束そのものゝ意義を究明する必要がある。然らば敢て檢束なる語を使用せずとも戒護なる本來の語を使用して之を說明するを以て充分なりとする。卽ち檢束は戒護の定義たるに資格なき說明と云はざるを得ぬ。

ロ、對物的戒護が含まれてゐない。戒護は人に對するもの以外に物に對するものが存在する。此の對物的戒護をも檢束は意味するものとすれば、檢束の語を餘りにも廣く解したりとの非難があらう。檢束は少くとも身體に對する强制以外に出づべきではない。

ハ、一般人に對する戒護を如何に解すべきかに付て疑問なきを得ない。之をも含むとするならば愈々檢束の語は曖昧たるに至る。

ニ、監獄內に於ける司法警察との關係に觸るゝところなく、從つて其の差異を理解すべき根據を缺いでゐる。

二、監獄內に於ける保安處分說　(三三)

檢束なる語の代りに保安處分なる語を使用したに過ぎぬ。故に「監獄內に於ける」と謂ふ當然の制限を附加したこと以外、檢束說以上に戒護概念を明確にしたと謂ふことは出來ぬ。然し更に說明して「逃走、自殺、喧嘩、騷擾、疾病等の現象を未然に防止することは隔離作用を目的とし囚人を合法的社會生活に馴致せしめようとする監獄の重大なる責務である。この責務を盡す手段を戒護と名付ける」としたことよりして、此の說の內容が漠然としてゞはあるが知り得られる。而して是等を理解した後と雖も左の理由に依り私は此の說を信奉することを止めたい。

イ、刑事處分又は保護處分としての保安處分と如何なる相違があるや分明でない。其の監獄內に於けると稱する以上何等かの點に於て異るところがあるのであらうが詳細の說明が爲されてゐない。此の語を比喩的に用ひたものと解して刑事又は保護處分としての保安處分の如きものであるとするならば戒護の定義としては價値なきものである。

ロ　社會復歸なる敎化的作用をも含めて解してゐるかに見える。然し敎化の目的は監獄の目的としては是認されるかも知れぬが、戒護の目的からは離脫せねばならぬ。戒護は消極的治安の目的の爲にのみ發動すべく、積極的敎化の目的の爲に發動するは純粹實質的の戒護ではない。此の積極的效果卽ち附隨的作用を包含せしめたところに前檢束說に比して傍道への進步を認める。

ハ、故に此の說は刑罰理論の變遷と共に戒護の意義が變化すべきを當然とする。卽ち應報贖罪刑理論よりすれば又異つた戒護概念を構成せざるを得ない。戒護はかく變轉すべきものではない。獨立して恒久不變なる戒護の存在は必要であり必須である。

ニ、此の說に於ては物的戒護をも認めるのであるが、

之に付ては前述した如く肯定することは出來ぬ。

三、收容者の警護並に刑務所取締の事務となす說（三四）

此の說は前二者に比し定義の形式を具備してゐる點に於て戒護の說明としては稍進歩してゐる。それだけ戒護の有する意義が明瞭になつてゐるが、尙左の如き欠陷を有してゐる。

イ、收容者の警護と刑務所取締とは重複する部分を多分に藏してゐる。尙進んで謂へば刑務所取締の中には當然收容者の警護を含めて差支へない。

ロ、警護並に取締の爲にする命令、許可等の作用も其の一部分と解されるが、之は處遇に關するものであつて、處遇以後の作用たる戒護の問題ではない。戒護は既に存在する命令、許可の下に於て機能を發揮するものである。

ハ、監獄內に於ける司法警察は當然刑務所取締の事務であるが、之は戒護と異ることは前述した通りである。

四、隔離作用と紀律維持となす說（三五）

之は前說と趣を同うする。從つて前と同樣の不備を認めねばならぬ。而して更に左の欠陷を伴ふ。

イ、紀律の意義が不明である。監獄法第五十九條の紀律と同意義とすれば戒護の手段として述べた如く、先づ紀律そのものから說明せねばならぬ。

ロ、而して紀律維持は戒護のみに限らぬ。作業に依つても或程度の紀律が保持されることは否定出來ぬのであつて、之と區別するの愼重を缺いでゐる。

五、行刑警察說（三六）

其の說くところに從ふと行刑警察とは檢束と監獄の警戒とを謂ふのであつて、檢束は「社會公共の利益の爲に自由刑に處せられたる者に對して監獄內に於て特別の權力關係の下に命令し强制する作用」であり、監獄の警戒は殆んど全く一般行政警察と其の性質を同じくするものとしてゐる。此の說に對しても略今迄のものと同樣の欠點を擧げ得る。卽ち

イ、警察の概念を監獄に採用した點に第一の漠然さが存する。論者自身も「行刑警察は一般行政警察の通性とせらるゝものゝすべてを具備してはゐない。從つてそれは、むしろ、嚴密に言へば、警察といふ名に値しないものである。」と自ら其の弱點を認めてゐる。

ロ、然らば行刑警察なる概念を構成するの必要は毫もない。戒護は之を他の紛らはしき比喩的語句を以て理解するよりも戒護として思考するを正確且つ合理的なりとする。（三七）

ハ、而して其の檢束の意義たるや警察の定義を監獄的に粉飾したに過ぎないのであつて戒護獨自の性質を忘却してゐる。（三八）尙此の定義に從へば戒護は一般行刑作用の全部を含むことゝなり作業、敎務等と何等撰むところなきに至る。

ニ、更に監獄の警戒を以て一般行政警察と性質を同うすると言ふに至つては、全く戒護と警察との區別を認めざるものと謂ふべく、戒護に對する理解が深き考慮より生じたものではなく、直觀的な、外面的な又は直譯移入的なものであるとの非難を受けざるを得ない。

ホ、其の他前四つの說に對して述べたと同じことが、其の儘此の說に對する否定的論駁的根據として擧げ得る。

畢竟するに從來の戒護概念は總て充分なる決定的標準を示したるものとは稱し難く、或は解するところ狹きに失し、或は說くところ廣きに過ぎ、遂に把握すべきを逸脫したと謂ひ得る。爲に戒護今日の曖昧を生じ茫漠を增し、其の眞實純粹の目的、性質を曲解し忘却するに至つたものである。宜しく戒護本來の意義を嚴密に分析解剖し、愼重に其の結果を組成綜合するの必要があらう。

三一　小河博士前揭第一七八頁。

坪井氏前揭第一二六頁以下は戒護の定義を明示するところはないが、此の檢束說に入るべきものと考へられる。

三二　正木氏前揭第一〇二頁

三四　辻氏前揭第四一頁。尙根本氏前揭第六一頁及び松山氏前揭第一八二頁は折衷的な說であり、それだけ不明瞭なものであるが、此の部に入るべきであらう。

三五　昭和十一年戒護課長會議訓示

三六　寺光氏行刑警察（「刑政」第四七卷第三號）

三七　行刑警察は寧ろ監獄內に於ける司法警察を意味する爲に用ひられるのが便宜であらう。

三八　美濃部博士前揭下卷第三頁に警察を定義して「警察ハ直接ニ社會公共ノ利益ノ爲ニ國家ノ統治權ニ基キ人民ニ命令シ又ハ强制スル作用ナリ」とせられてゐる。寺光氏の檢束の定義と對照せられたい。

Penal Treatment in
New Jersey — 1860-1934

Emil Frankel

# ニユウ・ヂヤーシーに於ける 行刑制度の變遷 (完)

エミール・フランケル

## 六 行刑制度改良の傾向

### —— 1860—1911 ——

前世紀の中頃に於けるステート・プリズンに存在してゐた情勢の如何なるものであるかは、一八五三—一八五四年に行はれてゐた日々の管理についてのルール(規則)を看れば、極めて瞭然たるものがあるのである。

このプリズン・ルールの或るものを次に掲げる。

一、受刑者は忠實勤勉に作業に從事し、迅速に諸命令に服し、且つ、不斷の沈默を持續すべし。

二、受刑者はいかなる口實を以てしても互に語を交し



へ、又は、文書によりて情報を交換すべからず。受刑者は目付き笑顏を交はし、又は、看守に自己の要求を傳ふるに必要なるものを除き種類の何たるを問はず信號を用ふべからず。

三、受刑者は最も慇懃なる態度を以て看守に近づき、簡潔に通告をなすべし。受刑者は通常の話題につき看守に話し掛け、又は、作業或は所要に關して已むを得ざる場合を除き看守に呼び掛くるを得ず。

四、受刑者は如何なる場合たるといかなる口實あるとを問はず許可なくして何人たりとも所員にあらざるものに話し掛け、又は、許可なくして一物たりとも彼等より受くることを得ず。

五、受刑者は訪問者に眼を注ぐがために作業に對する注意を奪はれしむるを得ず。

此等のルールを見ても、いかにその煩瑣苛細なるかを知るに足るのであつて、プリズス・リホームの運動の引きつゞき行はれたのは別に驚くに足らないのである。この運動の中、最も重要なるものは少年犯人のための州立感化院 (State refoom school) の設立にあつたのである。ガヴアーナー・ヂオエル・パーカーは、一八六五年四月の年次のメツセージに於て、

「少年の拘禁のためにステート・プリズン以外の場所が設備せられなければならない。多くの場合、ペニテンシアリー (プリズン) に於ける拘禁の不名譽と、且つは硬化せる常習犯人との接觸より生ずる避くべからざる惡化の影響は、少年の改悛進遷を妨ぐるものである。拘禁の目的は處罰すると共に改善するに在る。少年犯人をして更らに一層執拗頑硬ならしむるよりむしろ和順の性を養はしむるの資となるべき境遇の下に在らしむるは、ステートの彼等に負ふ所の義務である」

と宣明してゐるのである。

一八六五年と一八七一年にニユウ・ヂヤーシーの少年少女のためにリホーム・スクール (感化院) の設立を促すの運動の起り、更らに、七十年代を通じて、不成功には終つたが、中間級のプリズン即ち成年犯人のためのリホーメートリー (感化監) を設立しようとする熱心な運動のつゞけられたのは、犯人をリホームする施設としてのステート・プリズンの失敗したことを認めたのに由るのである。

シヴイル・ウオア (南北戰爭) (1861—1865) の期間中、ニユウ・ヂヤーシーに於けるプリズン・システムの全般的失敗は、プリズン・リホームの運動の益々旺んなるに促されて、終に、一八六八年に於ける議會 (レヂスレーチユア) をして、合衆國各州に於て行はれてゐる行刑制度並びに施設の管理經營の種々のタイプを檢討考究し、而して、ニユウ・ヂヤーシーのプリズン・システムに對する改良案を立案報告せしむるために、コムミツシヨン (委員) を任命せしむるに至つたのである。一八六九年一月に至りて提出されたこのコムミツシヨンのリポート(報告書)は、ニユウ・ヂヤーシーのステートの行刑制度の歷史に現はれた最も重要なる最も知見のあるドキユメント (文獻) の一つとして看做されてゐるものである。このリポートの性質のすぐれてゐるのは、固より其の內容たる調査の

精到なるによるのは勿論であるが、主として、コムミツションのメムバーとして働いた人のタイプに負ふ所が多いのである。コムミツションのメムバーは、ダニエル・ヘーンズ、ヂオージ・フオート、及び、サミユール・アリンソンの三人で、前の二人はステートの前知事で、三人共ニユウ・ヂヤーシーの屈指のシテイズンで且つこのステートに於けるプリズン・リホームの當時のリーダーであつたのである。

一八八五年から一九一一年までの間のステート・プリズンの歴史は、二人のすぐれて有能なキーパー（keeper）（所長）の遂行した事業によく反映してゐるのである。即ち、ヂオーン・H・パツターズンとヂオージ・O・オスボーンの二人で、前者は一八八六年より一八九六年まで、後者は一九〇二年より一九一二年まで、それ〳〵キーパーの職に在つたものである。効果の多いパロール・ロウ（假釋放法）の採用を議會をして可決せしめ、好結果だつた夜間學校を設け、すぐに目につくように縞のある粗末な制服を着せて釋放囚を送り出すといふ昔時の陋習を廢止したのは、一にパツターズンの努力に歸すべきものであつて、且つ、更らに、また、氏は進んで、不定期刑に關する法律の制定、作業に勤勉なる受刑者に對する賞與金（reward）の給與並びに釋放囚に對する組織的援助の制度の採用を極力主張したのである。パツターズンに次いで、一九〇二年にキーパーの職に就いたオスボーン氏は、ニユウ・ヂヤーシーの行刑管理に「新しいより良き秩序」をもたらしたと云はれたが、古い蠻風の遺物たる受刑者の縞のユニホームと、ざんぎり頭を廢止せしむるに成功したのである。

一九〇六年には、死刑執行に今迄の縊刑（hanging）が廢されて電氣死刑（electrocution）が採用されるに至つたのである。一九一一年四月二十七日の法律によつて、トレントンに於けるステート・ホスピタル（州立精神病院）の構内に精神病囚を收容するために別に精神病監が建てられて、各施設から精神病囚をこの施設に移すことになつたのである。

## 七　一九一七年の行刑調査委員

### —— Prison Inquiry Commission ——

前出の一九一七年のニユウ・ヂヤーシーの議會の決議によつて創設せられたる行刑調査委員は（前號四〇頁上段に「一九二〇七年ニユウ・ヂヤーシー議會云々」とあるは、一九一七年の誤り）、委員長たるモロー氏の名によりてモロー調査委員と呼ばるゝものであるが、ニユウ・ヂヤーシーに於ける受刑者の處遇に一新時期を劃するものとして特記すべきものである。といふのは、この委員の建議によりて、終に受刑者の更生を目的とする處遇訓練に効果的なる個別的處遇方法を容易ならしむる「分類制」（"Classification system"）が確立せらるゝに至つたからである。凡ての行刑制度の根本をなすべき原理がこのコムミツション（委員）の報告書（リポート）の緒言の中に善く開陳されてゐるのである。曰く、

「行刑制度のいかなるシステムについても、先づ第一に考慮せらるべきは、明かに社會の防衛といふことである。然しながら、社會の防衛とは只だに法律に違犯したる者を一時社會から隔離することのみに止まらず、更らに進んで、隔離されたるものが社會に復歸したる際に、何か一つの職の得らるゝよう豫め準備してやるといふことを意味するのである。この目的のためには、實行可能のあらゆる手段を盡くして、彼等の健康の維持、進んでは、身體の發達を謀つてやらなければならない。

學科並びに職業訓練の系統的な課程が力の及ぶ限り施行されなければならない。而して、實行可能なる場合には、是非共、受刑者は釋放の上自立の生計を營むを得る職業に習練せしめなければならない。ステートにとりては出來得る限り受刑者收容の負擔の輕減せらるべく、而して、これがためには受刑者をして利潤の多い作業に就かしむることが願はしいのであるが、しかし、プリズンに在る間の受刑者の時間の利用によりて得らるゝ一時の利益よりも、健康、能力並びに性格を強健ならしめたる後彼をしてプリズンを去らしむるの、社會の將來にとりて更らに一層大なる利益たるは言ふを俟たざる所で、深く此點を思はなければならない。受刑者の能力性格の進歩向上は、彼の周圍の物的條件に是れ依るものであるけれども、しかし、主として受刑者本人の進歩向上に對する意志にかゝつて存するのである。個の進歩向上の意志を誘導振作するのは行刑管理に於ける最も重要なる任務の一つである。」

## 八　分類制

### —— "Man Analysis" ——

バーデツト・リユウイズ、カルビン・デリツク、エド

ガー・ドル及びイリアム・エリス等の主唱によりて開始せられたニユウ・ヂヤーシーの分類制（Classification（"Man- Analysis"）system）は次の三點に重きが置かれてゐるものと考へられるのである。

一、行刑施設に收容せらるゝ凡ての受刑者の精到該博なる研究

二、研究の結果提案せられたる處遇方案を實行すべき行政手續

三、種々異なれるタイプの處遇を施すため特殊の設備を具へたる施設の設立

分類制の主たる目的は、少年受刑者を成年受刑者より反社會性の明確なるものを精神又は身體に缺陷あるものより、精神又は身體に缺陷あるものにして治癒可能のものを治癒不可能のものより、從順なるものを從順ならざるものより分離するに在る。この目的を達成するために、各施設には分類委員（classification committee）が設けられてゐる。この分類委員は、この施設の長官（superintendent）、醫務課長（resident physician）、心理學者（psychologist）、學務課長（director of education）、作業課長（industrial supervisor）、敎誨師（chaplain）、戒護課長（disciplinary officer）、精神病學者（psychiatrist）等より組織せらるゝもので、この施設に於て處遇せらるゝ受刑者の能力、缺陷、特質並びに一般性格に關する必要なる智識材料を蒐集するものである。

かくして、戒護課長は、親しく收容者を識り、施設の規律訓練の下に在つて、收容者の柔順にして信賴し得るに足るやいなやについて判斷を下すの目的を以て、各收容者と面接會談するのである。醫務課長は、體格、健康及び、生理的組織の立場から右の收容者を診査する。精神病學者は、收容者の神經系統、性格の組立、及び、精神正常の狀態に關する診査をなし、何種たるを問はず或る精神病に犯されてゐる場合には、この精神病の及ぼす影響を指摘して處遇上の心得に關する注意を與へる。心理學者は、本人の智能、心理態度、性格及び情緒の立場から收容者と面接して、テストを施すのである。敎誨師は本人の宗敎に對する態度、標準、並びに、宗敎的責任感（ゴツドに對する）を決定するために彼と面晤する。學務課長は、收容者のこれまでの學歷、智識の程度、敎育の適不適について問ひ試みる。作業課長は、本人のこれまでの職業上の經歷、現在の職業、技能上の熟練程度、能力發達の見込み、並びに、職業に對する興味の深淺等に關する報告を作成するの義務を有つてゐる。而して、此等の診査考究が施設內で行はれてゐる間に、ソーシアル・ワーカー（社會事業技師）は、本人の身元履歷並びに社會的經歷につき實地調査をするのである。

分類委員は、收容者本人に關する此等すべての智識材料を綜合して、訓練敎化のプログラムを組み立てるのである。且つ、爾後時々受刑者本人の施設訓練に於ける進步改善の狀態を査閱し、而して、パロール（假釋放）並びに釋放に關する意見を具陳するのである。

## 九　行刑矯正兩施設の種別

わがステートの行刑矯正兩施設に收容さるゝ受刑者の徹底的な廣汎に亙る調査の結果から考へると、犯人は大體六つの異つたクラスに分類できるのであつて、この六つのクラスのためにそれ〴〵特殊の施設を備へる必要があると思はれるのである。

（一）　犯人の內で最も大きなグループをなすものは、精神身體共に普通の正常なもので、施設に於ける規律訓練に服し易いもので、施設建設の經費を節約する點からしても、且つは、受刑者の更生のために效果的な處遇を施す點から考へても、このグループは中間級（ミーディアム）又は最小限（ミニマム）の安全防備を施した施設（medium or minimum security units）に收容すべきものである。

（二）　これに次いで大きなグループをなすものは、自由の身である間は社會にとりて危險で、拘禁されてからは施設にとりて一つの脅威となる常習犯人及び反社會性の犯人である。このグループに屬する受刑者は逃走し、暴動を煽動し、危險なる禁制品を密輸し其他プリズンの安全を危ふするの行動に出でがちな部類のものである。このグループを拘禁してをくためには、是非、最大限の安全防備のある施設（maximum security prison）が必要である。

（三）　受刑者中には、必ず、少數ではあるが、老衰した又は不具のものがあるが、此等のものは社會的更生の見込みはないけれども、彼等の老衰、慢性的疾病及び不具狀態は彼等をして施設收容者として典型的なものとなすのである。かゝる收容者の大部分は最大限の嚴重な防備のある施設は必要としない。實際彼等はセル（居房）に於て生活することを强制さるゝことによりて明かに健康を損はるゝのである。彼等のためには、療養上の設備ある

コロニー（農場）式の施設が必要である。

（四）いづこの行刑施設にも、神經疾患又は精神病に苦んでゐる一群の受刑者を見出すものである。發狂者、癲癇患者、及び、著しく精神に異常あるものは、行刑施設から特別の病舍へ移されなければならぬ。玆處で、嚴重な安全設備の下で十分な治療を加へるのである。

（五）（四）に擧げた精神病のタイプに加へて、また必ず比較的に落着いた單純な精神耗弱者があるものであるが、このグループに屬するものについては犯罪は二の次で、むしろ彼等の精神上の缺陷が主たる問題なのである。此等の所謂「精神缺陷による犯人」（,delinquent defective"）に對しては、戒護の問題は二の次である。彼等には長期の訓練が必要であるが、戒護のためには、犯人でない普通の精神耗弱者のために設けられた近代的なトレーニング・スクール（身心鍛錬施設）で用ひられてゐる最小限の安全設備で十分である。

（六）「精神缺陷による犯人」は單純な耗弱者から區別されなければならない。前者は精神の異常性が病的焦燥症並びに精神病的傾向と結びついてゐる犯人である。ニユウ・ヨーク州のナパノツクの精神病監に收容されてゐるこのグループについて得られた經驗によると、彼等は社會的更生の見地からして決して絶望ではないことが分明かつたのである。しかしながら、このグループの特質である低能と焦燥症との結合は最大限の安全設備を必要とするのである。

此等の異つたタイプの犯人を收容するために、ニユウ・ヂヤーシーに於ては、現在、次の八個のタイプの施設が利用せられてゐる。

（イ）ステート・プリズン（State Prison）
これは最大限の安全防備を有つてゐる施設で、劣惡な成績記錄を有つてゐる比較的年齡の多い重罪を犯かした長期の受刑者を收容する。

（ロ）リースバーグ農場（Leesburg Prison Farm）
これは最小限の安全防備を有つた施設で、普通の勞働者で腕の好い年の多い受刑者を收容する。

（ハ）ボーデンタウン農場（Bordentown Prison Farm）
最小限の戒護設備を有つてゐる施設で、良好なタイプに屬する犯人及び行狀成績共に佳良で已に釋放期に近づいた受刑者を收容する。

（ニ）レーウエー・リホーメートリー（矯正監）
これは最大限の及び制限せられた安全防備を有つてゐる施設で、三十歲以下の男子受刑者の勤勉なるものを收容する。

（ホ）アナンデール・リホーメートリー
これは最小限の戒護設備をしたもので、農業及び其他の職業の習練に適した三十歲以下の受刑者を收容する。

（ヘ）クリントン・リホーメートリー
これは隔離と分類とのためコツテージ（寮舍）式の最小限の戒護設備をしたもので、十七歲以上の凡ての女子犯人を收容する。

（ト）トレントン・ステート・ホスピタル（Trenton State Hospital）
これはトレントンに在るステート・ホスピタル（州立精神病院）內のクリミナル・デイビジオン（犯人部）で、最大限の安全防備を有つ施設で、總ての行刑矯正施設からの精神病患者たる受刑者を收容するのである。

（チ）少年少女のステート・ホーム（State Home for Boys and State Home for Girls）
この州立（ステート）のホームは敎化施設として管理されてゐるもので、この兩施設に收容さるゝ品行態度の問題となつてゐる少年少女は處罰すべき犯人としてゞはなく、敎育、訓練、及び、治療手當の特に必要な未だ成熟してゐない一個の人間として取扱はるゝのである。

以上、ニユウ・ヂヤーシーの行刑矯正兩施設に行はれてゐる個別的な處遇のシステムの梗概について述べたのである。もつとも、このシステムといふ中には、固より一個の人間としての犯人の研究、並びに、處遇訓練に對する受刑者の適應の程度の時々の査定といふことも含まれてゐるのである。而して、このシステムに關聯して蒐集された種々の事實からは、個々の犯人の特質、本人の社會的背景、並びに、處遇の効果に關する意義の深い諸の材料が得られるのであつて、且つ、其上に、反社會的な行動の發生原因の問題に關する廣汎な調査研究の基礎ともなるのである。

因みに、最大限の安全といふのは、四六時中施設の周壁の裏に拘禁するを曰ひ、制限せられた安全といふのは受刑者は監視付で周壁の外で就役することを許可されるのであるが、夜間は最大限の安全防備の中に歸還

しなければならないことを意味し、最小限の安全設備とは所謂オープン・インステイテユウション（周壁のない開放せられたる施設）で、玆處で生活し就役するに適した受刑者が收容せられるのである。

（完）

Journal of Criminal Law and Criminology, June, 1937

## 海外時報

### 米國に於ける少年犯罪の傾向

米國勞働省の少年局（Children's Bureau of the United States Department of Labor）は、二百三十五號の公報で、一九三四年十二月三十一日を以て終る一ケ年の少年裁判所統計及び一九三五年六月三十日を以て終る一年間に合衆國政府の少年裁判所で取扱つた少年犯人に關する報告を發表した。

少年犯罪率は少年裁判所の管轄に屬する年齢の少年の間に行はれて少年裁判所の取扱つた犯罪の件數を直接に表現したものである。これは、固より、行はれた少年犯罪の總數ではないのである。其理由は、犯罪の問題を起す少年の面倒をみる多くの保護團體があるからで、裁判所へ引き出される少年の數は、犯罪問題の解決に助力してゐる團體の事業と團體並びに裁判所に對する社會の態度とによつて決定さるゝものである。而して、少年の犯罪率は、また、明かに裁判所が少年に與ふる色々の保護の如何に依つて定まるものである。

一九二九年又は一九三〇年以降示された少年（ボーイズ）の犯罪率に於ける減少の傾向は、一九三四年に於ても尙ほ續いてゐたが、一九三四年に於ける減少は主としてニユウ・ヨーク市に於ける裁判所で取扱はれる少年の數に著しい削減が加へられたからである。しかし、ニユウ・ヨークを除いた他の都市に於ては、少年の犯罪率は一九三三年に比較して、一九三四年に於ては明かに增大してゐるのである。

少女（ガールズ）の犯罪率は、別に大した增減は示してゐない。一九三四年に於て一九三三年に比して輕微の增加が示されてゐるが、これとても單に一九三二年の件數のレベルに達したといふだけで驚くほどのことはないが、しかし、これは過去數年間に現はれた減少の傾向が阻止されたことを暗示してゐるものと云へるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, August, 1937



### ペンシルバニア・プリズン・ソサイエテイーの百五十週年紀念祭

ペンシルバニヤ・プリズン・ソサイエテイでは、一九三七年五月七日午後四時からフイラデルフイアのクリスト・チヤーチに於て簡素にして嚴肅な晩禱式を以て創立百五十週年紀念祭を擧行した。

因みに、この百五十週年を記念するために、協會では、已に夙くこのソサイエテイの創立（一七八七年）以來の歷史の編纂を計畫してゐたのであつて、テムプル大學のクリミノロヂーの敎授ネグレー・K・テイータース博士に編纂の事業を囑託し、博士は過去三年來この事業に沒頭してゐたが、いよ〳〵此年協會の百五十週年記念日に當りてこれを發行し得るの運びとなつたのである。

この書の題名は、

"They were in Prison"
A History of the Pennsylvania Prison Society

と稱するもので、博士は協會のこれまでの議事錄の十五卷を包括する古い記錄を涉獵して、協會組織の活動についての最も興味ある物語を編み出したのである。三十七人の創立委員の活動に筆を起して、このペンシルバニアに於けるピーナル・リホーム（かんごく改良）の分野に働いた幾百のリーダーの努力の跡を次ぎ〳〵にと嚴肅に記述したものである。

Prison Journal, July, 1937.

資料

# 一九三一年イタリヤ刑務法（四）

第百十九條　作業ノ指定

收容者ニ對スル作業種目ノ指定ハ刑務所長ニ於テ之ヲ行フ

現存ノ作業種目ニ付キ選定ヲ爲スニ付テハ過去ノ業種並ニ釋放ノ後ニ於テ從事スル見込アル職業及ビ其ノ刑期ヲ考慮ス可シ

刑事被告人●拘留受刑者及ビ第三十九條第一號第二號及ビ第三號ニ揭グル受刑者及ビ刑期一年未滿ノ輕懲役受刑者ハ司法大臣ニ於テ可能性ト合目的性トヲ認ムル限リハ一般ノ作業種目トシテ規定セラレタル以外ノモノニモ、就業スルコトヲ要ス

經理作業 hauswirtschaftlichen Arbeiten ニ從事セシムルハ行狀善良ニシテ他ノ模範ト成ル者ニ限ル

第百二十條　構外作業ノ許可

構外作業ニ對スル許可ハ行刑監督判事之ヲ行フ刑務所長ハ行刑監督判事ニ對シ三月每ニ收容者ノ身分票保健技師ノ判定又ハ刑務所長自ラノ觀察ニ依リテ構外作業ニ適當ナルモノト認メタル者ヲ通報ス可シ此ノ場合ニ於テハ各收容者ガ特別ノ適性ヲ有スルコト明カナルモノニ付テハ其ノ作業ノ種類ヲ明示ス可シ

刑務所長ノ申出デニシテ理由アル場合ニ於テハ行刑監督判事ハ構外作業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

行刑監督判事ノ爲シタル決定ハ之ヲ司法大臣ニ申報ス可シ司法大臣ハ之ニ相當セル處分ヲ收容者ニ行フ

第百二十一條　特別ノ教養若ハ優秀ナル技術的知識ヲ有スル收容者

特別ノ教養アル收容者ハ其ノ能力 Leistungsfähigkeit ノ適當ナル利用ニ付キ之ヲ司法大臣ニ報告ス可シ

收容者ニシテ稀有ノ技術的知識ヲ有スル者ハ刑務所長ノ提議ニ依リ司法大臣ヨリ許可ヲ得テ其ノ專門ノ作業ニ從事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ法規ヲ嚴守シ刑務所ノ秩序ヲ紊サザルコトニ留意ス可シ

第百二十二條　私人ノ計算ニ依ル勞働ノ許可



私人ノ計算ニ於テ爲ス勞働ニ從事スルコトヲ許可セラレタル場合ト雖モ收容者ハ直接的ニモ間接的ニモ作業ノ註文ヲ受クルコトヲ得ズ契約ハアラユル場合ニ於テ事務當局 Anstalts-leitung ト締結ス可シ若シ事務職員ニ其ノ權限ノ賦與ナキトキハ看守長又ハ看守部長ヲ女刑務所ノ場合ニ在リテハ女監督ヲ其ノ相手方ト爲ス可シ

第百二十三條　作業時間　收容者ノ保險

作業ニ從事スル收容者ニハ日曜休養 Sonntagsruhe 災害●癈疾●養老●肺結核保險ノ規定ヲ適用ス

每日ノ作業時間ハ八時間トス

刑務所長ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ日曜休養並ニ作業時間ノ規定ニ係ラザルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ理由ヲ具シテ直チニ司法大臣ニ申報ス可シ

第百二十四條　習熟期間　作業ノ報酬

收容者ハ有償ノ作業ニ從事セシメラルヽニ先立チ無償ノ習熟期間 Lehrzeit ヲ經過スルコトヲ要ス

有償作業ヘノ就業許可ハ之ヲ監督シタル作業技師 Werkmeister ノ意見ヲ聽取シタル後刑務所長之ヲ決ス

第百二十五條　收容者ノ作業ニ對スル報酬

司法大臣ハ作業ノ種類●必要ナル知識及ビ作業成績ヲ考慮シテ精確ナル等級 Arbeitergruppe ヲ作リ之ニ依リテ收容者ニ與フ可キ賃金 Entlohnungen ヲ決定ス

刑務所長ハ收容者ヲ數箇ノ等級 Gruppe ニ區分ス可シ

司法大臣ハ賃金ノ額ヲ又受負作業ノ方法 Akkordsystem ニ依リテ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ作業成績ト賃金トノ關係ハ刑務所長之ヲ決ス

賃金ハ之ヲ十分ス

刑法第百四十五條ニ規定スル報酬 Vergütung ハ左ノ如ク之ヲ定ム

イ　受懲役受刑者ニ對シテハ十分ノ六

ロ　輕懲役受刑者ニ對シテハ十分ノ七

ハ　拘留刑受刑者並ニ第三十九條第一號第二號及ビ第三號ニ揭記セラレタル受刑者ニ對シテハ十分ノ八

ニ　刑事被告人ニ對シテハ十分ノ九

賃金ノ全額 vollen Lohnsatz ト收容者ニ支拂フ報酬トノ差額ハ國庫ノ收入トス

司法大臣ハ刑務所事務ノ處理ニ付キ特別ノ任務ニ服セシメタル收容者ニ對シテハ特別ノ割增金ヲ給與スルコトヲ得

前項ノ割增金ノ年額 jährliche Gesamtbetrag ハ大藏大臣ト協議シテ之ヲ決定ス可シ

第百二十六條　作業報酬ノ決定ニ對スル情願

賃金ノ評定●各收容者ノ等級編入及ビ受負賃金ノ決定ニ對

シテハ情願ヲ爲スコトヲ得ズ

收容者ハ唯前條ニ揭グル報酬額ト自己ノ法律的地位 Rechtslage トノ關係ニ關スル規定ニ對スル違背ニ付キテノミ行刑監督判事ニ情願ヲ提起スルコトヲ得

第百二十七條　作業報酬ノ區分

作業報酬ハ刑法第百四十五條ノ標準ニ從ヒテ區分ス

損害賠償ニ因ル報酬ノ減削ハ支拂請求ガ收容者ニ交付セラレタル日ノ翌日ヨリ之ヲ爲ス刑務所長ハ其ノ交付ヲ通告スルコトヲ要ス

作業報酬ノ區分ハ毎月ノ末日ニ於テ刑務所長之ヲ行フ可シ

刑法第百四十五條ニ依ル區分並ニ控除及ビ刑事訴訟法第六百十二條後段ニ依ル拘禁費用ノ計算方法ニ關スル情願ニ對シテハ大藏大臣ヨリ必要ナル說明ヲ聽取シタル後執行判事 Vollstreckungsrichter 之ヲ裁決ス

作業報酬ノ中收容者ノ爲留置スル部分ニ對シテハ利子ヲ附シ且ツ低當權ノ設定並ニ强制執行ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

第百二十八條　刑事被告人ニ對スル作業報酬ノ區分

刑事被告人ニ歸屬ス可キ作業報酬ヨリハ判決アリタル場合ニ於テ支拂フコトヲ要スル拘禁費用ノ補償部分ヲ控除ス此ノ補償部分ハ報酬ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

收容者處刑セラレタル場合ニ於テハ留置額 Zurückbehaltenen Beträge タル特別所有金 Sondergutha ben ノ中ヨリ刑事訴訟法第二百七十四條ノ範圍內ニ於テ未決拘禁ノ費用ヲ國庫ニ收納ス無罪ノ宣告アリタルトキハ其ノ判決言渡後一年以內ニ請求スル場合ニ於テ利子ト共ニ所有金 Guthaben ヲ本人ニ交付ス

本條ニ依ル規定ノ適用ヲ誤リタルコトニ對スル情願ハ刑事訴訟法第六百十二條後段ニ據リ大藏大臣ヨリ必要ナル基礎ヲ聽取シタル後執行判事之ヲ裁決ス

第百二十九條　收容者ニ對スル利子

前二條ニ依リ收容者ニ給與ス可キ利子ハ每年預金並ニ貸附金庫 Hinterlegungs-und Darlehnskasse 及ビ郵便金庫ノ預金利子トノ關係ヲ考慮シタル上司法大臣之ヲ決定ス

計算高ヲ有スルニ至リタル後最初ノ六月及ビ刑期最終ノ端數ノ月ハ利子ヲ附スルコトナシ

第百三十條

個々ノ作業經營並ニ經理作業ニ於ケル手工業ニ對スル報酬額ハ各工場又ハ業種每ニ特別ニ規定シ之ヲ作業場・居房及ビ寢室ニ揭示ス可シ

第百三十一條　收容者ニ貸與シタル道具器具及ビ機械



收容者ノ使用ニ供シタル物ニシテ危險ト認メラルヽモノハスベテ每日ノ夕刻ニ於テ居房並ニ寢室ヨリ搬出ス可シ

獨居拘禁ニ附セラレタル收容者ノ就業スル各工場若ハ居房ニハ交付中ノ器具・道具及ビ機械ノ正確ナル一覽表ヲ備ヘ每夕搬出スルコトヲ要スル物品ヲ明カニシ置ク可シ

第百三十二條　作業ニ依リテ惹起セラレタル損害

作業素品 Arbeitsstoffen 作業製品 Arbeitserzeugnissen 器具機械ニ對シ惹起シタル損害ニ關シテハ第八十八條ノ規定ヲ適用ス

收容者ハ又交付ヲ受ケタル素品ノ損耗破損ニ付キ責任ヲ負フ

## 第八節　收容者ノ金錢

第百三十三條　受刑者ノ所有金

受刑者ノ所有金ハ之ヲ特別所有金 Sondergutha en トニ分ツ

特別所有金ハ本人入所ノ當時所持シタル金錢・自己ノ所有物ヲ賣却シテ得タル金錢・親族又ハ第三者ヨリノ送金及ビ「囚人所得金 Gefangenengewinne」資金ヨリ本人ニ給與セラレタル割增金 Prämien 並ニ交付金ヲ以テ構成ス

作業所有金ハ作業割增金及ビ第百二十五條ノ規定ニ依リ收容者ノ處分ヲ許サレタル作業報酬金ヨリ成ル

第百三十四條　刑事被告人ノ所有金

第百二十八條ノ規定ニ係ラズ刑事被告人ノ所有金ハ一種類トス刑事被告人ノ所有金ハ入所當時ノ所持金・所有物ノ賣却代金・家族又ハ其ノ他ノ者ヨリノ送金及ビ其ノ作業報酬ノ割增金並ニ處分ヲ許可セラレタル部分ノ金額ヲ以テ構成ス

第百三十五條　所有金ノ使用

所有金ノ使用ニ付テハ其ノ都度刑務所長ノ許可ヲ必要トス

收容者ハ他ノ收容者ノ爲ニ其ノ所有金ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ其ノ使用ヲ受クル者ガ本人ノ直系尊屬若ハ直系卑屬ナル場合又ハ兄弟姉妹若ハ配偶者ナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

追加糧食ノ爲ノ支出ハ受刑者ニ在リテハ特別所有金ト作業所有金トノ合計留置額ガ左ノ金額ヲ超過スルニ至ル迄ハ其ノ作業所有金ノ五分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

刑期一年以上ノ者ハ二百リラ

刑期五年以上ノ者ハ四百リラ

刑期十年以上ノ者ハ五百リラ

其ノ他ノ支出ハ特別所有金ヲ以テ支辨スルモノトス若シ特別所有金アラザルトキハ作業所有金ヲ以テ之ニ充ツ留置額ガ前項ニ揭グル要件ニ達セザル場合ニ於テハ絕對ノ必要アル場合ニ限リ作業所有金ヲ以テ其ノ支出ニ充ツルコトヲ得

## 第九節　教育

第百三十六條　學校教場教科書

無學ノ收容者ノ爲各刑務所ニ讀方書方ヲ教授スル爲ノ學校ヲ設ケ教場並ニ教科書ヲ設備ス

第百三十七條　文盲者ニ對スル就學ノ强制

讀方書方ニ付キ無學ナル收容者ニシテ四十歲未滿ノモノハ毎日少ク共二時間ハ學校ニ出席ス可シ

無學者ニシテ四十歲ヲ超ユル者ハ請願ニ依リ就學スルコトヲ得刑務所長ニ於テ尙教育ニ堪エ得ルモノ schulungsfähig ト認メタル者ハ就學ノ義務ヲ有ス

第百三十八條　教場ニ於ケル指導

教場內ニ於ケル指導ハ收容者ノ小學校通學ニ依ル教養ヲ增加スルコトヲ目的トス此ノ爲ニハ道德ノ概念・社會生活ノ原則及ビイタリヤ歷史ノ最モ重要ナル事件ニ付キ說明ヲ爲ス可シ農村出身ノ收容者ニハ可能ナル限リ農業問題ノ說明ヲ包含セシム可シ

婦女ニ對シテハ尙衞生法及ビ家事ノ教授モ爲ス可シ

第百三十九條　教場ニ於ケル集合

收容者ハ順番ニ休日又ハ作業日ノ休憩時間ニ於テ其ノ性格教養ニ依リテ一團ト成リ教場ニ集合ス可シ

教育ハ刑務所長・保健技師・教誨師・教師・工業若ハ農業ノ指導者其ノ他ノ職員之ヲ行フ私人ニシテ大臣ヨリ委任ヲ受ケタル者亦同ジ

刑務所長ハ收容者ニ對シ講義ノ內容ヲ理解セルヤ否ヤヲ開示セシムルコトヲ得

第百四十條　圖書室

收容者ハ圖書室ノ書籍ヲ利用スルコトヲ得

刑務所長ハ各個ノ收容者ニ如何ナル書籍ヲ看讀セシム可キヤ圖書室・居房若ハ休憩時間ニ於テ收容者ノ休息スル場所ニ於テ講義ヲ行フ可キヤ否ヤヲ決定ス

刑務所長ハ尙收容者ニ自己ノ所有スル書籍又ハ新聞ヲ看讀スルコトヲ許可スルコトヲ得刑事被告人ノ場合ニ於テハ管轄裁判所ノ同意ヲ要ス

貸與ノ書籍ヲ毀損シタル者ハ第八十八條ニ從ヒ損害賠償ヲ爲ス義務ヲ負フ

第百四十一條　圖書室ノ管理

圖書室ノ管理ハ教誨師之ヲ爲ス教誨師ハ又書籍ノ貸出及ビ圖書目錄ノ調製ヲ爲ス可シ

教誨師ハ刑務所長ノ指定シタル職員ノ援助ヲ乞フコトヲ得

## 第十節　宗教的禮拜 Gottesdienst

第百四十二條　宗教的禮拜ノ出席義務

各刑務所ハ天主教ノ禮拜ノ爲祈禱室ト少ク共一人ノ教誨師



トヲ有ス可シ

收容者ニシテ入所ノ當時他ノ宗教ヲ信奉スルモノナルコトヲ明示セザリシ者ハ天主教ノ一般的禮拜ニ出席スルノ義務ヲ有ス

刑務所長並ニ其ノ他ノ職員ハ交互ニ禮拜式ニ列席ス可シ

禮拜室ニ於テハ交談ヲ禁止ス

禮拜中ニ於ケル祈禱ハ低聲ヲ以テ爲ス可シ祈禱ハ教誨師又ハ刑務所長ノ許可ヲ得テ教誨師ガ指定シタル收容者ノミ之ヲ高聲ヲ以テ爲スコトヲ得

第百四十三條　改宗 Religionswechsel

收容者ニシテ他ノ宗教ニ改宗セント欲スルモノハ刑務所長ニ對シ文書ヲ以テ願出ヲ爲ス可シ刑務所長ハ收容者ノ決意スルニ至リタル根據ヲ調査シタル上司法大臣ニ之ヲ報告ス可シ

第百四十四條　二十歲未滿ノ少年

二十歲未滿ノ少年ハ生家ノ宗教ニ從フ

第百四十五條　晝夜間獨居拘禁者ニ對スル規定

晝夜間獨居拘禁ニ附セラレタル收容者ハ各自ノ居房若ハ禮拜室內ニ特別ニ設置シタル區劃內ニ於テ禮拜ニ列席ス

前項ニ揭ゲタルコト不能ナル場合ニハ刑務所長ハ教誨師ヲシテ禮拜堂ノ中ニ於テ晝夜間獨居拘禁者ノミヲ參加セシムル特別ノ禮拜ヲ行ハシムルコトヲ得

## 第十一節　規律ノ保持 Disziplinarwesen

第百四十七條　刑罰手續ト懲罰 Disziplinarstrafe

刑事訴訟法第三條ニ因リ懲罰ノ手續ヲ停止ス可キトキハ刑務所長ハ必要ト認ムル豫防的處置 Vorsichtsmassregeln ヲ講ゼシムルコトヲ得

懲罰ノ最終的決定ハ刑罰手續ノ終了後ニ於テハジメテ之ヲ爲ス可シ

第百四十八條　賞罰

懲罰權ノ行使ハ第一次ニハ刑務所長之ヲ爲ス

收容者ニシテ褒賞ニ値スルモノ又ハ非行ノ爲處罰セラル可キモノナルコトヲ示シタル者ハ之ヲ表賞シ又ハ懲罰 Hausstrafe ヲ科スルコトヲ得

賞罰ノ權限ハ第百六十條ノ制限下ニ於テ刑務所長並ニ規律委員會 Disziplinarausschuss ニ屬ス

戒護官吏ハ非行並ニ善行ヲ報告簿（第二十號樣式）ニ記載

シテ報告ス可シ刑務所長又ハ裁判所若ハ事務職員ニシテ自己ノ職務ノ執行ヲ爲スニ際シ右ノ事實ヲ認メタルトキハ同樣ニ報告簿ノ中ニ記載ス可シ

前項ノ報告ハ毎日一回又ハ急ヲ要スル場合ニハ卽時刑務所長ニ提出ス可シ刑務所長ハ可及的速カニ自ラ決定ヲ爲シ又ハ規律委員會ヲ招集ス

刑務所長又ハ規律委員會ノ決定ハ其ノ原因タル行爲ヲ確認シタル後常ニ三日以內ノ期間ニ於テ之ヲ爲ス可シ

懲罰ヲ課スル場合ニハ必ズ先ヅ其ノ行爲者ニ訊問ヲ爲ス可シ

第百四十九條　規律委員會

刑務所ニハ規律委員會ヲ置ク規律委員會ハ刑務所長・刑務所長ノ次位ニ在ル職員・教誨師及ビ保健技師ヲ以テ構成ス

若シ事務ノ所長ヲ有セズ又ハ唯一人ノ職員ノミヲ以テ成ル刑務所アルトキハ檢事總長ニ於テ規律委員會ノ構成ヲ指令ス

規律委員會ノ任務ハ重要ナル褒賞ノ許可ヲ爲シ刑務所ノ秩序ニ對スル重大ナル犯則行爲ヲ判斷スルコトヽス

第百五十條　手續

規律委員會ノ議長ハ刑務所長トス委員會ハ之ヲ第百四十八條ニ揭グル報告ノ提出アリタルトキヨリ二十四時間以內ニ召集ス可シ委員會ハ委員三名ノ出席アルトキハ議決ヲ爲スコトヲ得議決ハ多數決ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

刑務所長ハ部下ノ職員一名ヲ書記ニ任命ス可シ書記ハ特別ノ帳簿（第二十一號樣式）ニ原議 Niederschrift ヲ記載シ置ク可シ

第百五十三條第六號及ヒ第百五十四條ニ揭グル懲罰ヲ課ス可キ決議ハ三月每ニ之ヲ司法大臣ニ報告ス可シ

規律委員會ノ任務ニ付テハ委員ハ何等ノ報酬又ハ其ノ他ノ補償ヲ受クルコトナシ

第百五十一條　賞遇ノ種類

普通刑務所ニ於テハ收容者ニ對シ左ノ如キ賞遇ヲ許ス

一　刑務所長ニ於テ所長以外ノ一名ノ職員・看守長又ハ看守部長及ビ可能ナル場合ニ於テハ本年中ニ於テ賞遇ヲ受ケタル收容者三名ノ面前ニ於テ稱揚スルコト

二　困窮セル家族ヲ扶助スルコトノ許可

三　書信用紙並ニ郵便切手ノ無制限購入許可 kostenlose Gewährung 但シ一月二回ヲ超ユルコトヲ得ズ

四　家族宛信書ノ回數ヲ增加シ詳細ニ認ムルコトノ許可但シ通常ノ限度二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

五　家族トノ接見回數ヲ增加シ且ツ特別ノ場所ニ於テ接見セシムルコトノ許可但シ一月一回ヲ超ユルコトヲ得ズ

六　作業報酬ヲ十分ノ一增加スルコト



七　保護委員會ヘ特別ニ推薦スルコト

八　恩赦ノ提議ヲ爲スコト

許可シタル賞遇ハ妨ゲナキ限リ特別ノ命令日報ニ依リ之ヲ公示ス可シ

第百五十二條　賞遇許可ノ權限

前條第一號第二號第三號第四號第五號及ビ第七號ニ揭グル賞遇ハ刑務所長之ヲ許可ス

第六號並ニ第八號所揭ハ賞遇ハ規律委員會之ヲ許可ス

繼續的性質ヲ有スル賞遇ハ收容者ニシテ其ノ後其ノ價値ナシト認メラルヽニ至リタルトキハ之ガ取消シヲ爲スコトヲ得

第百五十三條　男ニ對スル懲罰

男受刑者ニ對シテハ左ノ懲罰ヲ課スルコトヲ得

一　所長以外ノ職員一名又ハ看守長若ハ看守部長列席ノ下ニ刑務所長ヨリ口頭ヲ以テ警告スルコト

二　一日以上十五日以內ノ一般的ノ遊步 Spaziergang 禁止

三　一日以上二十日以內粗末ナルベツトヲ備ヘタル居房ニ拘禁スルコト

四　三日以上十五日以內粗末ナルベツトノ居房ニ拘禁シ水トパントノミ給スルコト

五　三日以上十日以內板敷ト毛布トノ居房ニ拘禁シ水トパントノミヲ給スルコト

六　一月以上三月以內每週月曜日水曜日及ビ金曜日ニ粗末ナルベツトヲ備ヘタル居房ニ拘禁シ水トパントノミヲ給スルコト

前項第三號及ビ第五號ニ揭ゲタル懲罰ニ代エ半額ニ至ル迄作業報酬ノ減削ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル期間ハ一月以內トス

第百五十四條　女ニ對スル懲罰

女收容者ニ對シテハ左ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得

一　警告

二　一日以上八日以內ノ通常遊步ノ禁止

三　一日以上十日以內粗末ナルベツトヲ備ヘタル居房ニ拘禁スルコト

四　三日以上十日以內粗末ナルベツトノ居房ニ拘禁シ水トパントノミヲ給スルコト

五　三日以上十日以內板敷ト毛布ノ居房ニ拘禁シ水トパントノミヲ給スルコト

六　一月以上三月以內每週月曜日水曜日及ビ金曜日ニ粗末ナルベツトヲ備ヘタル居房ニ拘禁シ水トパントノミヲ給スルコト

警戒並ニ遊步禁止ヲ除ク其ノ他ノ懲罰ハ保健技師ガ害無キコトヲ認メタル場合ニ於テノミ之ヲ執行ス可シ

妊婦・分娩後二月ヲ經過セザル者及ビ出産後ノ最初ノ年ニ於テ授乳中ナル婦女ニ對シテハ第一項第一號・第二號及ビ第三號ニ揭ゲタル懲罰ノ外之ヲ科スルコトヲ得ズ

第一項第一號及ビ第五號ニ揭ゲタル懲罰ニ代エ半額ニ及ブ迄ノ作業報酬ノ減削ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル期間ハ一月以内トス

第百五十五條　懲罰ノ效果

懲罰房ニ拘禁セラルヽトキハ常ニ其ノ效果トシテ增食接見並ニ信書ノ許可ヲ停止セシム

第百五十三條第六號及ビ第百五十四條第六號ニ揭グル懲罰ヲ科スル場合ニハ其ノ執行ニ先立チ家族ニ發信セシムベシ

受罰者ノ行狀善良ナルトキハ一月ヲ經過シタル後ニ於テ新タニ信書ノ發送ヲ許可スルコトヲ得

懲罰房ニ拘禁セラレテ水トパントノミヲ給セラルヽコト三日以上ニ及ブトキハ土曜日及ビ日曜日ニハ通常ノ糧食ヲ給シ其ノ他ノ日ニ於テハ通常日ノ四分ノ一ニ達スル迄ノパンノ追加食料ヲ給與ス

懲罰房ニ於テベツトヲ除去シタルトキ保健技師ヨリ申出デアリタル場合ハ毛布ノ數ヲ增加スルコトヲ得

第百五十六條　特別ノ懲罰刑務所ヘノ送致　刑ノ嚴格執行

期間ノ長短ニ係ラズカツテ第百五十三條及ビ第百五十四條ニ揭グル懲罰ヲ受ケタル者ニシテ行狀ヲ改メズ更ニ規律ニ違反シタルトキハ受刑者ノ場合ニ在リテハ時別ノ懲罰刑務所ヘノ送致ヲ提議シ刑事被告人ノ場合ニ在リテハ後ノ反則行爲ガ其自身トシテハ輕キ懲罰ニ處ス可キモノナルトキト雖モ前ニ科シタルト同樣ノ懲罰ヲ加フルコトヲ得

第百五十七條　重大ナル反則行爲ニ對スル應急處置

看守長又ハ看守部長ハ緊急ノ場合ニ於テ刑務所ノ規律ヲ犯シタル重大ナル反則行爲ヲ爲シタル收容者ヲ懲罰房ニ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ速カニ此ノ旨ヲ刑務所長ニ報告ス可シ

第百五十八條　安全帶 Sicherungsgürtel ノ使用

安全帶ヲ使用シ得ルハ收容者ガ自己又ハ他人ニ害ヲ加ヘントシ他ノ如何ナル手段モ無效ニシテ之ヲ阻止スル爲ニハ其ノ使用ガ絕對ニ必要ナルコトノ明瞭ナル場合ニ限ル安全帶ノ使用ハ保健技師ノ意見ヲ聽取シタル後刑務所長之ヲ命令ス緊急ノ場合ニ於テハ看守長又ハ看守部長ノ命令ニ依リ而シテ其ノ立會アル場合ニ限リ必要ナル豫防的措處ト共ニ安全帶ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ直チニ之ヲ刑務所長ニ報告ス可シ刑務所長ハ速カニ此ノ强制方法ヲ適用ス可キヤ否ヤ又



引續キ適用スルモノトセバ其ノ期間ヲ如何ニス可キヤノ點ニ關シ保健技師ノ意見ヲ求ム可シ保健技師ハ報告簿ノ中ニ其ノ意見ヲ開示ス可シ

保健技師ハ安全帶使用中ノ者ニ對シ少ク共一日一回視察ヲ爲ス可シ

第百五十九條　懲罰ヲ科スル權限

警告・遊步禁止及ビ第百五十三條第三號・第四號及ヒ第五號ニ揭グル懲罰ハ刑務所長之ヲ科ス

第百五十四條第三號第四號及ビ第五號ニ揭グル懲罰ニシテ其ノ期間十日以內ノモノニ付キ亦同ジ期間十日ヲ超ユルモノニ付テハ規律委員會之ヲ決定ス

第百五十三條第六號及ビ第百五十四條第六號ニ揭グル懲罰ハ規律委員會ノミ之ヲ科ス

第百六十條　判事ニ依ル懲罰ノ言渡シ

收容者ニシテ判事ガ其ノ職務ヲ執行スルトキ又ハ裁判所ニ提出シタル請願若ハ情願ノ中ニ於テ規律ヲ紊スモノアルトキハ判事ハ之ニ對シ自ラ本法ニ規定スル懲罰ヲ科スルコトヲ得判事此ノ處分ヲ爲シタルトキハ刑務所長ニ之ヲ通告ス可シ

第百六十一條　警告

第百五十三條第一號及ビ第百五十四條第一號ニ揭グル懲罰ハ收容者ノ最初ノ反則行爲ニシテ重大ナラザルモノ特ニ左ノモノニ科ス

一　身體・居房及ビ寢室若ハ工場ニ於テ本人ノ爲ニ指定セラレタル場所ヲ不潔ナラシメタルモノ

二　作業又ハ學校ニ於テ怠惰ナルモノ

三　沈默義務ヲ破ルモノ

第百六十二條　遊步禁止

第百五十三條第二號及ビ第百五十四條第二號ニ揭グル懲罰ハ左ノモノニ之ヲ科ス

一　日中許可ナクシテ其ノ任務ヲ放棄スルモノ

二　他ノ收容者ヲ侮辱スルモノ

三　正當ノ事由ナクシテ日中ニ臥床スルモノ

四　不注意ニ因リ刑務所ノ設備ヲ損壞スルモノ

五　指定セラレタル以外ノ作業ヲ爲スモノ

第百六十三條　懲罰房拘禁

第百五十三條第三號及ビ第百五十四條第三號ニ揭グル懲罰ハ左ノモノニ之ヲ科ス

一　禁止物ヲ竊カニ包藏スルモノ

二　信書若ハ接見ノ機會ヲ惡用セントシタルモノ

三　刑務所長ノ許可ナクシテ罷業スルモノ

四　秘密ノ作業ヲ爲スモノ

五　糧食又ハ其ノ他ノ物品ヲ浪費・交換又ハ讓渡ヲ爲スモ

ノ

六　繼續的ニ作業又ハ學校ヲ怠ルモノ

七　受理セル命令ヲ即時且ツ熱心ニ遂行ス可キ義務ニ背クモノ

八　不遜ノ擧動並ニ不相當ノ意見ヲ述ブルモノ

九　卑シキ言語ヲ發シ若ハ詈リヲ爲スモノ

十　他ノ收容者ト爭論ヲ爲スモノ

十一　壁若ハ刑務所ノ備品ヲ汚損シ又ハ之ニ樂書ヲ爲スモノ

十二　計算帳若ハ增食控簿又ハ居房内ニ貼布セラレタル所内規則抜粋表ヲ破損スルモノ

第百六十四條　水トパンノミヲ給スル罰房拘禁

第百五十三條第四號及ビ第百五十四條第五號ニ揭グル懲罰ハ左ノモノニ之ヲ科ス

一　不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ計算簿及ビ增食控簿ノ記載ヲ改竄スルモノ

二　戒護官吏並ニ作業指導ノ職員ニ對シ服從ヲ拒絕スルモノ

三　金錢若ハ兇器ヲ所持スルモノ

四　同囚ヲ侮辱又ハ虐待スルモノ大聲ヲ以テ口論ヲ爲シ又ハ格鬪ヲ爲スモノ

五　商品・材料又ハ其ノ他ノ物品ヲ橫領スルモノ

六　逃走ヲ圖ルモノ

七　職員又ハ刑務所ノ參觀者ニ對シ敵意アル態度ヲ示スモノ

八　共同シテ情願ヲ爲スモノ

九　他囚又ハ外部ノ者ニ對シ竊カニ關係ヲ結ビ又ハ不許可ノ信書ヲ交換セント圖ルモノ

十　他囚ノ作業・食物又ハ其ノ他ノ物ニ依リ不正ノ利益ヲ得ント圖ルモノ

十一　戒護又ハ作業指導ノ職員ニ對シ誹謗脅迫ヲ爲シ又ハ暴力ノ行使ヲ爲サントスルモノ

十二　下劣ノ行爲又ハ其ノ他善良ノ風俗ヲ害スル行爲ヲ爲スモノ

十三　官廳ニ宛テ差出シタル信書ノ中ニ於テ讒謗ヲ爲スモノ

十四　喧騷ヲ續クルモノ

十五　刑務所規律ニ對スル反抗又ハ其ノ他重大ナル反則行爲ヲ同囚ニ煽動スルモノ

第百六十六條　重懲罰房ノ拘禁

第百五十三條第六號及ビ第百五十四條第六號ニ揭グル懲罰ハ左ノ者ニ之ヲ科ス

一　脫獄シタルモノ

二　暴動・一揆・公然又ハ暴力ニ依ル反抗・同囚ヲ煽動スル爲叫喚ヲ擧ゲ又言渡シヲ受ケタル懲罰ニ服スルコトヲ肯ゼザルモノ

三　高級職員又ハ刑務所ノ來廳者ニ對シ侮辱・脅迫又ハ暴力ノ行使ヲ爲サントスルモノ

四　同囚ヲ傷害シ又ハ暴力及ビ威嚇ヲ加フルモノ

五　高級職員ニ對シ服從ヲ拒否スルモノ

六　戒護職員ニ對シ暴力ヲ行使スルモノ

七　重大ナル騷擾ヲ惹起スルモノ

第百六十七條　明示ノ規定無キ非行及ビ反則行爲ノ競合

收容者刑務所ノ規律ニ違ヒタル場合ニ於テ其ノ行爲ガ本法ニ於テ明瞭ニ規定セラレザルトキ又ハ一時ニ數箇ノ反則行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲ノ種類並ニ重サニ應ジ本節ノ規定ヲ準用シテ處罰ス可シ

第百六十八條　累犯及ビ加重若ハ輕減事由

收容者ニシテ本法ニ規定スル懲罰ヲ果シタル後三月以内ニ第百六十一條乃至第百六十四條ニ揭グル反則行爲ヲ爲シタル者又ハ一年以内ニ第百六十五條並ニ第百六十六條ニ揭グル反則行爲ヲ爲シタル者ハ之ヲ累犯トス

反則行爲ニ於ケル情狀ノ輕重ハ遂行ノ方法・惹起シタル損

害・收容者ノ危險性ノ程度及ビ刑務所ノ秩序並ニ規律ニ對スル收容者平素ノ態度ヲ酌酌シテ之ヲ定ム

反則行爲ニ累犯若ハ加重ノ情狀アルトキハ本來其ノ行爲ノ爲ニ規定セラレタル懲罰ノ代リニ其ノ一階級重キモノ na-chstschwerere Strafe ヲ科ス第百六十六條ニ揭グル反則ナル場合ニ於テハ其ノ何レノ場合タルヲ問ハズ第百五十三條第六條及ビ第百五十四條第六號ニ定ムル罰房拘禁ニ附シ其ノ期間ハ少クト共二月トス

反則行爲ニ輕減ノ事由存スルトキハ其ノ行爲ニ對シ規定セラレタルモノヨリ一等輕キ als mildere vorhergeht 懲罰ヲ科ス第百六十一條及ビ第百六十二條ニ揭グル反則ノ場合ニ於テハ刑務所長ハ收容者ニシテ再ビ之ヲ繰返ササルモノト認メラルヽトキ懲罰ヲ科セサルコトヲ得

第百六十九條　懲罰ノ免除

刑務所長ハ特別免祝祭日ノ機會ニ於テ未ダ其ノ全部ノ執行ヲ終了セザル懲罰ニ付キ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第百七十條　健康上ノ理由ニ因ル懲罰執行延期

懲罰房ノ拘禁中ニ於テ罹病シタル者ハ之ヲ病舍ニ收容ス可シ病氣全癒シタルトキハ速カニ之ヲ懲罰房ニ送還ス可シ

第百七十一條　其ノ他ノ理由ニ因ル懲罰ノ執行延期

刑務所長及ビ規律委員會ハ正當ナル事由 hinreichender Gründe ノ存スル場合ニ於テハ收容者ニ累犯關係無キ限リ決定シタル懲罰ノ執行ヲ停止セシムルコトヲ得但シ收容者ガ其ノ後三月以內ニ更ニ懲罰ヲ科ス可キ反則行爲ヲ爲シタルトキハ刑務所長ハ前ノ懲罰ヲ執行セシムルコトヲ得

第百七十二條　懲罰ノ告知及ビ記錄

第百五十三條第三號第五號及ビ第六號第百五十四條第三號第四號第五號及ビ第六號ノ中何レカノ懲罰ヲ科シタル場合ニ於テハ支障無キ限リ所內規則ニ規定セラレタル方法ニ依リ全收容者ニ告知ス可シ

收容者ニ科シタル懲罰並ニ其ノ原因ハ一切之ヲ特別ノ記錄（第二十三號樣式）並ニ本人ノ身分帳簿ニ記載シ置ク可シ

刑事被告人ニ科シタル懲罰ハ看守長又ハ看守部長ノ日報 Tagesbericht ノ中ニ備考ヲ附シ裁判所ニ報告ス可シ



# デモクラシーと死刑

ジヨン・ベートン

余は數個の國家に起つた死刑廢止の挫折はどの國に於ても其等の國の如何なる犯罪統計に依つても關係づける事は不可能である事を强調するのが重要であると思ふ。死刑を廢止す可き事情は確乎として存續して變ることが無い。犯罪統計に依つては其等の國々でその刑事政策の上に加へられて來た改革の釋明は一つとして與へられない。其れは犯罪には關係がないのであつて、その性質上政情に關係してゐるのである。そしてそれが今日余が此處にお話せんとする問題なのである。

「デモクラシーと死刑」といふ樣な問題に就いてお話しやうとすると必ず次の樣な疑問が起る。卽ち「どうしてこの特別な刑罰をどんな政治樣式に結びつけて扱ふ事が出來るか」。又「何故デモクラシーと死刑とを關係づけるのか」。

余は其の關係には正しい理由があると信ずる。余の見解に於ては刑罰法規の中に今尙死刑の廢せられてゐない民主國家に於ては、それは一の時代錯誤として殘存してゐるのである

が、然し刑法に死刑の存在する獨裁國家に於ては、確かにそれはそれ等の政府の形態と政治の都合との結果存在するのである。それは民主國家では野蠻時代の遺物として持續されてゐるのであつて、何等其の存在の必要があるからではなく、明らかに民主國家が據つて立つ可き理想と實踐とを無視して存在してゐるのである。

デモクラシーは之を簡單に言へば完全なる寬容（complete-tolerance）を意味するものであつて、それは壓制といふ選ばれたる武器を伴ふ不寬容（intolerance）の反對である。そして死刑がデモクラシーの根本的原理と實際とに背馳すると言ふことは、デモクラシーが本來根柢に於て完全な寬容と而して壓制からの解放であるといふ理由に依るのである。民主國家がその國內に於て個人に制裁を加へたり、壓制の必要を示す政策を採り、又之を破壞するが如き態度を採用することは、民主主義とは全く兩立しないのである。

死刑は總ての刑罰の中で最も專制的且壓制的なものであ

る。それはあらゆる刑罰を通じて最も壓制的なものである。蓋し此の殺人の罪――その罪は因果の關係、犯罪者の個性及び環境の殆んど把握し得ざる程度の多様性に於て起つた犯罪であることを記憶すべきである――に對し我が英國では常に相も變らず絞首（hanging）といふ殘忍非道の此の刑罰を採用して來たからである。其の刑罰は豫め決定せられて居つて決して變更されることがない。それはどうしても變更を許されない。そして否でも應でも殺人の罪を犯したすべての種類の犯人に適用されるのである。

尙又それが我が刑罰中最も專制的であるといふのみではなく、數世紀前我刑法を支配してゐた殘酷な刑罰思想を具體化した刑罰の今日に於ける唯一の殘存物であると余は考へる。我々は今「殘酷なる刑罰」に就いては語らない。我等は寧ろその醜いものを「復讐と隔離（retribution and deterence）」といふ言葉で蔽ひかくすのである。然し此等の言葉の背後にあるものは、且てカーライル（Carlyle）が書いたものと正に同じである。

「殺人者に對する刑罰に死を以てするには、一つの正しき理由あり、而してそれは唯一つである。それは自然が彼に對して本能的の怒りを神の創造した各々の心に植えつけた事である。卑怯者よ。我等は汝を憎む。けれ共それは神の心を以てであつて、惡魔のそれを以てではない。神の御名に於てではあるが、然しそれは歡喜の心を以てでなく、汝自身の悲しき嚴しき心を以てゞある。我等は來る水曜に汝を絞首の刑に處するであらう。」

此の樣な激しい嫌惡は恐らくか弱い我々現代人の胃袋には強過ぎるであらう。

然し我々が丁寧に「復讐と隔離」とに就いて話す時は、實はたゞカーライルの書いた此の他の言葉「報復と壓制」といふものを使用してゐるのである事を決して忘れないやうにしよう。

此の壓制的刑罰の概念はデモクラシー社會には存在する餘地を有しないものであつて、それは一に異つた政治的概念、卽ち獨裁國家の概念中に屬するものである。死刑は勿論壓制的政府の自然な手段である。壓制的制度中の主なるものである。

死刑がヨーロッパでは單に獨裁國家のみに於て復活されてゐる事を了解する事は實に重要である。余はヨーロッパに於ける專制國家の二個の主要なる實例の中に働いてゐる所の根本觀念に若干瞥見を加へんことを提議する。その實例とは卽ちロシアとイタリヤとである。兩國は確に其の目的に於て全然反對である。然し乍らデモクラシー及び寬容の如何なる形



式とも全く反對である點に於て合致する。レーニン曰く「自由はブルジョアの夢なり」と。ムッソリーニは彼のより感情的な方法で叫んだ。「永久に知らしめよ。ファッシズムは偶像を知らざることを。迷信を崇拜せざる事を。ファッシズムは今迄自由の女神の腐敗せる屍の上を踏み越えて來た。必要あれば又それを繰返すであらう。」此等の兩國は共にデモクラシーに對する蔑視と反對の意見と行動との完全なる抑壓とに於て一致してゐる。然しかかる相似點の存在する一方、勿論その目的及び實際の行爲には大きな相違がある。

ロシヤの法規及び實施の背後にある根本的思想はソ聯邦司法人民委員であるクリレンコ（Krylenco）に依つて實に明瞭に發表せられて來た。彼の言に曰く「革命法はそれに依つてプロレタリヤの獨裁政策を實行する機關である。何故ならレーニンが示した如く、法とは政治の手段であるといふのが政治學であるからである。」と。又曰く「法廷は階級の敵及び我等の中の信賴出來ぬ分子に對する壓服に適用さるべきプロレタリヤ國家の機關である。法と壓制的手段とは此の目的に於て非常に重要である。」

同じ思想が共產インターナショナルの幹事の一人ボスチセフ（Postyshev）に依つて發表せられた。「裁判は階級の敵を壓服する力であり、又新しき秩序と勞働者の自己訓練とのための教育の有力な武器である。」

さて此處に諸君は階級革命鬪爭の武器としてのロシヤ法の概念が極めて明瞭に述べられたのがお解りだらう。ロシア人は我々が西歐諸國に於て抱いてゐる樣な裁判の抽象的概念には關知しないのである。彼等は傲然としてこれを以て「ブルジョア的觀念（bourgeois ideology）」といふ人口に膾炙された一句に歸してしまふのである。而して彼等が目的とするものは、彼等の法律組織と刑罰を革命の目的の追究に使用する事である。といふのはロシヤの刑法とその實踐とは、或部分に於て我英國で非常に重く扱はるべき罪に對して、特別な慈悲と溫和とを以てするといふ現象が現はれてゐるからである。例へば個人に對する暴力の罪（violence against the person）といふ樣なものはロシヤでは非常に寬大に扱はれる。然しその反對に我國では罪（crimes）と認められない樣な數々の罪が非常に重く扱はれるのである。例へば仕事中の不注意（carelessness at work）は非常に重く處分せられる特に重大な罪とするのである。

ロシヤの刑罰制度に於ける最大の苛酷さは、國家の安全を破壞するものに對してあらはれる。そしてそれは非常に廣範圍にわたつて適用せられるのであつて、それは單に所謂「反革命（counter-revolutionaries）」の活動のみを意味するのではなくて、色々な手段を以て國家の秩序ある進展を攪亂する行動の無數の連鎖を含むのである。それは例へば鐵道從業員が不注意で衝突を起した事のために射殺せられた場合に見られる如く、屢々非常な殘虐さを伴ふものである。斯くの如き努力は本來無力と詭辯とに向つて爲されるものではあるが、然しそれは非常に重要である。僅か二年前クリレンコは曰く、「今

日何處へ行つてもこそ泥、追剝、竊盜、山師、無賴漢、横領等になやまされぬ公共的又は政府直營の店舖がないといふ事實に直面する時、我々は此種の敵と闘ふことが現在最も重要であると結論するより他ない。モスコーでは正しく此の型の人間に五件の死刑があつた。レニングラード及びカルコフでは各々二件の死刑があつた。」と。

然し此の總ての中でロシヤと獨裁ファシスト國家イタリヤ其他と比較すると、兩者の根本的見解に重大な相違がある。ロシヤでは此の種の苛酷な仕事と我々自身では罪とは認めない罪に對する重い刑罰は、その性質上彼等が主張するが如く革命時代の必要と環境に强ひられてする一時的の手段と見られる。彼等は最後にはこんな苛酷さの不要である共產主義の時代を實現せんとする念願を持つてゐる事は何より明らかである。

イタリヤに於ける一般的權力の行使と、特にファシスト國家に於ける死刑とに關する見解は、イタリヤ議會で伊太利司法大臣によつて、死刑の再採用のための議案を提出した演說の中で述べられた。彼の曰く「ファッシストの世界觀は、個人を以て社會機構に於ける極小且一時的要素なるを以て、個人はその利益並に生命をすらもかゝる社會機構及びその法的構成たるところの國家の爲に獻げる可きものとしてゐるのであるから、國家の生命と政治的道德的向上に不可缺なる要素を破壞する犯罪行爲をなす者に對しての非常防止手段を嫌惡するのは、弱々しい司法精神の明らかな表徵である。」其處で諸君は此のイタリヤ的見解に於ては個性及人格の獨裁全體主義國家の要求に對する全くの從屬を要求主張してゐる事がお解りだらう。市民は此の見地から自由の市民權を否定されて獨裁者のあらゆる獨裁的意志に從はされ單なる傀儡の役をつとめることになる。彼等が「防禦の非常手段」をいふのは死刑を意味するのである。彼等はそれを其の國のファッシスト哲學の一條項とする。彼等はそれを示してファッシズム機構の一要素とする。そしてファッシスト國家では死刑は明らかに必要でありその建設と維持とに必要不可缺だと言ふ。

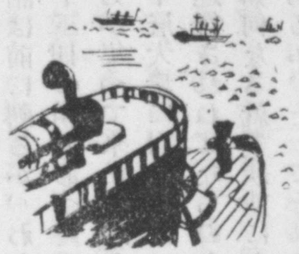
然しキリスト誕生の四五〇年前、現代イタリヤの模範とし精神とするローマ國家は、ローマ市民のために死刑を廢止してゐる。それから約三百年後其の復活が計畫せられたのであるが、之に對しては全ローマの最大の雄辯家達が反對を唱へた。その言は今日伊法相への答ともなる。キケロ（Cicero）曰く「死刑及びその執行人と道具よ。我等より離れて遠くあれ。取拂へ。但に我等の肉體への實施のみに非ず、我等の眼から耳から思想から消し去つてしまへ。何故ならその執行のみでなく、その懸念その存在それを語ることさへもが、自由人ローマ市民にとつて不名譽であるから。」と。

此の如く死刑がデモクラシー國家に於て存在の餘地がないといふのはそれが自由人及び自由社會に取つて不名譽であるからである。

（一九三五年五月十四日 Howard League 午餐會に於ける演說の略記）

（The Howard Journal, 1936, No.3 所揭）





# 文化と刑罰

——中尾文策君の爲に——

正木亮

## 一

わたくしは今滿洲と北支との旅を了へて塘沽（タンクー）阜頭の天津丸に身を置いた。約二十日間のあわただしい北上南下の旅裝を解いて始めて安らかな呼吸をなし得たわけである。

八月二十二日の夕、既に秋色の濃く迫れるアムール河畔大黑河の町に滿月を觀賞し得たのが僅かなる安佚でそれから後は六十時間を只管に汽車にゆられて南下を續けたものであつた。

八月二十四日奉天と山海關との間を走る奉山線が豪雨の襲來を受けて居た。數日來の豪雨に續くに又の襲來で鐵道は洪水に洗はれて恐らくは次の列車からの不通が豫想された。錦州下車を中止して水を衝いて天津に進む。

天津は我軍空爆の後を受けて未だその殘跡が諸所に見受けられる。殆んど旅人を容れる餘地のない此の町の一旅亭の一寓に僅かに一夜を明かす。

北平にたどり着く。至極平穩なれどもあらしの前の靜けさか。僅かに景山より支那の美麗な文化に驚嘆しその文化の兵燹を免れたるに胸をなで下ろす。

最近激戰の行はれた朝陽門に登り、更に南苑に走る。鬼哭愁々。

北平よりいよいよ歸途に着く。天津に到るも竟に旅

宿なく或る屯所の宿所を拝借して僅かに一夜を明かす。此處は襄に保安隊の突風的襲來を受け少數よく擊退せしめたいはば古戰場である。未だ土嚢が高くつまれ警備の兵隊に守られて眠る。

煽風的なかやうなわたくしの旅の跡をかへりみつつ玆に船のパーラで旅行記を綴る今のわたくしは決して平和な國の刑事政策を語る資格はない。しかし、旅日記は旅行中にかかぬと氣合がぬけるので敢て玆に一文を草して出發前に特に依頼せられた中尾書記官の請囑に酬ゐる。

## 二

話は前に遡るが、わたくしが大連に到著したのは八月十三日の朝であつた。船が皐頭に着くと蠅のやうに苦力が集つて來た。之を見るだけに、既に大連には此の下層大衆に對する諸々の社會政策なり刑事政策なりが遂行されねばならぬと感じた。約二十五萬人の苦力が如何なる就業狀態にあるか、如何なる生活をなしつつあるか、そしてそれにまけて罪に陷ちて行きつつある犯罪人をどう處置しつつあるかは最も興味をそそる問題ではある。

然し、大連に上陸して以後のわたくしはそこに決して多くの收穫を得なかつたことを遺憾とする。大連に行はれつつある現制度を採つて以て我が國の一般社會的刑事政策的制度となし得るものが皆無といつていいことを甚だ遺憾とするものであつた。

社會政策的施設として碧山莊といふ苦力收容所がある。刑事政策的施設として阿片中毒者の解煙所がある。その二つに付ては既に法律新聞に揭載したから此處には省略しよう。

大連の刑事政策及行刑政策上最も注目すべきものはかの笞刑である。この刑罰は昔から相當の議論が行はれ今日に於ても或者は之を是とし或者は之を否とし、苟も刑事政策に關心を持つ者は必ず一度關東刑務所大連支所を訪れてその執行の狀況を見るを常として居るさうである。行刑の狀況を視察することを本然の目的とするわたくしとしてはもちろん之を看過することが出來ない。

思へば、わたくしは從來長く改善刑の思想の根底に



立つて居る。その結論として死刑と笞刑との理論づけには動もすれば机上の空論的なものがないでもなかつた。今その一つの笞刑を實見しようとするのである。そして、事前にわたくしは總ての實見者にその所感を訊した。多くの人は皆笞刑の必要なる所以を說かれる。如何なる結果に基いてといふ統計的な根據は之を示すことが出來ない、否むしろ笞刑を受くること五、六回に及ぶ笞刑累犯者さへあるのだから此等有效論者の根據がどこにあるかは到底明かにされない。要するに、笞刑が有效であるといふ實見者の意見も所詮は感情論に終るのではなからうか。

## 三

此の際わたくしは植民地と笞刑の存廢に關する先輩の所論を回顧して置かう。わが國に於ては明治になつて早くも笞杖刑が廢止され、かの日韓併合の直後には朝鮮に於けるその刑をすらも廢止するに至つたが、之より襄に明治三十七年一月十二日にはかかる立法傾向に反して臺灣に律令第一號を以て罰金及笞刑處分例が制定せられた。

その處分例によれば臺灣に於ては主刑三月以下の重禁錮の刑に處すべき臺灣本島人及清國人には情狀に依り罰金又は笞刑を處することが出來ること、主刑又は附加刑の罰金百圓以下の刑に處すべき臺灣本島人及清國人の犯罪に付被告人が本島内に一定の住所を有せざるか或は無資産なるときは情狀に依つて笞刑に處し得ること、拘留又は科料の刑に處すべき者には情狀に依つて笞刑に處し得ること、罰金不完納の場合は一圓に笞一の割合に折算することとされた。

笞は臀に鞭し、滿十六歳以上六十歳以下の男子に限り之を行ひ、一日の笞數は二十五以下と規定實施されることとなつたが之に關して當時臺灣の覆審法院長であつた鈴木宗言氏が極めて詳細なそして實務家的な「臺灣罰金及笞刑論」を發表されたことは當時之に對する小河滋次郎博士の「笞刑例に就ての所見」と共に極めて識者の注目をひくところがあつた。

兩者の所見には共に熱があり、共に犯罪根絶をねらふ眞劍味のある點に吾人は今更ながら敬服せざるを得ないものがあるのである。

鈴木氏が短期自由刑の弊害を根據とし臺灣人及支那

人の特異性に立脚してむしろ現實の痛苦に威服せしめようとしたその論鋒はおそらく今日と雖之に共鳴するところが多からう。否現在の大連に實見した人人は殆んど總てが鈴木氏に贊同されるであらうと思ふ。

小河博士の反對論にはもちろん鈴木氏と同じく短期自由刑排斥が含まれては居るが、然し、根本の思想は哲學的で國策的でさうして人道的なものであつた。

「寛大なる法律は淳良なる民衆を馴致し殺伐なる法律は殘暴なる民衆を馴致す」との泰西名家の垂示をかかげて笞刑の如き殘虐なる刑がやがては殖民統治に有害なる素因をなすことを憂慮されたのである。宏遠なる理想に立つにあらざれば恐らく共鳴を受くることが尠いであらうが、然し刑政の多角性を知る人は何れとして小河博士の所論に贊嘆しない者はないであらうと思ふ。

此の兩氏の論爭は當時の刑事學界の焦點をなしたものであつたが、皮肉か或は妥協かその後に於て臺灣の笞刑は廢され、明治四十一年に至つて關東廳にそれが行はるるに至つたのである。而して、その關東廳に於てはそれを實施してより丁度三十年。その間、過去に於てかくも激かりし論爭の對象となつた此の刑に一片の批評もなく、一回の是否論を交さるることなくして玆に三十年を經過したのである。刑事學者の怠慢か、或は不注意か。とにかく過去に於てかくも論爭されそして衰頽したこの酷刑が三十年間批判の俎上にのぼされなかつたことに對してわたくしはわが刑事學界の不活潑なることをなげかねばならぬ。

只、一度數年前木村龜二教授が笞刑に關する所論を「刑事學研究」に發表されたことを想起してわたくしは玆に教授の明を贊嘆するや切なるものがあるのである。

刑は刑なきを期す。それは犯罪をなくすることを意味するが、惡刑をなくすることも此の名句に含蓄された無限の滋味であることを知らねばなるまい。

## 四

歷史的に見てかやうに意義のある笞刑の執行を見る爲にわたくしは八月十三日に大連の刑務支所を訪れた。典獄補十河支所長の好意でわたくしの實見の爲に二人の笞刑受罰者が執行室にひき入れられた。一人は



二十代の男で、他は四十代の男であつた。前者ははりきつた肉の持主で、後者は痩せた青白い男で打たるれば肉もさけんばかりであつた。そこに既に笞刑の衡平の問題が疑はれて來たのである。

執行官たる看守が鞭を肩に、そして指揮刀のやうに捧げて緊張そのもので入場した。今日笞九十の中第二回目の三十が此の兩看守によつて十五宛執行されることになつたのである。

命令が下された。若い方の男が臺に伏臥させられた。十字架のやうに。そして彼の兩手兩足が縛された。伏した十字架のキリストのやうに。彼は枕をかみしめて笞を待つた。

「之より執行致します」

兩人の看守は所長に報告すると臺の兩側に兩足を開いて左手を腰に右手の笞を上段に構へた。左側の看守が受刑者の右臀をめがけて

「一！　二！　三！」

と數へつつ打ち進んだ。

八つ、九つと進むにつれて彼は悲鳴を擧げた。肉が血ににじんで來た。十五が終つた。沃度チンキがぬられた。

右側の看守が又同じやうに十五打ち續けた。

嗚呼何んといふ呼吸苦しい、殘虐な、そして長たらしい刑罰であることよ。一人の看守は眞面目に悲痛な顏で打つた。他の人は微苦笑をたゝへて打ち續けた。前者の笞と後者の笞の力の入れ方が違つて居るらしい。

二人目の受刑者がワクワクとしてひき入れられた。そして呼吸もたえだえに三十の笞を受けた。

おゝ、之は受刑者に對する刑罰にあらずしてわたくしへの刑罰だ。わたくしは痛苦ならいくらでも忍ばう。然し、此の慘酷を見せつけられる如何なる犯罪をなしたか。正木は人道主義者だと笑つてはいけない。わたくしは主義と別個に自分の人間性が之を見るに忍びないのだ。わたくしが忍びないばかりでなく善良な看守諸君に、この慘酷を見せたくないのだ。打たるる者と打つ者とどちらが苦しいか。

「笞刑執行者は馴れて居りますよ」といふ人があればその人は執行者の慘虐性招來を喜ぶ人である。モンテスキュウは法の精神の中で慘虐な刑罰を呪つて居る

が、將に笞刑は受刑者をこらしめつつ看守の心を深刻に腐らせつつあるのである。

若も之を見て、その場所に於て冷靜に而も心から「之は實にいい刑だ、面白い」と思ふ人があれば恐らくその人は慘忍性を持つ人であらうか、わたくしは信じる何人と雖最初の實見でしかく感ずる人のあり得ないことを。少くとも之を見て顏をそむける人人よ、執行官のその最初の氣持、執行官すらも顏をそむけるであらうところのその氣持を看過してはいけない。

## 五

笞刑執行の狀況を見てわたくしは確にその現實的效果の多いことを確信する。然し、その效果が何時まで續きそしてどれだけ累犯防止に役立つて居るかといふことは移動のはげしい山東苦力を對象とするが故に統計的には說明が出來ない。只、痛苦を感ずる受刑者の苦しみと、自分が受けたなら恐らく再び犯罪をすまいであらうという吾人の推察とが綜合されて玆に笞刑の效果論がわり出されるのである。

此の效果論は直ちに汚い、そして無恥な、比較的無感覺な支那人には絶好の刑罰として考へられるのである。然し、かやふな無恥な支那人に之を用ふることは反て彼等の慘虐性を助長する結果になりはしないであらうか。

わたくしは今回の北支旅行に於てかの通州に於ける支那人の聞くに堪えざる慘虐を耳にしたことが一再でなかつた。この慘虐性を支那人に植付けた素因は遠い過去からの風物習俗であることはいふまでもない。而して、その最大の因をなすものを支那に於ける慘虐刑罰に求めることは決して理由なしとしないのである。鈴木氏は往時の支那の苛酷な刑罰に對して歷史的考證をされたことであつたがそれこそ今日の支那人の慘虐を培つた最大の原因であつたのである。

戰國時代より德川時代へ、更に明治時代に移るに從つて殺伐の氣は漸次寬和されて來た。そしてそれを誘つたものは文化の進化に負ふべきではあるが、その中に於て刑罰の慘虐性が漸次退却せしめられて居ることを看過してはならない。刑罰の慘虐性が退却したるが故に殺伐の氣がなくなつたのか、殺伐の氣がなくなつたから刑罰の慘虐性がなくなつたのかは明確にすることは出來ないが少くとも文化の進化、刑罰慘虐性の衰退、國民思想の善化とは一體不可分の關係にあることを忘れてはならぬと思ふ。

大連に於ける苦力は相當に慘虐性を持つて居るといはれる。吾人の同胞の如く安んじて相對することが出來ないさうである。かるが故に慘酷なる刑罰が是認せられつつあるのであるが、しかし、之を行ふ執行官諸君の心を不識の間にむしばむその結果を當局は如何に老慮しようとされるのか。

死刑の執行と同じ意味に於てわれわれは此の刑と官吏の思想問題とを比較考慮する必要を痛感するのである。

## 六

滿洲國には新しい刑罰制度が出來た。それによると滿洲國は刑罰制度の上に於ては文化國たるの形式を整へた。その監獄制度の實情が不完備の點多々あるとしてもとにかく文化刑罰の形態に向つて突進しつつあることは之を是認せねばなるまい。

しかし、聞くところによれば滿洲國に於ては大連と同じ事情の下に一部の人民に對して笞刑を創始しようとされて居るらしい。若しそれが一片の想像に過ぎぬとすれば甚だ幸であるが、しかし、若しそれが事實とすればわたくしは敢て再考を獻言し度い。

新興國の國民政策は之を植民地政策と同一にすべきではない。植民地政策と雖その地の土著人を王道化せしむる目的を持ちそこに政策に隨喜せしむる必要があるが、新興國はそれ以上にその國民をして政策に信賴せしめ賞罰の途の明かなるを謳歌せしめねばならぬのである。慘虐を捨て懲戒遷善を基本とする刑罰に安堵せしめてこそ始めて王道樂土にふさはしき國民性を作り得るのである。

滿洲人は從來の習性によれば時に慘虐性を持つものが尠いとはいへない。そこに先づ第一に刑罰文化が向けられねばならぬのである。故に、五族協和の精神を完ふせんとすれば刑罰による區別をなすことなく一視同仁の懲戒遷善刑罰を行はねばならぬのである。

人或はいはん刑輕けれ法を輕んずと。然し乍ら刑輕きが故に法を輕んずるの輩は刑を重くすると雖益々惡性を向上せしむること既に笞刑に累犯を生み自由刑に

常習犯人を生むことによつて證明することが出來る。制度の罪にあらずして人そのものの危險性に由來するのである。

試みに見よ。我が監獄內の囚情を。重き懲罰の行はれたりし二十年前と懲罰の慘虐性のとり除かれた今日とに於て何れが穩和であるかを。逃走、暴行その他數々の反則の激減したるは實に懲罰の改善に歸因したることを何人も肯定し得るであらうと思ふ。

かやふな點よりわたくしは新興滿洲國が此の種の慘虐刑を是認せざらんことを切望して止まないものである。

## 七

旅順の刑務所を參觀した。我が內地のそれを見ると殆んど變るところがない。戒護方法といひ、作業經營といひ內地の制度の移植に過ぎない。

さればわたくしは早く此處旅順の行刑の旅を止めて追憶の深い旅順港口に向ふ。

おゝ、そこにきり立する老虎尾半島突端の巖石の上に閉塞隊記念と大書された記念の大碑がある。その直下より港口中央に向つて斜に沈められたのが廣瀨中佐第一回の閉塞船報國丸で、それに續いて中央に橫ざまに沈められたのが我亡兄の第二回閉塞船米山丸なのである。

この狹い港口、そして黃金山直下の入口に突進して來た若く勇ましかりし亡兄を追憶して感慨轉た切なるものがあつた。

龍巖山中腹に悲しき乃木保典少尉の記念碑に額づき、水師營のなつめの木に乃木將軍を追想しそして東鷄冠山の激戰の跡未だ生々しきを見る。

嗚呼此の激戰の生んだ關東州の文化。いむべき戰爭は文化の母であるのか。否戰爭は文化の母ではない。敗るれば野蠻の母となり勝てば文化の母となる。我が帝國は關東州に日露戰勝の文化を產み、滿洲に滿洲事變戰勝の文化を生んだ。

今や皇軍は北支南支に又轉戰しつつあるのである。敗るれば吾人の文化は亡び、勝てば又日本文化を擴大するのである。

勝たねばならぬ、勝つて日本の文化を擴げ刑政仁愛の精神を戰敗者の上にも及ぼさねばならぬのである。

——昭和十二年八月二十八日天津丸にて——



# 看讀書籍を語る座談會（下）

## ——橫濱刑務所に於て開催——

### ◇ 刑務所內での讀書の心構へ

**大村**　私共が敎務の仕事に從事してをりまして知りたいと思ふことは、所內で書物を讀むときの氣構へといひますか、心持といひますか、つまり讀書心理ですね、その點がどういふものかと思ふのです。尤もこれは個別的なものでありませうし、又外で讀む場合も比較しての話でもありますが、或人は、刑務所に入ると、何かしらかうしんみりしたものを感じ、心靜かに讀書を樂しむことが出來て、氣持が眞劍になる、いはゞ、外で書物を讀む場合よりも、所內で讀む方が、讀書に身が入り、從つて書物といふものに自分を打ち込んでかゝることが出來るとかういふのですが、しかし又或人に聞いて見ますと、一旦刑務所に入ると、どうも社會に在つて眞劍な運動をしてゐた時程に、讀書に對する熱意を感じなくなるともいふんですね。勿論これは、前に申すやうに人によつて違ふことでせうが、又時代によつてもへだてられることかも知れませんね。昔は左翼の人が刑務所に入ると、よく語學の勉強をされたものですが、最近では傾向が變つて、讀書も實生活に卽したものでなければ眞劍になれない、呑氣に語學などをやつてゐる場合ではないといつた氣持が相當濃厚にあるようですね。つまり人生を　的なもの本質的なものにまで掘り下げて行かうといふ努力の一つの現れとも見らるべきでありませうが、之れが刑務所に入ると、社會で實生活に卽して、實際運動に携つてゐた時とちがつて、何やらかう氣拔けがするといつた關係もあるわけでせうかね。その點みなさんの御經驗では、どんなものでせう。

**玉城**　私の經驗から申しますと、只今の御話の二つの心構へ——といひますか、實はその何れともハッキリしないでしまつたのです。尤も私として、最初は讀書に對して多少のプランもありました。そのプランに從つて私本を買入れようとしましてもそれが思ふやうに行かなかつたり何かして、しまひにはもうどうでもいゝといふやうな氣持で、手當り次第に、眼に觸れた書物を亂讀しはじめました。亂讀ながら讀むことは相當讀みまし

出席者（不同）

本省書記官　吉江知養氏
刑務協會囑託　鈴木信海氏
横濱市圖書館長　鈴木保太郎氏
同　司書　澁谷國太郎氏
小田原少年刑務所教務課長　寺眞均氏
府中刑務所教誨師　小室華雲氏
豐多摩刑務所教誨師　藤木康俊氏
小菅刑務所教誨師　竹中眞二氏
横濱保護觀察所保護司　藤谷玄雄氏
新評論社長　門屋博氏
玉城肇氏
帝國更新會　小林杜人氏
藤井哲夫氏
日本文化協會　村山藤四郎氏

主催者側

東刑務所長
大村教務課長
荒木教誨師
平田教誨師

た。疲れて細い字などは二行に見えて來たりした場合もありまず。そんなわけで、最初のプランは滅茶々々になりましたが、しかし書物を讀まずにゐては又何となく心淋しく感じられますので、少し疲勞が恢復すると、又書物を手にするといふわけです。大村さんの御話は、そのどつちの心構へも、夫々に理由のあることでせうが、私の場合は滅茶でした。前に申すやうに、最初にはプランも心構へもあつたのですが、後にはバラ〳〵になつてしまひました。しかし結果から申しますと、私の所内で讀んだ書物は、大體二通りに大別することが出來ます。一つは、一口でいへば修養の書物で、自分の通つて來た道を靜かに振りかへつて見て、いはゞ新しい自分をつくり出さうとの努力です。心の修正や未知の世界の發見等には相當役立ちました。宗教書並傳記類が、その方面の修養書として、私を育てゝくれました。同時に私は、世の中へ出て、自分の職業の資けになると考へるやうな書物を選んでよくみました。例へば、日本といふものをもう一度よく見直して見ようと考へまして「日本文化全集」などに眼をさらしました。日本を十分研究して見ようといふことが、私の讀書の一つの目的となり、後には興味も大に涌いて來ました。亂讀ではありましたが、私の所内での讀書範圍は大體右の二通りに大別することが出來ませう。

**門屋**　藤井君は長いこと入つてゐたから、讀書に對してもいろ〳〵な心理經驗を有つてゐられるでせう。一つ御披露願ひま



せうか。

**藤井**　私は未決の時に、今度は長いぞと竊に決心してゐました。どうしても六七年は出られまいと思ひましたので、その間みつちりと落ち付いて、書物を讀まうと考へてゐたのですが、しかし宗教書とか修養書とかいふやうな觀念的なものは、一種の排外的の氣持ちから、讀むまいと決心してゐました。事實最初の二ヶ年間は、さうした種類の書物には餘り目をくれずにゐました。私が最初考へたのは、自然科學に關する書物を讀みたいといふことでありました。自然科學に關するものならば、落ちついた氣持で讀書が出來るだらうし、又逆に氣持を落ちつかせるにも役立つであらうと、そんな風に考へて、自然科學一般から物理化學のやうなものまでも相當に讀みました。無論出所後の生活問題といふやうなことからは全然無關係の氣持からです。それはいゝのですが、物理化學といふやうなものは、もともと私に高等數學の智識がありませんのですぐ行詰つてしまひました。しかしともかく、自然科學に關する書物は、相當私を落ちつかせてくれたのですが、その中未決から已決となりますと、事情が變つて來たのです。教誨師さん方を前に置いて甚だ失禮な申分ではありますが、私は最初お坊さんには斷じて會はないといふ立前を取つてゐたのです。事實未決の二年間は教誨師さんには只の一度も御目にかゝつたことがありません。ところが已決となりますと、未決の時のやうに多くの面會人もなく、通信も自然遠々しくなつて、世間との隔りがいよ〳〵本格的のものとなりますので、自然否が應でも、教誨師さんを相手にするより外に手がなくなります。そんなわけで教誨師さんにも度々御目にかゝりましたが、その中には、人間同志のことでありますから、そこに自づと親しみも涌き、人情味も感じられて來ます。殊にこちらが退屈してゐる折などは、教誨師さんと會ふのが何となく待たれるやうな氣がして、私の方から進んで世間話を持ちかけるといふやうな工合となり、一二年後には、教誨師さんは私の生活上に絶對に必要なものとなつてしまひました。さういつたわけで私は、教誨師さんに勸められて、佛教の書物などにもポツ〳〵接近しはじめたのでしたが、金子大榮師の著書などもなか〳〵馬鹿にならぬと思ひました。と同時に、マルキシズムに對する認識も、その前提をなすカント、ヘーゲルを研究してかゝらねば本當でないといふ風に考へ、岩波文庫などを取り寄せて、さういつた哲學書などをコツ〳〵と勉強しはじめました。つまり最初に排斥してゐた觀念的なものに、年を經るにつれてだん〳〵と引づられて行くやうになつたのです。これが私の更生の息吹きともなり、轉向の動機ともなつたのですが、一口でいへば、私の數年間の拘禁生活中に於て、教誨師さんの御話を聽いたり、又精神的、觀念的書物を讀んだりしたことによつて最初の唯物的な考へ方が動搖し、果ては行き詰つてしまつたわけなんです。

## ◇ 讀書コース——轉向への讀書コースは？

**大村**　成程——只今の御話と關聯して、私も平常から考へてゐることなんですが、いはゆる思想犯人が思想的にそこまで至るまでには、自ら讀書コース——科學的順序といふものが大體立つてゐること、存じますが、それに對しその人達が、あの一聯の思想から拔け出でゝ、清淨な心、國體觀念に依存した日本人的な考へ方、いはゞ轉向への道の讀書コースといふものが、多少體系的に作り得られるものでせうか、得ないものでせうか、どうでせう。轉向への讀書コースといふやうなことはその性質上全く個別的なものであるから、大體的にもそれに順序を立てるといふことは不可能なものでせうかどうでせう。現代は出版物の氾濫時代で、宗教書なり修養書なり、それこそ雨後の筍の如く續出してゐる有樣なので、大衆は果して何を讀んでいいのか、殆んど去就に迷ふといふ有樣ですね。こんな調子ではいけませう。しかし私は當時學生として、この書物を讀みまして非常に感動を受けました。次には「社會主義管見」を讀みました。これも勞働者の急所を強調してゐますが、未だマルキシズムへは距離があります。前二書とも、何れかといへば、十九世紀的思想の功用學派に屬するものでありませう。しかし當時一青年として、時代の惱みを感じてゐた私の思想に、相當のショックを與へたことは否めません。私に限らずマルキシズムへの入口は、大ていこの邊のところではないかと思ひます。そんなわけで私は河上博士の思想に强く引きつけられて、その後同博士の個人雜誌「社會問題研究」を貪讀しはじめました。同雜誌は當時五六萬部も出版されて、當時のインテリの間には、今の「改造」や「中央公論」のやうに、大した人氣があつたものでした。「社會問題研究」となると、もう全くマルキシズムの祖述です。當時の私共には正義といふ道義觀念は、マルキシズムに於て完全にその實現性を見出し得る如くに感じたものでありました。さうしたわけで「社會問題研究」は相當期間讀み續けてゐましたが、しかしマルキシズムを經濟學的にしつかりと摑むがためにはどうしてもオリヂナルの「資本論」にぶつつからなければと思ひまして、それからは「資本論」の研究に沒頭いたしました。その頃の熱意は大したもので、私は三四回も繰りかへして「資本論」を讀んだものでした。しかし讀んでゐる中に、どうもヘンだな、と多少腑に落ちぬ點もあるにはありましたが、しかし大體の方向はこれでなければならぬと確く信じ切つてゐましたので、ヘンだと思ふ點は無理にも押へつけてゐたのでした。その頃私は道德的や政治的の問題に對しては餘り多く考へてゐませんでした。又「資本論」とても、戰略戰術の方面に於ては、大して問題になる程のものとも思つてゐませんでしたので、實際運動に身を投じてからは、「資本論」などは、どうでもいゝといふやうな氣になりました。その前にも、マルクスが一八四八年に書いた「革命に關する經驗」といふやうなものも讀みましたが、餘りピッタリ來ませんでした。河上博士も、當初は辯證論などは問題にしなかつたのですが、辯證論に入つたのは、戰略戰術といふ觀點からだつたと思ひます。私は未決にゐる時は、ブルヂョア哲學等には殆んど興味を有ちませんでした。未決の時は主として、自然科學や藥養科學に關するものを讀みましたが、一方自然主義の小說をも貪讀いたしました。當時藤村や花袋の小說に親んで、文學といふものが始めて分つたやうな氣がしたものでした。藤村や花袋は實にえらい作家と思ひました。そして一方には桑木博士の哲學などにも眼を通しましたが、學究一片のもので、何となく喰ひ足らなく思ふ中にも、一がいに又否定し去るわけにも行かないやうにも感じました。未決が二年で、それから既決となつたのですが、既決となりますと、仕事に追はれ、每日ヤキモキするばかりで一向讀書の餘裕もなく、又その氣にもなれませんでした。不思議なもので、仕事をやつてゐると、又仕事に對する熱意が出て來るものでしてね、旁々讀書の方はぐつと後退の形でした。とはいつても讀書を全然廢めたわけではなく、自然科學以外、哲學書等にもだん〳〵敬意を表するやうになつて來ました。それから千葉にゐるとき、教誨師さんから、高津さんの勞働價値に關する書物を讀んで見ろと勸められまして、讀んで見ましたが、これには實に痛いところを突かれたやうな氣がして、尠からぬショックを受けました。マルキシズムは根本的に或る錯誤に陷つてゐるのですが、どんなものでせう。さうしたことは全く個別的なものであるから、右のやうなことは到底望み得ないことでせうか、どうでせう。村山さん、あなたの御經驗ではどんなものでせう。

**村山**　さうですね。それはやはり個別的なものじやないかと思ひますがね。しかし大づかみのところならば、必ずしも或る方向がないでもなからうかと思ひますけど……。私の經驗から申しますと、……それは先づマルキシズムへの讀書コースから申し上げるのが便利かと思ひますが、私がマルキシズへ接近する動機ともなりましたのは、大正六年頃出版された河上博士の「貧乏物語」を讀んでからです。この書物は、社會主義的の思想の上に立つてゐますが、まだ社會主義の書物といふことは出來ないと思ひます。唯社會機構を經濟的の觀點から解說し、勞働者の立場を說明してゐる點など、社會主義の先驅をなすのであるといへませう。しかし私は當時學生として、この書物を讀

るナ、といふことを感じ、私のマルキシズムに對する認識不足をまざ〳〵と見せつけられたやうな氣がしました。その後解黨派の問題が起つたのでしたが、私は暴力革命乃至はコミンテルンの中央集權主義に相當疑問を有つたのでありました。ですが、苟も社會主義を立前とする限りそれも致し方あるまい位に考へてゐたのですが、一方階級闘爭といふことにも疑問を持ちはじめ、階級闘爭の名において、民衆を慘憺たる狀態に突きおとすなどいふことは、實にヘンなものであると考へたのでした。かうした考へは、自分ではハッキリ意識しませんでしたが、お肚の中ではだん〳〵深まつて行つたやうでした。暴力意識や闘爭意識は、或は元來私のものではなかつたのかもしれません。そんなわけで、私は佐野の轉向以前に、最も正直に自己を詐ることなしに、運動を中止することになつたのです。私は學說としてのマルキシズムの缺陷を認めざるを得なくなつたのです。それで私は喜んでマルキシズムを拋棄したのです。私は後に高津さんや、小泉さんの本も讀みましたが、「資本論」を讀むときに、それと對比しつゝ讀めばよかつたのだと氣付きました。實踐的に強い人ならば別かもしれませんが、理論的に關心を有つ人に對しては、傾向的でない、純學術的な桑木さんの哲學とか、經濟學なら、スミスや功用學派の小泉さんや、高津さんのものを、何月もかゝつて讀ませるやうにするがいゝと思ひます。そしてこゝまで來ると、もう宗教の門扉へさしかゝつてゐるのです。宗教的な芽生えがもう崩してゐるのです。藤井君は宗教への接近をいはれましたが、私も親鸞聖人の深い自己批判には非常に打たれたものです。自分の一言一行が、反省と結びついて深く考へられました。叩かれ〳〵すると、心が碎けます。それは人間の本然の心の姿でありませう。和讃なども、私の氣持にいつの程にかなじんで來ました。佛教書や、宗教家の傳記等に對する讀書慾も痛烈なものとなつて來ました。島地大等のものなど、私に相當の影響を與へました。金子大榮師のものは稍々論理的にすぎ、又餘りに形而上學的で、私にはピッタリしませんでした。書物は餘り人を惹きつけないが、しかし金子さんは、會つて見ると、自己反省の深い人だといふことを感じさせられます。同じ著者でも、著述の方が勝つ人と、人間の方が勝つ人とがあるやうです。著書で感心して、會つて見ると、むしろ失望を感ずるやうな人もあります。以上、取りとめないことを申し上げましたか、要するに私の經驗から申しますと、刑務所の看讀書籍は、實踐とは餘り關係のない、非黨派的な書物を選ぶのが效果的ではないかと思ひます。轉向への讀書コースといつても、一がいにはいへますまいが、大體の方向をいへばさうしたものではないかと考へてゐます。

### ◇ 作業中心は功利主義的な考へを養はぬか

**大村**　已決となつて作業をやらせられると、どうしても讀書の方は二の次ぎとなるでせうね、時間的にいつてもそのわけですね……



**村山**　時間的にいつてもさうですが、何しろ作業の成績が八ヶ間しいんですからね。何といつても仕事中心となります。私は當時も考へたことですが、仕事中心も勿論結構なことではありませうが、問題は餘りに功利主義に傾きすぎはしないかといふことです。累進處遇なども、大ていは作業成績によつて決まるんじやないですか。私は、處遇令といふものは相當功利的なものだと考へてゐますがね。さうした功利的な考へで頭を養はれて、一たび社會へ出たら……と私共は思ふんですが、その點、どんなものでせう。況んや作業成績のよいものが必ずしも眞の更生者とは限らないと思ふんですが……

**東**　御說御尤もに思ひます。若し處遇令に缺點ありとすれば、動もすれば受刑者をして、餘りに功利主義的な考へに走らせすぎはしないかといふ懸念、その點でせうね。尤もそれは主として運用の如何にかゝつてゐることではありませうが……

### 佛教への緒口

**村山**　作業に注意を奪はれてはゐても、私共としては新本を讀むのが樂しみでした。新本といふとみな寄ひ合つて讀んだものです。思想犯に對する敎化は、どちらかといへば、理論的なものより、宗敎家その他の偉人の心持などを書いた傳記類等を、敎誨師さん達と俱共に膝を交へて、讀み且つ語り合ふといつた行方が效果的ではないかと思ひます。パピニの「基督傳」なども、それから新しいものをつかむことは出來ないとしても、相當感動的なものですね。

**藤井**　私が佛教の本に最初にひつかゝつたのは、島地大等、金子大榮のものです。その論理的な表現が一寸面白いと思つたのです。何やら科學的で、深味があるやうに考へたのですね。私は頭が少し理屈つぽく出來てゐるのか、說明が論理的で筋道が通つてゐないと、一寸自分のものになりにくいといふ傾向がありました。その點、村山君とは、佛教へ入る緒口がちがつてゐますね。

### 看讀書籍は、整理か行き届いてゐない

**小林**　私は昭和四年から約一ヶ年間豐多摩で刑に服しましたが、市谷の未決時代最初の半年といふものは、思想犯としては私一人ぎりでしたので、敎務主任の藤井先生も、對象が一人きりとあつては、是非モノにしなければならぬと考へられたのでせう、私に對しては非常に力を入れて下さいました。獨房へも屢次訪問して下さいました。豐多摩に移りましてからも、私は讀書には非常に惠まれてゐました。豐多摩にはワリに良い書物がありましたが、特に思想犯のためには、從來の圖書にはとても、見られない程の良い書物がありました。私はそこで、約一ヶ年間といふもの、讀書の指導を受け、又その自由を與へられたものでした。つまり私は豐多摩で、書籍係りといつたやうな仕事をやらされたのでした。その點私は大に幸福でした。私自

身も月に四五冊の書物は讀みましたし、同時に全部の書籍について、その發行年月日等を調べたのでしたが、書籍の約七十五パーセントといふものが、大正年間の出版物であるのには、私も實は驚いてしまつたのです。しかも明治時代のものさへが相當に多いのです。「日本新地理」といふ本があつたので、調べて見ると何と、明治三十五年發行となつてゐるじやありませんか。明治三十五年といへば、日韓合併以前のことです。新地理とあるので、新しいものと思つて借りて見ると、明治三十五年發行では、いかに何でも受刑者に氣の毒です。歴史物も七割までは新鮮味がありません。宗教書とても同じことです。「近世日本國民史」などは多少見榮えもしますが、大部分は古色蒼然たるもので、目錄だけ見て借りると、飛んだ失望をするといふ場合が多いのです。希望はどうしても新しい良い本に集中することになりますから、私も本の配給に全く困つてしまひました。修養書以外は、餘り長く借りてゐられないのです。野依秀市の「予の信仰」といふ本も、比較的新本であり、希望も多かつたのですが、何しろ冊數が乏しいので行きわたりかねました。……もう少し行刑局に金があれば、と思ひました。

**東**　看讀書籍の整理は各刑務所で夫々やつてゐる筈ですが、思ふやうには手も廻りかねますし、どうしても區々になるのでせう。

**小林**　中本たか子が不平を言つてましたね。女史は廣島の三次にゐたのですが、看讀書籍といへば、とかく古典的なものが多く、新鮮味の乏しいのは或程度已むを得ないとしても、婦人に關する書物、——婦人の傳記とか、偉人の母の傳記とか、さういつたものが特に乏しいのは、女の立場からいつて不平だ、といふやうなことをいつてゐましたが、成程さうかとも思はれますね。婦人の讀物は主として女囚の刑務所において考慮さるべきものでありませうが、しかし偉人の母の傳記などいふものは、性の如何に拘らず、人生的の行き方を教へる上に非常に效果的でもあり、意義の深いものだと思ひます。婦人に關するものは、傳記として單行本にまとまつたものは或は少いかも知れませんが、附屬的に書かれてあるものでも結構ですから、さうした方面に一層の御考慮を願つたらと存じますね。婦人といへば「母」を聯想しますし、とにかく思想犯に限らず、受刑者には「母」といふ言葉は、強い響きを有つてゐるでせうからね。——それから私は思ふんですが、看讀書籍も、教誨師が個々に指導出來るものならそれが一番いゝんですが、そこまで手が廻りかねるとすれば、大體において、一定のプランを立てゝおくことが願はしいと思ふのです。つまり「何を讀むべきか」といつた讀書の手引草のやうなものが、各刑務所に配布されてあれば、大に效果的ではないかと思ふんです。そしてその讀書プランも、出來ることならば、社會復歸後の生活方針の線に沿ふてつくられるものならば一層願はしいことゝ存じます。同時に作



業訓練も、前刻御話しがありましたやうに、餘りに功利的な考へを植ゑつけるといふ危險に十分注意しつゝ、成るべく社會へ出てからの職業の資けにするといふ方針の下になさるべきだと思ひます。勿論行刑當局の御考へもその點に存することは疑ひないのですが、實際は必ずしも理想的に行つてゐない點もあるかの如く見受けられるのです。要するに看讀書籍も、作業も、本人が刑務所を出てから有りつく職業や生活方向と、出來得る限り連絡を保ち得るやうにとの考慮を以て、指導教育なさるのが根本方針ではあるまいかと私共は考へられるのです。一切の處遇に對する指針は、結局その方向を指してゐるのが本當ではないかと思ひます。その用意を以てなさるれば、興味本位の讀物なども大いに結構だと思ひます。宗教書や修養書は、教化の資料として必要不可缺のことは勿論言を俟たないのですが、それならば實踐的意圖を多分に持たせることがいゝのではないかと思ひます。右の趣旨から申しますと、古い本は、智識的にも缺陷が多いし、職業指導の上にも、效果が至つて少いと思ひます。職業は國家生活の根本をなすものです。受刑者を正しい道へ復してやることが多くの場合正しい職業を與へてやることを意味するものとしますれば、刑務所に於ても、看讀書籍なり、又作業なり、「職業」といふ觀點から考慮さるべきものではないでせうか。尤もそれは、前にも申すやうに、餘りに功利的な考へに墮してはいけませんが……。私の右の申出では、勿論行刑當局においても十分御考慮になつてゐらるゝことではありませうが、私の體驗から看讀書籍等を見て、そんな風に感ぜられましたので、一言申し述べたゞけであります。

**寺眞**　官本は數の上に自ら制限があつてダメだから、私本の取扱ひがもう少し工合よく行くといゝんですがね。昭和五年に看讀書籍取扱規定が出來ましてから、官本の目錄はありますが二萬冊位のものです。それ以上は、買入れを好まないのです。官本で充されぬものを私本で補つて行くやうにすれば便利だと思ひますがね。私本も目錄以外のものは、買ふことも出來ず、受けつけもしないといふのは、不便な點もありませう。未決はその點、比較的自由ですがね。

**東**　目錄以外の書籍を借りたいといふものが、受刑者の中にありますか。

**竹中**　小菅では、目錄になくとも、種別外許可を得て「農業世界」や「商店界」などの雜誌を買はせてゐますが、これは讀み終ると、子供等へ送らせるのです。農家や、商店のものなどには、一擧兩得といふわけで、教化上いゝやうです。小菅では毎月雜誌だけでも、百二三十冊は買ひませう。書籍は教化的のものなれば、せめて未決のやうに、も少し自由になつてよいものだと思ひます。

## 看讀書籍の選擇範圍をもつと自由にしてもらひたい

**藤井**　私は鹿兒島の刑務所に入る前に福岡で入所しました

が、その當時は私は二十年の青年で、社會主義にかたまり、いはゞ闘志滿々で、所長さんなどは相手にもしませんでした。そんなわけで一度ハンストをやりましたが、ハンストの三日目に所長が替りました。新所長といふのは、今廣島におられる○○さんでした。○○さんは、來任の七日目に、私の監房へやつて來られて「若い身空で、ハンストなどやつて病氣にでもなつたら困るじやないか、飯は食はにァいかん。身體の糧ばかりではない、精神の糧も同時に必要だ、書物もドシ〳〵讀むがいゝ役所で買つてやれぬものは、親から買つて貰つて大に讀め、」といはれて、讀書にも大に便利を計つて下さいました。河上博士の雜誌や、外國の書籍なども許されて、私は當時相當勉強をしました。それから○○さんは又こんなこともいはれました。

「苟も○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、あやふやな了見で、人の尻にくつついて廻るやうなことはよせよ」と。私は結局は○○さんにしてやられたのかもしれませんが○○さんの行き方はいゝと思ひましたね。私はその後共產主義者になりましたが、又今日の私がありますのも、所長さんの積極的のやり方が大に與つて力があるやうにも思へます。成程治安維持法違反者を一人ふやしたかもしれませぬが、又考へやうでは、國家のために大に働かうといふ人間を一人つくつたことにもなりませう。所長が年少氣鋭で、積極的に出て來ると、受刑者がみな激刺として來ます。激刺たるその力は、やがて國家のために盡す力でもありませう。「今度の所長はえらいぞ！」

私共は○○さんのことをよくそんな風に噂したものです。徒に舊慣を墨守してゐるやうな所長ですと、反則は少いにしても、何となく刑務所が暗い感じがして、活氣に乏しくジメ〳〵して來ます。轉向といふ點からいつても、それでは、自發的の、本當の轉向にはならないやうに思ひます。廣兒島での經驗でいふと、成程私共の仲間に反則等は餘り見ませんでしたが、意志を失つたやうで、妙に氣持がいぢけて來ました。それでは、作業をしても、本當の共同的の仕事は出來ぬやうに感じました。工場に入つて見て、私は、その感じを大いに深くしたものです。

私共の考へでは、——尤も私共の年が未だ若く、自由とか元氣とかいふことを特に欲してゐる時代だから特にさう感ずるのかもしれませんが、拘禁生活とても、多少の弊害は免れないとしても、激刺たる元氣を常に失はぬやうに仕向けることが望ましいことではないかと思ひます。希望のない生活は、刑務所内に在つても感心出來ないと思ひます。元氣激刺として希望に滿ちてゐることの方が、百卷の書物を讀むことよりも、時には效果があると思ふのです。それには所長の權限を成るべく大きくすることが必要でせう。看讀書籍等の問題にしても、現在では、餘りに杓子定規で、窮屈にすぎはしないでせうかね。多少の弊害は覺悟の前で、もつと所長や教務課の權限を大きくして、選擇の範圍をも少し自由にしたらどんなものでせう。弊害々々といひますがさうなると、弊害よりも利益の方が多くなると思ひます。弊害は多くの場合有形的のものでありますが、餘りにそれに拘泥して無形的な方面の利益を忘れてはならぬと思ひます。行刑は須らく活潑々地たるべしだと思ひますね。看讀書籍の問題も、もつと根本的見地から、解決されねばならぬものではないでせうか。第一に刑務所では、書籍を讀むのにも手續が面倒です。教誨師に話しても、教誨師の一了見で決めることが出來ず、所長に相談しなければならぬ。所長が又所長の一了見で決めることが出來ずに、希望申出の書籍が何冊かたまつたところで、司法省へ申請するといふわけですが、その許可のハンコが又なか〳〵やつて來ないのです。領置金がいくら、作業賞與金がいくらあるといふことを調べて、それに私共が署名捺印して、いよ〳〵何冊かまとめて、刑務協會で買ひ入れて、司法省から「許可」の通知が屆く時分には、その間に數ヶ月を要するので、私共が讀みたいと思ふ書物も、いつの間にかもう熱がさめてゐます。手續が繁鎖であると、讀書效果も自然薄らぐといつたわけです。所長や課長の權限が大きければ、或程度は地方で本を買ひ入れることも出來ます。又轉向といふことも、そのことのみに餘りにクヨ〳〵せぬ方がいゝと思ひます。共產黨に入つたものでも、年期が來ると自ら判つて來るものです。尤も社會主義や共產主義に關する書物を看讀書籍として選擇することは出來ぬかもしれませぬが、もう少し範圍を擴めることは必要だと思ひますね。收容者をして、成るべく刑務所に親しめるやうにした方が、御說教より效果のある場合が多いと思ひます。

鹿兒島で、東京で貸出をしてゐないからとて、一度貸した本を引つ込めたことがありましたが、これなど餘りに杓子定規すぎますね。右私の申すことは、書生論かもしれませんが私の入所中の經驗から忌憚なきところを申し上げると、ざつとそんなとこです。

**門屋**　讀書の範圍を擴げることは、實際望ましいことですね。私共から見ると、主義といふやうなことには殆んど無關係な書物までが禁止されてゐます。例へば市谷で、ファーブルの「昆虫記」を讀ましてくれと願つたのですが、許してくれませんでした。大杉榮の飜譯だから、といふのでせう。私共からいふと殆んど無意味に近いんですが、さうした點が、も少し何とかならんもんですかね。

**東**　私本は現在、各刑務所で、本省の許可を得て貰ふことになつてゐますが、藤井君の御話のやうに、何かと改善の餘地はあることゝ思ひますが、私共の立場としては一寸又困難な點もあるんですね。しかし島木氏が「日本評論」に御書きになつたやうに、又只今の御話のやうに、體驗ある方々の御批評は私共にとつて非常に參考になることです。今日各位に御集りを願つて御意見をうかゞつたのも結局はさうした意味からですが、みなさん非常に御熱心に、いろ〳〵御意見を御淺し下すつたことは、今日の座談會を最も有意義ならしむるものとして私共の大に心嬉しく感ずるところであります。私共にとつても大さう參考になりました。右厚く各位に御禮申し上げ、この座談會を閉づることにいたします。

# 第二十九回刑務官練習所開所式

第二十九回刑務官練習所開所式は九月一日午前十一時から刑務協會第一講堂に於て擧行、瀧川練習所長を始め、森山保護課長、岡、吉江、中尾、佐藤、清原、平野、堀内、齋藤の各書記官、芥川衞生官、日沖事務官、椎名、吉田、谷内、柳原、東の各刑務所長、森口典獄補、木下戒護課長並に伊藤、大原刑務協會主事等參列、伊藤主事の開會の辭につぎ瀧川練習所長より、練習生に對し左の訓辭を行ひ、伊藤主事の挨拶にて同十一時半閉式した。

**瀧川練習所長訓示**

茲に第二十九回刑務官練習所の開所式を擧ぐるに方り、講師各位には御多用の中を枉げて御臨席下され、本擧式に一段の光彩を御添へ下さつたに付、厚く御禮を申し上げます。諸子は全國數千の刑務官中より應試首尾よく難關を突破し、所屬刑務所の名譽を双肩に擔うて入所せられた事は慶賀の至りであります。御欣び申上ぐると共に今後諸君の一言一行は唯に諸君一個の分に於て評價せらるゝばかりでなく、直に所屬刑務所の名を以て公の批判を受けるものであると云ふことを先づ以て銘記せられて、言動の上に付一段の自重を求めて置きます。現時は諸君の見らるゝ通り非常事變に際會して居ります。まさに國家重大の秋であります。我が將兵は陸に海に或は空に身命を擲つて邦家の爲め力戰奮闘中であります。我が刑務界よりも多數の名譽ある出征者を送り、現に勤員により本日諸君と共に入所し得ざりし者〇名を算うるのみならず諸君の同僚中召集に應じたる者既に〇〇を超へて居ります。斯くして常に負擔過重の犧牲を拂うて居るのであります。講師各位も必ずや非常時局を意識しての講演をせらるゝものとありません。かて〻加へて軍需品作業は一刻を緩うすることを許しませぬので、任務の過重は此の方面より見ても論を俟たざるところ、擔當者の困難眞に察するに餘りある次第であります。然るにも不拘敢て諸君を第一線より引き上げ今後四ヶ月に亙り入所せしむる所以のものは何でありますか、之れは諸子も熟知せらるる如く刑務界少壯幹部の養成は如何なる際と雖も一刻も之を空うする譯には參りません、將來行刑の陣容に其の人を缺き僅かたりとも隙を與へることは許されぬからであります。從つて諸子は全國刑務所に殘されたる同僚の上を思ひ發奮勉勵するところあらねばならぬと存じます。尚ほ更に最も諸子の留意を請はねばならぬ一事があります。

前申す通り今日は從前の練習とは全く異るのであります。國家非常の際に於ては練習も亦非常であらねばならぬと信ずるのであります。講師各位も必ずや非常時局を意識しての講演をせらるゝものと



思はれますし、諸君も亦非常時の覺悟を以て之に對處せらるゝものと考へます。諸君は先づ非常の訓練を受くるの用意があらねばなりませぬ。

抑々行刑の事たるや檢察、裁判と相並んで刑事司法に於ける重大なる機能を營んでゐるものであることは申す迄もありませぬ。適切な譬ではありませぬが、檢察で種を蒔き裁判で花を咲かせたものを良く實らせるのが行刑の仕事であります。如何に檢察、裁判が宜しきを得たとしても、其の最後の成果を收むべき行刑に失敗すれば、これまでの努力は水泡に歸して仕舞ふのであります。我々行刑の任に携はる者の責任は重にして且つ大なりと謂はなければなりませぬ。しかも此行刑の成績の擧ると擧らざるとは、先づ其の第一線に立つて活動する刑務官の雙肩に懸つて居るのであります。行刑の目的が收容者を導いて改過遷善の道を歩ましめ良民の班に伍せしむるにある以上、日常直接に收容者に相接する刑務官の一言一行は善きにつけまた悪しきにつけ直ちに收容者に感化を及ぼすのであります。御承知の如く我が行刑の制度と組織は今や先進諸國を遙に凌駕する裝備を誇つて居るのであります。併しながら總てこれを運用する人の如何により其の效用を發揮致すのであります。制度と組織が如何に備つたにせよ單にそれだけでは到底本來の目的を達成するに足りませぬ。而して此事たるや行刑に於て特に然るのを見るのであります。何となれば、行刑に於ては人が人を導くといふことが根本義を爲すものだからであります。人を直くするには先づ自らを直しとせねばならぬことは謂ふを俟ちませぬ。刑務官として若し智に偏して德を忘るることあらんか、過ちこれより甚しきはありませぬ。諸子は本講習を終られて巍て歸任の曉には、第一線の刑務官の中堅たるべき榮譽と併せて責任をもつて居られるのであります。さればこそ私は諸子に對して刑務官の範たるべき意氣と努力を以て學識の涵養と同時にそれにも增して人格の陶冶に當られんことを要望致すのであります。諸子にして此心掛を忘れるが如きことがあつては、本講習の意義は全く沒却されて仕舞ふのであります。

當練習所に於て講義を御願致して居ります諸先生方は何れも其の專門の領域に在つて權威であらせられるのであります。其の學識と經驗に於て卓越せられて居るのみならず、其の人格に於て諸子の以て師表と仰ぐべき方々であります。諸子は今選ばれてかうした諸先生から直接御教導を受くる幸福に惠まれて居る譯であります。固より諸子は既に行刑の方面に在つて一般的知識を有し且つ實務に携つて、或る程度の經驗を有せられる筈であります。されば諸子の教導を受けられる講習の內容は時として諸子にとり必ずしも耳新しいことでないかも知れませぬ。惟ふに人格と遊離した知識の體系を覺むるならば、我々は書物其の他の介在

を經て十分に事足る譯であります。併しながら凡そ總ゆる知識といふものはこれを說く人の人格を離れては其の神髓を捕捉することを得ざるは言を俟たざる處でありまして、言を換ふれば、眞の知識はこれを說く人の人格の現れなのであります。さればこそ教育は直接に人格と相觸れることによつて始めて十全な效果を奏するに至るのであります。諸子が諸先生方の一言一句も聽き洩すまじとの氣魄をもつて迫られてこそ、其の知識は玆に諸子の血となり肉となる次第であります。諸子は本講習に當つて單に學識を博めるといふに止まらず、これを精神鍛練の道場だと心得て一段の努力を拂はれて戴きたいのであります。

尙本講習の豫定に依れば諸子は各所の施設を見學される豫定になつて居ります。これは申す迄もなく此等の施設を親しく御覽になることによつて諸子の見聞を廣め識見を高めることを主眼として居る譯であります。例へば在京四大刑務所の見學の如きは諸子の直接の關心事たることは謂ふ迄もありませぬが、行刑と直接の關係はなくとも本邦の中樞に於ける各種の社會施設、文化施設の見學は諸子が將來行刑の事に携はるに當り以て他山の石とするに足るべき點を多々含んでゐること を指摘致したい。唯徒らにぼんやりと物見遊山の氣分で見て歩かれる樣なことでは、此見學の意義は全く失はれて仕舞ふのであります。

因みに本練習所の終了に當りましては謂ふ迄もなく諸子の成績の査定が行はれます。併し當局の方針と致しましては、此査定は宮に諸子の知識的方面の結果のみに囚はるることなく、人格陶冶の方面をも大いに參酌するのであります。是れ刑務官たる資格の査定としてまさに當然のことなのであります。諸子は御承知の如く本講習の期間中共同の合宿所に起居されることになつて居ります。此事は諸子が共同生活に慣れるといふ點から見て好適なるのみなず、互の人格の切磋琢磨を圖る上から絶好の機會だと謂はなければなりませぬ。縱令如何に學識の優越を誇ると雖も、同僚の輕侮を招くが如きことがあつたとしたら、其の人は刑務官として全く無資格者なのであります。斯くして當局の方針は智育的方面に偏せずして、飽く迄も刑務官としての全體的觀察に基いて諸子の成績を査定することに御留意願ひたいと存ずるのであります。

秋冷の氣は自ら相催して居ります。願て一日一日と涼しくなることでありませう。諸子の中には氣候風土の異なつた地方から遙々御上京になつた方もあります。慣れない都會の生活に無理を重ねて健康を害ふが如きことの萬無き樣呉々も御注意を願ふて置きます。

以上を以て開所の辭と致します。



# 全日本司法保護事業聯盟發會式

我國の司法保護事業は、逐年その業績をたかめつゝあるが、今年は時局特に重大であるところから、「犯罪なき國は强し」「銃後の護りは犯罪の防遏から」といふ趣旨の下に、司法保護事業の全國的統制乃至擴充を圖らうとの氣運が、去る五月二十八日における全國司法保護事業大會に於ても看取せられてゐたが、今回財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會及び財團法人昭德會の三團體は、大會當時の空氣を反映して、相互の申合せにより今回全日本司法保護事業聯盟を結成し、九月十三日午前十一時から、刑務協會第一講堂に於て、當日の司法保護記念式と併せてその發會式を擧行した。鹽野法相、長嶋次官以下各保護團體所屬の會員約三百餘名出席、森山保護課長の開式の辭に次ぎ、國歌を齊唱し、長嶋次官の式辭の後、鹽野法相は、聯盟會長として左の挨拶を述べ、次で、松平宮相、馬場內相、安井文相、大谷拓相並に清浦中央社會事業協會々長の祝辭（代讀）朗讀あり、最後に光行前檢事總長より、この日聯盟代表者が、明治神宮に參拜したる後御禮言上のため宮內省へ參上し、白根次官と會見、天皇、皇后兩陛下の御精勵御仁慈に關する謹話を拜承したる當時の模樣を報告し、鹽野會長の發聲にて萬歲を三唱し、森山保護課長の挨拶にて、午後零時半閉式、法曹會館に於て一同會食後散會した。

## 鹽野聯盟會長挨拶

今般、全日本保護事業聯盟ガ結成セラレ、不肖私、揣ラズモ其ノ會長ノ職ニ就クコトニナリマシタニ就テ、今日、意義アル保護記念日ニ際シ一言所懷ヲ申上度イト存ジマス。

御承知ノ如ク我國ノ司法保護事業ハ、各位ノ獻身的御努力ト社會一般ノ後援トニ因リマシテ、著シク擴充セラレ、其ノ事績亦大イニ見ルベキモノガアリマスガ、近時ニ於ケル保護思潮ヨリ之ヲ檢討致シマスレバ、其ノ內容ニ於テ、其ノ規模ニ於テ、將又其ノ運營ノ方法ニ於テ、改善ノ餘地尠ラザルモノアルコトヲ痛感スルノデアリマス。

惟ヒマスルニ、司法保護事業ヲ擴充スベキ具體的方策トシテハ、先般ノ全國司法保護事業大會ノ答申事項ニモ示サレマシタ通リ、其根底ヲ爲スモノハ、實ニ司法保護事業全般ノ制度化ノ實現ニアルノデアリマス。然ルトコロ、最近ノ司法保護事業界ハ、近時ノ保護思潮ヲ反映致シマシテ、其ノ陣容ハ一段ト活氣ヲ呈シテ參リ、多年懸案ノ一般保護觀察法ノ實現ヲ期スベク其ノ氣勢ガ大イニ昂ッテ來テ居ルノデアリマス。從ヒマシテ、吾々ハ其ノ氣運ニ掉スト共ニ、寧ロ之ヲ助長致シマシテ、一路司法保護事業全般ノ制度

化ヲ圖ルベキダト考フルノデアリマス。本聯盟ガ業界多年ノ要望ヲ實現シテ結成サレマシタ所以ノモノハ、蓋シコ、ニ存スルト信ズルノデアリマス。

今ヤ我國ハ非常ナ難局ニ遭遇シ、擧國一體、官民一如、義勇奉公ニ奉ズルノ秋ニ際會致シテ居ルノデアリマス。唯此ノ事變ヲ契機ト致シマシテ、國民ノ愛國心ハ日ニマシ昂揚シ、國内ノ相剋ハ解消シ國論ハ全ク一ニ歸シ、熱誠溢ルル皇軍援護ノ運動ハ、全國的ニ燃エ盛ツテ參リマシタコトハ御承知ノ通リデアリマス。此ノ事ハ犯罪ヲ著シク減少セシメ、受刑者ヲシテ眞ニ改悛セシメ、刑餘者ヲシテ眞正ノ日本人トシテ更生セシムル上ニ、非常ニ役立ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ機會ニ、吾々保護事業關係者ハ、此ノ擧國一體的緊迫シタル心構ヘヲ以テ、銃後ニ於ケル犯罪防遏事業ノ完璧ヲ圖ルコトガ喫緊ノ要務デアリマス。

此ノ意味ニ於テ本聯盟トシマシテハ、司法保護事業ノ全國的統制聯絡ノ強化、司法保護委員會制度ノ實施、思想犯轉向者ノ共濟互助施設ノ實行等、解決ヲ要スベキ當面ノ重要問題ヲ具體化シ、以テ再犯防遏ニ依ル報國ノ實ヲ擧ゲナケレバナリマセン。

此ノ聯盟ハ其ノ結成匆々ニシテ戰時體制下ノ司法保護記念日ニ當面致シマシタ。併シ幸ヒニモ關係各機關ヲ始メ、各位ノ全面的ノ御協力ト熱心ナル御後援トニヨリマシテ、非常時局ニ適切ナル各種ノ催シヲ致スコトヲ得、斯業躍進ノ基礎强化ニ資スルコトガ出來マシタコトハ、御同慶至極ニ存ジマス。此ノ上ハ更ニ關係各方面トノ聯絡協調ヲ愈ミ緊密ニ致シマシテ、社會全體ノ理解ト協力トヲ克チ得ルコトニ努メ、以テ本聯盟ニ課セラレタル使命ヲ實現致シ度イト存ジマスカラ、各位ノ全幅ノ御支持ト御協力トヲ念願シテ止ミマセン。

一言所懷ヲ述ベテ御挨拶ト致シマス。

○本會々則第八條ニ依ル九月分表彰慰藉者

一銀杯壹個宛（退職）
阿久津勇三郎外廿二名

一銀杯壹組宛（同）
多治比宗興外二名

一金拾五圓（死亡）藤原章雄

○名古屋刑務所の「皇軍武運長久」祈願

名古屋刑務所では今回○○品製作に對する慰勞茶菓配分の通牒に接したのを機として此の際皇軍の武運長久を祈り重大時局に處する覺悟を深くするため、九月十九日午前八時半と午前十時の二回に亙つて皇軍武運長久の祈願を行つた。同日は所長はじめ職員、受刑者一同は教誨堂に集合嚴肅裡に我が將士の上に神靈の加護深からんことを祈念し默禱を捧げた後、所長の訓示、宇野教誨師の教誨あり、感激裡に終了、終つて茶菓を分配した。



# 刑務所便り

## □北海道・樺太刑務官表忠碑例祭

札幌刑務所

札幌刑務所構内刑務官表忠碑の例祭は、去る八月六日午前八時より關川札幌刑務所長祭主となり、大谷派北海教務所長大照德順師を導師として、いとも嚴肅裡に勤修せられた。

當日は好天に惠まれ、碑前は見違へる程に掃き清められ、設けられたる祭壇には、白布の水引きに赤地金紋の打敷を掛け、六尺近き生華一對、見事に生けられ百匁の朱蠟一對は煌々として磨き上げられたる碑臺に映し、莊嚴云はん方なし。

境内入口には大提燈を懸垂し、紅白の幔幕はその周圍に張り廻され、式場には三ケ所にテントを張りて席を設く。恰も此の日北海道樺太全教誨師の研究會が開催されたので、之れに出席の二十名近き教誨師は、皆白黒衣五條の裝束に威儀を正して參列、教誨師一同より獻ぜられた大花輪一對と共に碑前は一段と光彩を放つた。席定まれば橘井庶務課長開式の挨拶をなし、纏て茶毘の所鈴殷々と響き亙る中を、導師は靜々と燒香に進む。式場肅として聲なく、沈香馥郁として場内に漲り、宗教的雰圍氣に醉ふ。叮重なる讀經終りて、祭主關川所長は、熱誠溢るゝ聲に莊重味を帶びて祭文を讀めば、參列者一同は深く胸を打たれた。來賓及遺族等の燒香終りて式を閉ぢた。式後境内にて職員家族の子供相撲が奉納せられ極めて盛會であつた。祭文は左の通りである。

本日玆ニ恭シク壇ヲ設ケ、謹ミテ表忠碑建設以來ノ英靈並ニ本年新ニ合祀セラル、諸氏ノ靈ニ白ス。

山高キカ故ニ貴カラス人貧シキカ故ニ賤カラスト、諸氏ハ夙ニ身ヲ刑務界ニ投シ廉潔清貧自ラヲ安シ、孜々トシテ收容者ノ指導敎化ニ當ラル、然ルニ不幸、中途ニシテ兇惡不良ノ兇刃ニ殪レ、或ハ過勞ノ結果心身ヲ害シテ現職ニ倒ル。然ラスト雖モ咸ナ克ク其ノ本分ヲ全ウシ退職後餘命ヲ樂シムコト能ハスシテ遂ニ逝ク嗚呼其ノ純忠至誠ハ鬼神ヲシテ泣カシムルニ足ルヘク、其ノ功績ハ日月ト共ニ永ク光輝アラシムルニ足ルヘシ。然ルニ世人ノ多クハ之ヲ顧ルコトナク、恰モ天空燦トシテ輝ケル金鯱ヲ讃ヘテ、其ノ礎石ヲ顧ザルカ如シ。刑務官ノ職ヤ眞ニ國家ノ礎石ト謂フヘシ。

今僧ヲ招キ華ヲ獻シ香ヲ燒キテ、諸靈ノ忠誠ト功績トヲ頌ヘ、永ク後世ニ傳ヘントス。冀クハ英靈來リ享ケ、國家ノ守護神タルト共ニ冥護ヲ垂レ、刑政有終ノ美ヲ濟サシメ給ハンコトヲ。

昭和十二年八月六日

札幌刑務所長關川重雄

因に本年新に合祀せられた、物故者の所屬刑務所職名並に勤續年限等は次の通りである。

中澤亮雄（元教誨師）　空知、十勝、札幌　北海道勤續二十三年六月後熊本滋賀名古屋を經後ち退職東京にて死亡

鈴木照治（元看守）　網走　現職中病氣死亡

鈴木米次郎（元看守部長）同　在職三十五年一月退職後死亡

岩淺勘吾（元屬）　同　在職三十三年十月退職後死亡

荒己代記（元看守）　同　在職二十一年五月退職後死亡

長尾桃藏（元看守）　旭川支所　現職中病氣死亡

以上

## □第二回北光會開催情況

札幌控訴院管内教誨師研究機關たる北光會は、八月六日の札幌刑務所に於ける刑務官表忠碑慰靈祭及び七、八日の小樽市に於ける第十回司法保護事業研究會の開催を好機として第二回の會合を開催した。八月六日夜來の雲晴れてポプラ吹く風既に涼々、午前八時表忠碑法要を嚴修、出席教誨師は法衣に威儀を正して出仕、心からなる讀經をなし、終つて十時より札幌刑務所會議室に於て左の順序で研究會を開催した。

式辭　一、開會の辭　一、札幌刑務所長挨拶　一、東本願寺教學部長告辭　一、北海教務所長祝辭　一、講演　一、午餐休憩　一、協議　一、研究發表　一、閉會の辭

當日は樫田檢事正、樺太、函館、北海少年の各所長、釧路、旭川、大通の各支所長臨席し、東本願寺より栗田社會課長の臨席あり、外に札幌刑務所幹部一同列席して極めて盛會であつた。

尚同日午後六時半より札幌思想保護觀察所長招待の御茶の會に臨み、同所樓上に於て相墨所長より管内の思想犯の動向並に觀察所の保護方針等に付懇切なる說明あり稗益する所甚大であつた。尚午後八時より北海教務所長大照德順師の招宴に出席した。

翌七日は一同小樽市に於て開催の司法保護事業研究大會に出席、八日午後零時半より同小樽市役所議長室を借受けて研究發表及び協議事項の殘りを討議して無事終了、非常時局を收容者に一層强調することを申合せて解散した。

## □心身鍛錬運動に就て

### 大阪刑務所

心身鍛錬のため、大阪刑務所に於て實施しつゝある項目は、職員の柔劍道を初め、職員家族の青少年を中心とする少年部劍道、野球、庭球、ラヂオ體操、駈歩行進等、何れも酷暑を征服し、收容者に於ても、ラヂオ體操、徒手操練に益々心身を鍛錬し、時局柄士氣益々昂り、非常時銃後の護りを堅めつゝあり、殊にラヂオ體操、駈歩行進は一般參加者多く極めて盛況なり。

1、ラヂオ體操

躍る朝日の光を浴びて
屈げよ伸せよ吾等が腕
ラヂオは叫ぶ一、二、三。

これぞ吾等大阪刑務所職員竝に其家族を中心とする、ラヂオ體操の會員、三百有餘名が一齊に、足を踏み、腕を振ひ、曉の大氣を搖がして歌ふ、ラヂオ體操の歌である。

會場たる廣場には、赤地に白く「ラヂオ體操の會」と染めぬいた大旗が朝露深き涼風に翩翻として、誰の心づくしか場一面に撒かれた打水に、一入の涼しさを感じさせられる。

定刻前既に場を埋めた會員は、指導者の號令で一齊に　皇居竝に神宮遙拜をなし、輕快なラヂオのリズムと共に聞える江木アナウンサーの元氣な呼稱に合せて躍る會員の潑剌たる雰圍氣に刺激されて、道行く人も足を止めて參加し



吾等手足の打舞ふところ
强く明るく天地もおどる
ラヂオは叫ぶ一、二、三。

と最後の節を歌ふ頃は、旭光軟かく場内を輝し、彌が上に健康をそゝる樣に感ぜられる。

2、長距離步走

炎熱の北支、南支の地に長驅活躍する皇軍將士の勞を感謝し、非常時皇國の銃後を護り、困苦缺乏に堪へ得る心身の鍛錬をするために長距離步走（ちようく會）を組織し、會員三十數名が行ふ堂々たる駈步は、銃なく、背嚢なきと雖も、靴音勇ましく、距離の伸びる毎に、全身に玉汗のふき出す毎に、士氣いよ〳〵昂り、熱氣の唸る大陸も、黒潮吼へる大洋も、一氣に突破せんとする意氣溢れ、互ひに健脚に幸あれと祈りながら、香る黒土を强く、堅くふみしめつゝ走り續けて居る。

3、神社參拜と神苑の清掃

旭日燦として、神明社の杜に輝くとき、玉露を踏んで社頭に額づき、皇運の無窮と、皇軍の武運長久をお祈りする百數十名こそ、吾等と共に心身鍛錬運動に

参加する少幼年達の敬虔な姿である。

一同合掌祈念の後、一齊に神苑に下り、言ふともなく、語るともなく、靜かに神苑池畔の除草を初め、自ら淸淨爽快なる氣分を養ひながら、朗かに家路を辿る可憐な後姿から



敵は幾萬ありとても
すべて烏合の衆なるぞ
と言ふ元氣な軍歌がきこえてくる。
（三重野繁馬投）

## □東北會第四回研究會開催

宮城控訴院管内各刑務所教誨師の研究機關たる東北會では、第四回研究會を青森刑務所の當番にて、八月二十九日午前九時より青森市青森商工會議所樓上に於て開催した。當日の出席者は會員十四名の外、來賓として日下青森保護觀察所閣下を初めとし、井上青森地方裁判所長、都青森刑務所長、本派本願寺社會部宮崎參事、大谷派安藤奥羽教務所長、中濱慈恩會主事、青森刑務所橋本醫務課長外各課長、各主任出席、合計三十名の出席あり、東北會としては稀に見る大盛會であつた。殊に日下裁判所長閣下には御多忙中特に本會の爲御出席を賜り、井上保護觀察所長は「最近に於ける思想運動の狀勢に就て」有益なる御講演を頂き、感謝に堪へざるところである。又會員不二井、藤井兩教誨師の研究發表は、精細なる統計に基き各其の專門的立場に於て研究の成果を發表せられるものにして、其の學究的態度は出席者に深き感銘を與ふるに充分であつた。兩氏の勞苦に對し深く感謝の意を表する次第である。

正午一應閉會をなし、記念撮影をなしたる後晝餐を共にし、午後一時青森發省營バスにて豫定の見學地たる國立公園十和田湖に向ひ、午後五時湖畔子ノ口着、遊覽船にて十和田湖を周遊、六時休屋觀光館着、懇親會を開催、和氣靄々裡に湖畔の仙境に一夜を過し翌朝名殘を惜みつつ散會した。

（青森刑務所二場報）

## □大谷派本願寺法主の親教

旭川刑務支所

かねて北海道、樺太地方巡錫中の光暢法主は八月二日河崎隨行布教師、大照教務所長、岡寺錄事等を隨へて當所に來廳、記念撮影後直ちに教誨堂に入堂、支所長の訓示あり終りて法主は佛前に進み、おもむろに禮拜燒香の後、受刑者一同に對し親教された。

（寫眞參照）



## □光暢法主の親教

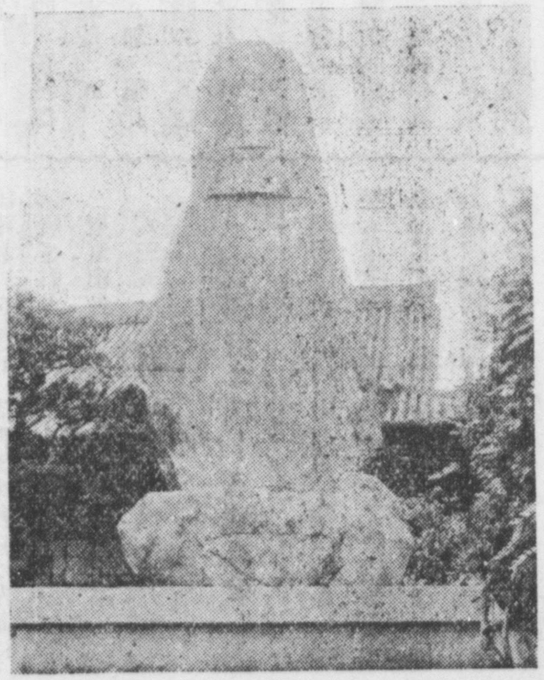
樺太刑務所

光暢法主は四日午前十時當所へ來着、直ちに教誨堂に多く受刑者一同の感謝裡に、親教せられ、至大の感銘を與へた。

## □累進處遇ラヂオ教誨

旭川支所

旭川支所では、九月五日第一日曜免業教誨に際し、第七師團兵器部長來島大佐の放送講演を聽取せしめたるところ、聽取受刑者一同に多大の感銘を與へた。放送終つて所長より支那事變の將來と、國民殊に收容者の覺悟について訓示し甚だ效果的であつた。



## □殉職刑務官記念碑移轉工事

神戸刑務所

かねて移轉工事中であつた神戸刑務所殉難刑務官

記念碑は八月八日豫定通り工事竣工し、同日碑前に於て楠寺住職を導師として一山の僧侶參列し、盛大な移轉竣工報告式を營み、多數の參列者があつた。

## ◇放送座談會開催

### 名古屋刑務所

九月十三日の司法保護記念日に當り、本年は特に時局重大時期に直面せる際なので當所管內保護團體では銃後の犯罪防止を目標として放送座談會を催すことゝなつた。座談會々場には本所の所長室を之にあて「銃後の犯罪防止を語る」の題下に、午後六時廿五分から同五十分まで三十分間に亙つて名古屋放送局により同管內の七縣下に中繼放送され、聽取者一同に大きな反響を與へた。尙右の放送は當所受刑者一同に之を聽取せしめたが、これ亦教化上甚大な效果を收めたと思料される。

同座談會の出席者及び放送項目は左の通りであるが、いづれも當地方の名士として令名あり、放送の反響は一入大きかつたのである。

一、挨拶（宮城檢事長）二、司法記念日と司法保護事業（棚木檢事正）三、司法保護の精神（宮城檢事長）四、司法保護事業に就て（伊藤衆善會理事長）五、實務家の見たと司法保護事業（加藤囑託少年保護司）六、犯罪防止と昭和五人組制度（岡谷前商工會議所會頭）七、時局と收容者の心境（河邊刑務所長）八、銃後における犯罪防止（青木商工會議所會頭）九、犯罪防止と可睡園（懸田同會會頭）一〇、時局と思想犯保護（河村保護觀察所長）一一、司法保護と警察（早川警察部長）一二、所感（立石控訴院長）一三、犯罪防止と銃後の護り並謝辭（大岩市長）

×

×

×

## ◇刑務協會囑託

刑務所製作品紹介に關する事務につき吉田事務官を囑託、尙吉田事務官は左記に轉居された

東京市世田ヶ谷區代田一丁目
六三五ノ一一

## ◇事變ニュース映寫會

刑務協會は九月十七日午後三時から三階大講堂で支那事變ニュース映寫會を開催、北支に上海に活躍する皇軍將士の勇姿は、觀衆一同に深い感激を與へた。

當日は大臣、次官、各局長、在京刑務所長その他關係各方面の觀衆五百名に及び盛會を極め、さしもの大講堂も立錐の餘地なく埋められた。





# 讀者の頁

## □行刑と作業

——作業經營の經濟主義——

函館　佐藤商太郎

近代行刑に於て作業がその主要部分を構成してゐることは、その歷史の明かに示す所である。刑務作業はその本質として、受刑者の敎化乃至は授職手段——卽ち、特別豫防の直接手段——であるとされてゐた。然し乍ら、經濟機構の複雜化とそれに伴ふ處の社會狀勢の發展とは、當然それに新たなる意義を見出さねばならなくなつて來た。此處に所謂刑務作業經營の經濟主義が生れて來たのである。

所謂經濟主義は生產機關としての刑務作業にその意義を求めてゐるのであつて——此の事は必然的に行刑の自給自足と云ふことに至る——卽ち、刑務作業の直接目的は受刑者の敎化乃至は職業訓練にあるのではなくして——勿論、消極的にはその目的に適合せざる樣なものであつてはならない——作業の生產化に依る收入獲得の手段たるにあると云ふのである。事實、近代行刑に於ける作業は漸次企業化への傾向をたどつてゐることを實證的に見ることが出來るのである。

ジョンハワードが「勤めしめよ、然らば善き者とならん」——"Make men diligent and they will be honest"——と云つたことは、勞働の直接的效果を示したものではなく、又作業に於ける敎育的意義を積極的には强調しては居らない。勿論作業そのものに行刑の使命全部を委ねるものでもあるまいが、作業に負擔を與へることは當然作業をして生產的意義と敎育的のそれとの矛盾に逢着せしむるものである。そして行刑の休みない進步はその間の調和點を見出しつゝ遂に經濟主義に至つたかと思はれるのである。事實、行刑がその機能の遂行を作業により多く期待して受刑者に對する敎化の直接的手段たらしめる場合には、刑務作業は必然的に積極的敎育的直接手段とならねばならない。そして作業收入と云ふことは第二義的な問題となる。然して此の二元的な問題を兩立させ樣とする所に、近時行刑のマンネリズムが叫ばれる原因が胚胎するのではあるまいか。

其處で考へられることは、若しも他に

適當な特別豫防の直接的手段があるならば、敎化はその方面に委ねて、作業は生産的一元的目的に進むことが最も妥當なる方法ではあるまいか。勿論此の場合にあつても消極的には非敎育的な存在であつてはならない。

累進制度は行刑の躍進を意味すると共に、受刑者の改過遷善を作業より處遇に移したと云ふことが云はれると思ふ。そして作業は包括的にその中に包含されてその一構成分子として働いてゐるのである。詰り作業に求めてゐた所の敎育的意義を處遇の適當なる運用に依つて發現せしめんとするのではないか。斯く考へる時は、受刑者の敎化と云ふことは累進處遇に依つて彼等の自發的努力に俟ち得るのであるから、作業經營はその生産化即ち收益獲得と云ふ一元的目的に進み得るのではあるまいか。勿論、此の場合にあつても、作業そのものが累進處遇の重要分子として現はれるものであるし、亦、行刑の本質より見ても、刑務作業の企業化と云ふことが當然本質的に他の企業と異らなければならないのであるから、拙くとも非敎育的な存在であつてはならないのである。

斯く考へることに依つて行刑は本來の軌道に戻り、自給自足の理想に迄到達し得るのではあるまいか。——小川太郎氏の『刑務作業の經濟主義に關する論文』を興味深く讀みて——

## □刑務官の歌

徳島　荒井靖蘭

一

行刑の礎石となりて
わが精神こゝに搖がず
報國の矜持も高く
颯爽と立てよ刑務官

二

行刑の拍車となりて
智を磨ぎ法規を究め
熱情の火花をあげて
凛然と奮へ刑務官

三

行刑の羅針となりて
夜の戒護日の善導に
協力の翼をひろげ
爽然と行けよ刑務官

四

行刑の船子となりて
逆流に棹さす小舟
嘲笑ふ世の波搖りて
敢然と進め刑務官

五

行刑の光となりて
公安の保持に輝く
更生の榮ある明日を
高らかに謳へ刑務官



## □本分を忘るな

新義州　球磨蘇

英王ゼームス一世の時代に、學は哲理の蘊奥を極め、語はラテン、ギリシヤの諸國に通じたる妙齡花の如き博學多才の一少女があつた。

或る時、推薦者があつて、王に謁見を許されたのであつた。

推薦者は少女を伴うて、玉座近く伺候し、そして、お褒めの御言葉を待ち構へてをつたのである。

その時に王は靜かに「よくも左樣に色色の學問を修め得たものだ、それ程の才女なら、縫物等の女藝は云ふ迄もなからう」とお尋ねになつたのである。

其の時、推薦者にも少女にも、續く言葉が無かつたと云ふ事に付いて、或る人が書いたものを讀んだ事がある。誠に、女には女として尊い本分がある筈である。

それが出來た上で、更に餘力があつて、學問に通じてゐるのならば、眞に尊敬に値す可き立派な女性なりであるが、然るに、只徒らに、男子を眞似、博學を衒つて、如何に名聲を高めようとも、こゝに女性として、缺くべからざる本分が、忘れられてゐたならば、何處に尊敬す可き價値があらうか、事は婦人にのみ限られては居ない。

如何なる職業にある人に就ても、其の本分を省みずして、結果を期待する事が出來るものであらうか。

我々刑務官に於ても、見張勤務は、工場擔當は、工場擔當らしく、其の本能を發揮してこそ、立派な刑務官吏の本分を盡した事になり、

職務に勉勵したといふ事が出來るのである。

如何に社會的交遊に秀て居ても、與へられた責務を果し得ずしては、模範刑務官と云ふ事は出來ない。

各自々々に與へられたる職務を尊い本分として、其の眞價を發揮してこそ、始めて、職務へ對する熱情を認められるのであり、又敎育者として、改善指導者として、彼等に號令する事も出來るのである。

斯くしてこそ、彼等も直ちに服從し、平和に伸び〳〵と日を過す事にもなるのである。八方美人的、賣名的野心滿々たる心が、何處かにひそんで居るあひだは、如何に要領よく裝ふとも、そうした愚かな心は、必ず何れにか生地が現れるものである。

眞實正銘の姿であり、姿になつてこそ、愉快に自己の本分を完うされるものであると信ずる。

刑政第50巻第10号
矯正図書館

# 書道講座

高橋白鴻

## 書の變遷（五）

### □三國時代

漢室が衰へて、魏、吳、蜀の三國が四十餘年間互に相爭つた時代を三國時代と云ふ。漢時代の隷書から徐々に楷書に移り行き、漢の餘波時代とも云つてゐる。しかし魏の鐘繇の楷書にいたつては完成した實に見事なものである。當時は戰亂が續いた爲に建碑が少なく、殊に魏の建安十二年には武帝が立碑を禁じたとも傳へられてゐる。

代表的碑刻　受禪表碑、上尊號碑、孔羨碑、范式碑、王基碑、曹眞碑、李苞閣道碑、黃初殘碑、天發神讖碑、禪國山碑、谷朗碑、葛府君碑等は代表的のものである。

三國時代の能書家としては、魏の鐘繇、吳の皇象等がある。鐘繇、鐘繇は鐘元常とも云ふ。嘗て韋誕といふ人の持つてゐる書法の祕書を懇望したが得ることが出來なかつた。韋誕の死後其の墓を發いて祕書を得たといふことである。老後其の子に向つて「書を學ばんとすれば、先づ須からく思ひ思ふべし。我書を學ぶこと三十年坐にあつては地に畫き、臥しては床に畫き遂にうがつを得たり。嗚呼書法の難きこと此の如きを、今の書を學ぶもの、筆をとること未だ旬日ならずしてたやすく古法の妙味を得たりなどと云ふものあり妄なるかな」と云つたといふことである。まことに學書者にとりては心すべき言である。其の書は絶世の神品と仰がれ秦漢以來の第一人者である、楷書の妙を得、漢の張伯英の草書と並び稱せらる。鐘繇の書として後世に傳はるものは法帳に殘るものが多くすべて細楷が重である。その中でも最も代表的のものは宣示表、賀捷表等である。然し覆刻覆刻と永い間改刻せられたものが多いのでその眞を窺ふには何れも遠い。




宣示表は、古來最も有名である。宣示表は晉の亟相王道が始め持つてゐたのを甥の王羲之におくつた。王羲之は喜んでこれを臨書してゐたが、一族の王修にゆづり王修が死んだ時、其の母は之をその棺に入れて葬つた。ために眞蹟は絶えた。我々の今日見るものは王羲の臨書であると傳へらる。寫眞揭載の書は鐘繇の楷書宣示表である。

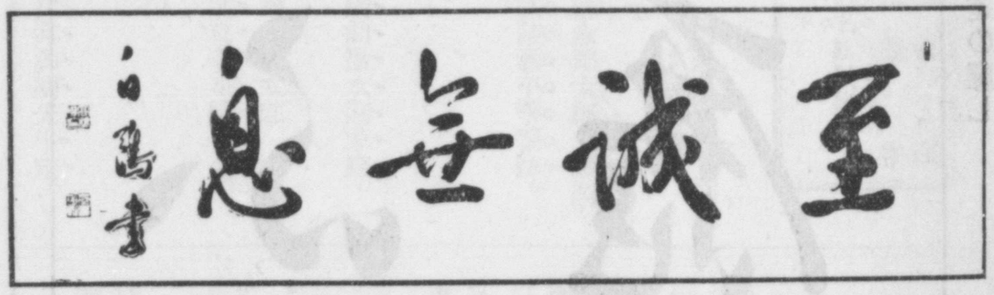


## 初學者の爲に

### □練習法

練習には左の諸法があります。

一、臨書、手本を見ながら練習する方法を云ひます。手本は普通練習する紙の左に置きます。始めは一點一畫づゝよく注意して書き、それがよくわかつたら少なくとも一字を書く間は手本を見ずに一氣に書くのです。




二、摹書、手本の上に白紙を載せて透寫する方法です。これは一寸效果が多い樣に思はれますが、案外效果の少ないものです。つまり餘り手本に賴り過ぎる爲めです。なか〳〵會得の出來ない文字を、この方法で練習すると有效です。

三、暗書、十分臨書を積んでから、今度は手本を離して書いてみる方法です。これは非常に有效な方法です。摹書を臨書の豫備とすれば、暗書は其の仕上げのやうなものであります。

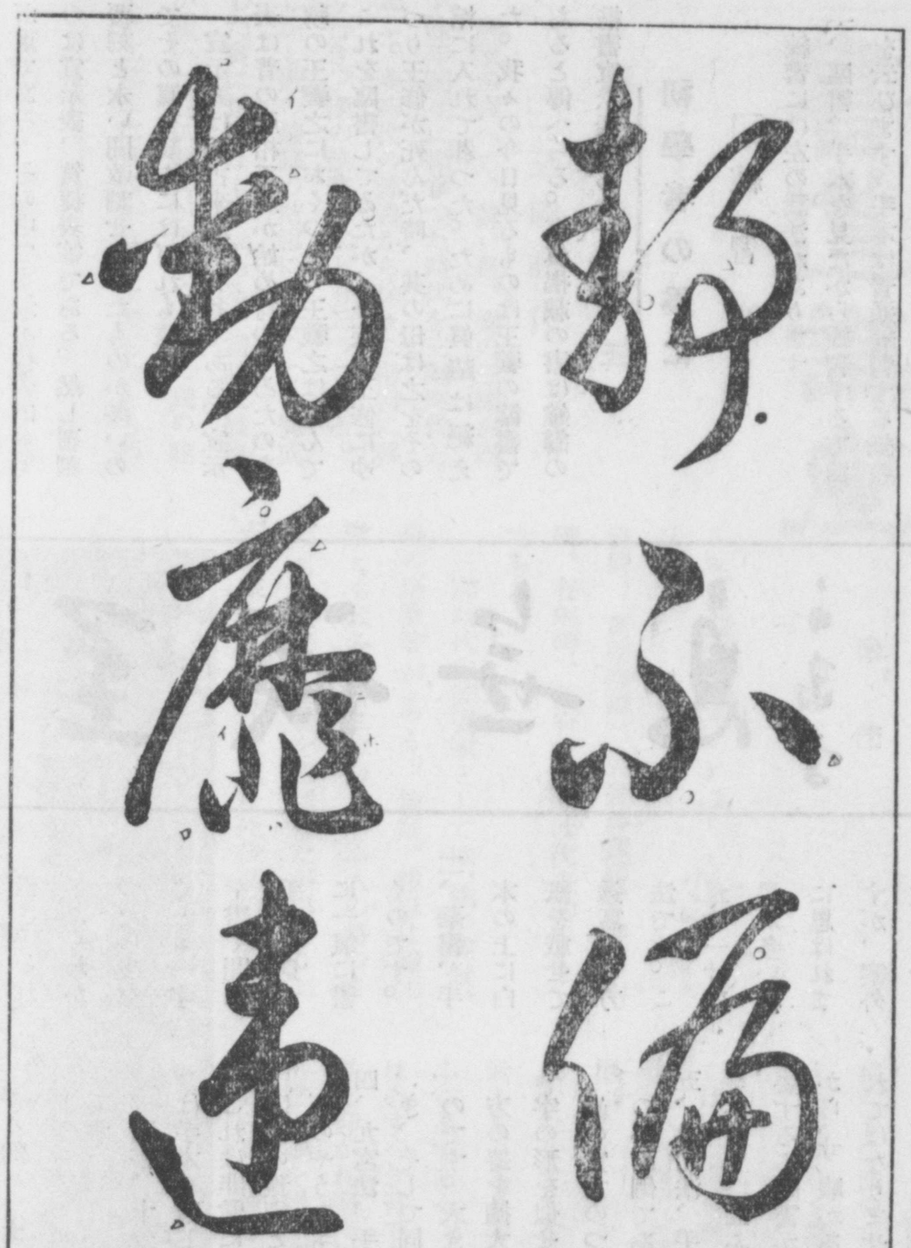
四、九宮法、手本の文字の上に罫を引き、そして同樣の罫を引いた紙に習ふのです。大きく練習する場合には書く方の罫を擴大すればよいわけです。文字の形を似せるには至極便利ですが、眞の實力のつきにくいのと、罫を引くのが面倒であります。

五、雙句法、手本の文字を籠字に寫して其の上に習ふ方法です。

要するに臨書が一番簡單で一番有效ですから、寸暇があれば臨書をすることを忘れてはなりません。

（添削規定八月號本欄參照）

草書手本




靜かにして偏せず。動くも違の靡し

**靜**　○の處をなるべく內側へ。さうすると緊りがよくなります、△の處押へず、●の處で一寸押へながら左下部へ拂ひます。

**不**　○の處で一寸押へ、そして幾分左下方へ拔くやうに筆を運びます。

**偏**　○の處狹くならないやう、△のは處右外側に一寸ふくらませるやうに。

**動**　イはなるべく橫にロの筆の下部は餘り長くして突出ないやう。△の筆は十分兩側にはなす。○の處上に長く。

**靡**　○の處上の點にくつゝかぬやう。△の處狹くならぬ樣、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、の筆法、用筆に注意。

**違**　△の處は細くして曲げます。




毎月募集

# 刑政詩壇

雪山川田瑞穗選

メ切　毎月十日限
用紙　隨意
姓名ノ外號併記ノコト

□馬關夏夕　苔軒　清永德太郎　福岡

海風拂秋氣如秋。　落月蒼茫壇浦頭。
濤聲高下至今愁。　欲訪源平爭覇跡。

詞則穠秀。意則蒼涼。一結有無限哀調。

□初聽秋聲　赫赫餘炎幾日收。　中天尙見夏雲留。　階前撒水迎涼處。
早聽吟蟲聲帶秋。

□送後藤技手應召入營　愛日堂　南　松太郎　大邱

祝酒傾來好送君。　四山新樹映斜曛。
當建沙場第一勳。　北支有事擲身命。
人人意中語。道得了然。

□送義弟從軍

三軍向處布皇威。　日本刀光映錦旂。
伏拜神明先卜定。


# 嵓々居詩話（五）

## 詩風の變遷（四）

三國に入つて曹操、曹丕、曹植の父子三人あり。曹操一代の英雄を以てして詩才も亦縱橫、魏の文學の先を成した。その短歌行の中の月明星稀、烏雀南飛の二句は蘇東坡の前赤壁賦にも引用せられ、有名なものである。

長子の丕は漢の獻帝の禪を受けて魏の文帝となり、父の操を尊んで武帝と云つたが自身も名詮自稱、中々文才があつた。併し詩は弟の植に及ばない。故に其の才を忌み、一日之を陛前に召し、七步の間に詩を作ることを命じた。植少しも踟躕せず、

煮レ豆燃レ豆萁。豆在レ釜中泣。本是同根生。

相煎何太急。

と口吟したので、流石の丕も愧づる色があつたと傳へられてゐる。此の事あつて以來、詩才の逞しい者を稱して「七步の才」と云ふ樣になつた。

曹丕、曹植と同時に王粲、陳琳、劉楨、徐幹等の數人が詩名を擅にした。その詩を名けて建安體と云ふのは時の年號を取つたものである。

六朝の初の晉で一番有名なのは陶淵明で、詩文共に群を

凱歌一曲奏功歸。

□感嘆孝銘

長林傳統。　德光家門。　勤勉稼穡。　自晨及昏。
崇敬宗祖。　克知其恩。　薦羞豐備。　克慰其魂。
廼勒貞石。　萬貫長存。　美哉斯擧。　粹哉厥言。
愼終追遠。　景福之源。　子孫百祀。　永矢弗諼。

字句簡錬不苟。

□後赤壁圖

不時謀得酒肴清。　與客相歌相答行。　千尺虬松壁上影。
一長江水月中聲。　人攀斷岸顧悲恐。　鶴掠孤舟來憂鳴。
誰道此遊幽怪甚。　雄文歷落永留名。

堵摭賦中文字。布置得宜。有韻有法。不是尋常手段。

□新秋夜坐

蕭齋秋意自然知。　獨捲湘簾試一詩。　疎竹牆頭風動處。
鷄頭花上月來時。

以後對格。巧寫秋意。可謂才筆。

□送友人從軍　　春川　西宮岩吉　西大門

丈夫應召向邊城。　豪氣欣酬萬歲聲。
唯言善戰立功名。　車站不濺離別淚。

實況如親。是所謂眞詩也。

□時事所感　　方山　山岸太郎　山口

義軍誓欲滅蠻夷。　熱水炎砂不敢辭。
唯見鐵兜前進處。

拔き、彼の歸去來辭の如きは人口に喰炙せられてゐる。詩の方でも飮酒、讀史述の如き名作があつて、和する者稀なりと稱せられるが、東坡は其の飮酒の詩に和したので、世に之を和陶詩と云つて珍重してゐる。淵明の飮酒中に、

采二菊ヲ東籬ノ下一ニ。　悠然トシテ見二南山ヲ一。

と云ふ名句がある。晉が亡びて宋となり、寸土尺地も晉の版圖は無くなつた。淵明は悠然として南山を見るとは云つてゐるが、其の南山も元は晉の山である。山の姿は變らないが、所有者は變つてゐる。之を眺める淵明の胸中は決して悠然たるものではあるまい。慷慨悲憤の涙は必ずや胸一杯に込み上げてゐるであらう。而も之を露骨に云はず、悠然と云つた處に無限の味がある。李白が淵明には一生頭が上らぬと云つたのも斯樣な點を指すのであらう。晉には陸機、潘岳、左思、張載など云ふ詩人もあるが、其の才は何れも淵明に及ばない。

宋には謝靈運と云ふ人がある。遊覽を好み、客觀的の句が多い。靈運の族弟の謝惠連、鮑照等も亦一代の名人であるが、靈運に較べると聊か劣る。

齊には謝玄暉、王融。梁には沈約、江淹、何遜。陳には徐陵、江總。隋には楊素、盧世基、孫萬壽の徒がある。皆代表的作者であるが、謝玄暉が一番勝れてゐる。

是より先、佛教の渡來によつて經文を飜譯する必要が起り、之を飜譯するには音韻を研究せねばならぬと云ふの



長城已撼日章旗。
皇師掃敵。勢如破竹。此篇善狀之。

□天拜山看月　　杜軒　森　康吉　福岡

天拜山頭皎玉輪。　我來覽古轉傷神。
曾照懷恩纔歇人。　晴霄此夜此明月。

□背面美人

鬢髮新梳試靚妝。　清風拂衫麝吹香。
羞燕又應無粉光。　儻遇郎握一巵酒。
三四之意。古人已言之。然如斯詠來。乃有新味。

□輓長田磐谷　　雪山　川田瑞穗　東京

玉樓有召忽驂鸞。　滄海橫流傷我情。
文章如邴是長城。　壇坫何人爲一柱。
江湖無地容王粲。　伯仲之間見褒衡。
薤露歌成哀千酹。　青山啼血杜鵑聲。

青厓曰。輓詞出以慷慨之語。不涉瑣屑。不陷纖仄。音吐牢壯。氣宇自濶。

□竹　三首

淅淅聲疑雨未收。　妖妖影與月俱浮。　一庭清氣千竿竹。
獨立蕭蕭天地秋。

珍重琅玕不改青。　平生對此我長醒。
風滿湘簾月滿庭。　塵情欲聽珊珊曲。
清風吹入碧琅玕。　鳳舞鸞吟夜欲闌。　騷客夢醒詩未就。
半窓月影五更寒。

青厓曰。風神獨絕。第二尤傷。

で、齊の周顒が四聲切韻を作つた。尋で梁の沈約が四聲譜と云ふ書を著した。四聲とは卽ち平上去入であるが、梁の武帝は沈約に向つて、四聲とは如何なるものぞと問はれた。沈約答へて「天子聖哲」と答へたので、武帝も成程と云つて得心せられたと云ふ。天は平聲、子は上聲、聖は去聲、哲は入聲である。初め四聲を二百六韻に分つたが、後ち一百六十韻とし、又陶汰して七十六韻とした。然ろにこれでは餘り少きに失すると云ふので、一百六韻とした。これが現在用ひられてゐる韻である。

これは詩風の一大變遷で、此の以後は從來の韻（所謂通韻）で作つたものを古體と云ひ、この韻に合せて作つたものを今體と云ふ樣になつた。卽ち五古、七古は古體。五絕、七絕、五律、七律、排律は今體である。

茲で一寸說明して置きたいことは四聲の區別である。玉篇などを檢討すれば一目瞭然であるが、それでも猶ほ得心が行かぬと云ふ人もある。無理もない話であるが、分り安く云へば平聲は平らかで上り下りの無い音。上聲は高い聲の出る尻上りの音。去聲は哀れな尻切れの音。入聲は引詰つた地の中へでも這入る樣な音、例へば學、覺、拙、雪、骨、樂、僕、木と云ふ樣な音である。フックチキに平字なしと謂はれてゐる通り、語尾にフックチキの付く字は皆仄字で、上、去、入の中に這入つてゐる。

川田瑞穗

# 選歌しつつ

大翼

歌の初心者といふのは、たとへば、歌のイロハを書き始める人である。つまり一年生である。これが三年生四年生となつて、相當漢字を書き慣れるやうになると、自然に省筆法や、力點や、力を拔いていいところなどが解つて來るのであるが、それはその道の呼吸といふものである。呼吸を知ることは言ふまでもなく大切だが、一たん自得した呼吸を自然な自由さで發展させることは一層大切である。もしさうでなくて、これが一つの要領に固定すると、それが型といふもので、型が出來ると同時にあらゆる發展の可能性は亡くなつてしまふのである。だから、初めに自得した呼吸の發展性をどこまでも大切にし、これを出來るだけ深い大きい呼吸に導き上げることが大切で、小さな型の中で窒息させてはならないのである。

初心の人はまだ何一つ呼吸を知らないのだが、その知らないことが却つていい場合がある。といふのは、自得した呼吸を窒息させずに生々發展させて、究極まで活かしぬくやうな人は、藝術の世界でも極めて少數に限られて居り、その大部分は、個人的に淺い深いの差はあるにしても、大ていは自分の型に納まり、その發展性が限界に達してしまつて居るのである。

寶暦のころ越後に生れた良寛禪師は、深く詩歌書道に達した奇僧だつたばかりでなく、外貌茫愚、內心明叡、利慾に淡く、浮世に超然として深大なる呼吸を營み、天保二年壽七十五でその玉の如き生涯を終つた先哲であるが、この良寛に嫌ひなものが三つあつた。一は料理人の料理、二は歌よみの歌又は詩家の詩、三は書家の書である。これは實に味はふべきことである。つまり良寛の愛したのは、初心者の（素人といふ意味で）持つ自然な自由さにあつた。玄人のものには多くはこれがない。規矩準繩に

## 毎月募集　刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

### 一

青森　森　滿樓

どう〳〵と瀧の音ひびく宵やみに追はるゝ如く山くだり來ぬ

札幌　佐竹絲坡

### 二

秋もやゝなかばなるらし白々と空に段なす横雲見れば

練習生　高島明峯

### 三

秋風のほの立ちそめて寄宿舍の机になじむ夜ごろ樂しき

### 佳作

横濱　井上蒼雷

○

あを臭くもろ手を染めてうらなりのトマトのつぶら實をもぎ收めたり

新義州　球麿蘇

○

もろこしの枯れ殘りたる一、二本はずれの風に朝爽かなり

滋賀　柏葉生

○

出征兵送り戻りしわが部室の窓に初秋の月澄みゐたり

練習生　和田不二斗

○

かつて我戒護したりし釋放者蛇とりとなりて働くに會ひぬ

清州　稚短

○

かりそめの借家住ひに靈棚は重ね簞笥の上にまつれり

岡山　田中春美

○

ちゝろ虫鳴き殘りゐる獄庭におもひ繁なり朝のひとゝき

咸興　岡本舜水

○

病やゝ癒えて來るらし寢つゝわが拳つくりて打振り見るも

岐阜　無子

○

雨過ぎてかねたゝき鳴く井戸端に此の日曜を洗ひ物する

宮城　草成

○

辻に立ちて千人針を乞ふ稚子よつはもの父は神の守らむ

新潟　竹雀

○

海鳴りの遠く聞ゆる秋の夜は鳴く虫の音も身にしむごとし

泥んでその呼吸は自分の作つた殻の中で喘いでゐる。良寛の歌、書を見ると、流れる水の姿そのまゝで、呼吸を一處に停滞させたりしたものは一もない。峻嶮を踏破して再びイロハへ還つたもので、格に入つて格を抜け出した自由なさまは、その作物の實際が示して居るから、この三嫌の不欺不妄なことを頷くのである。

×

首座の歌、第一句は作者は苦しまなかつたと思ふが、これが苦んだ以上の効果をもつて居る。三句から四句への移りも自然である。

第二座、綠坡君の一首、例の如く巧みに季節感を把んで居るが、前月に比し粗末だつた。

第三座、平凡な境を平凡に扱つて居る素直さを採つた。

今月は歌數も少く、内容も不振であつた。

○

長かりし頭髪を刈り來し弟の軍人らしく見えてたのもし　拘置所　喜代志

○

鈴虫の鳴く音に覺めて秋の夜の締めわすれたる窓を閉しぬ　尾道　かずみ

○

夕立の過ぎて涼しき野に立てば春日の山は眼にせまり見ゆ　奈良　南部繁人

○

ついと來て蜻蛉が止る針棹の先水に映りて白き雲ゆく　名古屋　梅村春汀

○

出征の友を想うてさびしさや鳴く虫の音を獨りゐて聞く　奈良　大天雅香良

○

秋の夜のすみ渡りたる大空にかゝれる月は見らくあらぬに　鹿兒島　翠嵐

○

夏の日の草山にして草刈れる男をみればひたぶるに見ゆ　青森　一

○

送る者送らるゝ者心かよふこの感激のたふとくもあるか　神戸　荒川

○

むち打てどたゆむ心を如何にせん倘ひゆく蠅を見つめて居りぬ　岐阜　數水



## 日暦の立秋其他

花蓑

日暦の一枚づゝや今朝の秋　頼風

今朝の秋と言へば必ずしも暦の上の立秋ならずとも感覺的に秋を初めて感ずる場合の季語となつて居るけれどもこの句では暦の上の立秋の朝のことである。毎日一枚づつ日暦をめくつて一日〳〵を重ねて行く間に立秋の日に逢着しておうもう秋だと眼を覺まされたやうに感じたといふのである。日暦を毎日一枚づゝめくつてゆくことは當り前のことのようであるけれどもその一事によつて愼ましやかな一日〳〵の日送りをしてゆくその人の敬虔な生活態度を知ることが出來る。日暦を三日も四日もめくることを怠るやうなぐうたらな生活をしてゐる人も世には少なくない、そんな人はこの句を讀んで大いに恥ぢ入らねばなるまい。日暦を毎日一枚づゝめくつて一日〳〵を靜かに送り迎へてゆく人には日々是好日を迎へて感謝の日送をすることが出來るであらう、さういふ人にして初めてこの句が出來るのである。

父獨り曝書の室に在しけり　甘樂句

日暦の一枚づゝや今朝の秋　字和島　今津頼風
芭蕉林ありて淋しき夜道かな　同　今津頼風
機音の絶えて虫鳴く工場かな　滋賀　いばら
本丸に西日のさして蟬の聲　同　山越
山越しに探照燈や湖涼し　同　木野信三
峰入や雨の洞川とう〳〵と　同　木野信三
遠足の子等胸に挿す草の花　同　泉原ひろし
夜學生提灯振つて別れけり　同　泉原ひろし
漁火のあらはれそめぬ芒原　同　よしを
棚糸爪簾さがりになつて居り　同　よしを
コスモスにはれやかな陽や囚衣干す　同　迷羊
コスモスに水やる囚徒朝の鐘　同　迷羊
秋暑し肩くまの兒と兵送る　同　練習生
橋桁に映れる波や秋暑し　同　和田不二斗
夜半の風糸瓜のゆれてゐたりけり　同　和田不二斗
こほろぎや獨房並ぶ廊の果　同　和田不二斗

毎月募集

## 刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十日限
用紙官私製葉書

選

室内一杯に曝書を取りひろげて足の踏み場もない程である、父獨りは終日その中にあつてあれこれと書物を取り上げて様々の思出に耽つてゐるのであらう。

誘蛾燈比叡に殘る薄明り　　いさを

うすれ日の端山に殘り誘蛾燈　　秋來

前句は田圃に誘蛾燈の灯る頃にも比叡山の空に日沒後の薄明りが殘つて居るといふ景色、後句はうすれてゆく夕日がまだ端山に殘つてゐながら田圃には誘蛾燈が灯つてゐるといふ景色、兩句相似た景色だけれどもそれ〴〵互に景感を異にしてゐる。

鋒杉の空明けて來し踊かな　　其蝸

鋒杉に取圍まれた神社の境内であらう、盆踊があつてうす暗い提灯の明りで夜通し踊り拔いてやがて鋒杉の空から白々と夜が明けかゝつて來たのである。

便船に島を辭し去る葉月汐　　楓蔭

便船とあるので平常定期船の往復もないやうな離れ小島と想像する、その島へ避暑にでも行つたのであらう、一と夏をこゝに過して中秋の滿ち汐の時分に便船で島を辭し去るといふのである、島を去るに望んで名殘りを惜むやうな心持が措字の間に自ら出て居る。

秋茄子の倒れしまゝに花もてる　　小菅　速水月蒐

伐りあとの山の明るさ鹿通ふ　　同

秋ざれや山田を亘す樋の漏り　　忠北　永瀬雅房

秋立つや摘み殘されし庭の紫蘇　　同

父獨り曝書の室に在しけり　　小菅　甘樂句

散兵のそれにも似たる案山子かな　　同

霞ひく上田城址や指呼のうち　　雨城

秋風のさやけき音を闇に聽く　　同

山に入る樹々の暗さや秋の蟬　　奈良　南都繁人

猿澤の柳にかゝる三日の月　　同

穗芒に茜の雲の靜かなな　　岡山　田中春美

殘照の獄庭にある葉鷄頭　　同

向日葵に夕べの空の澄みてあり　　小菅　兼平陽村

秋ざれや河面にうつる千切れ雲　　同

家根燒けの夜に殘りて窓暑し　　同　鎌田花山

新諸や蔓は飼糧にするとして　　同　神宮櫻章

新諸を間引けば野鼠の走り出づ　　同　法外

神饌の唐もろこしの初穗かな　　同　三浦瞳帆

峯入や雨に煙りて谿の百合　　同　江東子

シグナルの橙色や霧深き　　滋賀　あきら

夕立や琵琶湖ホテルの屋根白く　　同

夕燒の障子を叩く大蜻蛉　　同　西村幸吉

ハイキング朝まだき行く露の冷え　　同　山ノ井

誘蛾燈比叡に殘る薄明り　　同　有臼いさを

夕立に電燈消えし厨かな　　同　しがらき

うすれ日の端山に殘り誘蛾燈　　同　古堀秋來

通り雨端居の袂ぬらしけり　　宇和島　山口素生

花芒たわみて水の越ゆるかな　　同　今津精花

人形に並びさしあるダリヤかな　　三重　尾能香州

こぼれ萩池のぐるりに漂へり　　同　中丸古稀緒

ほこ杉の空明けて來し踊かな　　同　小野其蝸

掃苔や祖父逝いてより二十年　　同　小森苔生子

野分茶屋雨戸細目に商へる　　同　中山鹿藏

虫店を出つ入りつする浴衣人　　青森　一

朝顏のからみて門の柱にも　　同　木村滿樓

出征の兵を送りて月の道　　新潟　關根生

獨房の晝の靜かさ虫の鳴く　　山形　黒沼翠水

森の雲動くともなし秋の暮　　帶廣　許斐芳志緒

耕馬夫の鞍とりて馬いたはれり　　札幌　佐竹綠坡

蚊燻しの跡の殘れる水番所　　松江　川津道暗

月光のふりそゝぐデッキ歩みけり　　朝鮮　山永曉夢

下り立ちし下駄冷やかに月の庭　　名古屋　梅村春汀

茸番と山茶圍りて小半日　　新義州　球磨蘇

寢まき着て一と時門に涼みけり　　宮城　木村草成

新諸やお茶に寛ぐ織子達　　小菅　菅谷兎洲

すむしくふ跡尋ねけり土用干　　同　珍川

夕立の過ぎしうす日の三笠山　　奈良　大矢狂骨

おつとめの聲高らかや御來迎　　曉堂

御嶽山を想像すればいゝ、御嶽山では山頂の寺で一山の僧が集まつて毎朝お勤めを上げるさうである、そのお勤めの聲が山に響いて高らかに揚つてゐるとき美しい山の日の出がさし亘つて來たのである。

引眉の上り下りや天瓜粉　　瞳女

幼ない女の子に天瓜粉をつけてやつて序に眉毛を描いてやつたのだが折角の三日月眉毛もあがりさがりになつちまつた、母親は獨りをかしがつて笑つたことであらう、けれども眉毛はあがりさがりになつても却てそれが愛嬌になつて生れつきの繰緻好しは蔽ふことが出來ない、梅檀は二葉より香し、ゆく〳〵は美しい娘になることであらう。

猿澤の柳にかゝる三日の月　　繁人

柳に三日月のかゝつてゐる景色は隨分古めかしいがこの句は猿澤池の畔の柳に三日月がかゝつてゐるといふので春日山一帶の背景が夢のやうに浮んで來て美しい景色になつてゐる。

新諸や蔓は飼糧にするとして　　法外

諸の蔓がかひばにもなると見える、天から惠まれたもので何一つ廢るものはない、自ら耕し自ら食する者の尊い餘德であらう。

## 敍任辭令

八月十六日

正七　教誨師　河野義通（宇都宮）
同　保健技師　笹部三郎（網走）
従七　同　影山壽郎（千葉）
同　教誨師　岡玄慶（大阪）
同　同　竹津眞一（釧路支）
同　保健技師　坂本賢三（浦和支）

八月十九日

札幌　看守長　後藤孝治（北海少）
北海少　同　湯淺芳治（奈良）
免本職奈良　支所長同　山根金一郎（八日市場支）
八日市場支所長　看守長　常石政次郎（横濱）
看守長（横濱）四七　看守　小宅芳明（府中）
平良支所長　支所長看守長　茂久親秋（大島支）
看守長（大島支長）四七　看守　柏茂俊（鹿兒島）
同（網走ノ九級）　司　佐々木玄三郎（北海少）
同（岡山）四七　同　龜屋美彌雄（長崎）
同（尾道支）五三　同　高貫鴻（大阪）
同（德島）九級　同　野口勇（高松）
東京拘置　看守長　坂本義德（川越少）
看守長（川越少）八級　看守　藤咲利衛門（水戸）
堺支所長兼大阪　看守長　長谷川清十郎（滋賀）
滋賀　同　猿渡重雄（鹿兒島）
鹿兒島　同　吉井直城（横濱）
横濱　同　村田義格（德島）

八月二十六日

典獄補廣島（願免）　支所長看守長　大田彦治（三次支）

八月二十七日

三次支所長　看守長　宮喜一郎（岡山）
岡山　同　家石熊太郎（水戸）
水戸　同　久保國作（盛岡少）
盛岡少　同　管原鶴吉（青森）
青森　同　小泉泰衛（大通支）
免本職大通支　支所長同　芝哲朗（米澤支）
岐阜　看守長　石田藤次（大阪）
看守長（大阪）十級　看守　田北達（奈良）
四級（願免）　支所長同　常石政次郎（八日市場支）



同（同）　看守長　岩本キン（佐賀支）
八日市場支所長　同　磯德二（浦和支）
山形支　同　西田直（秋田）
米澤支所長兼山形支　同　照井明次郎（札幌）
看守長（札幌）十級　看守　美田正治（松江）
同（廣島）六級　司法屬　宮城昇
司法屬（行刑局）七級　看守長　公文彪（東京拘置）
東京拘置　同　石岡利男（廣島）

八月三十日

五級（願免）　保健技師　湧谷遼太郎（松江）

九月一日

司法事務官六等九級　所長典獄　吉田綱紀（秋田）
典獄（秋田所長）六等七級　司法書記官　中尾文策
命行刑局第一課長　同　岡五朗
同　第二課長　同　吉江知養
同　第三課長事務取扱　司法事務官　日沖憲郎
同　第四課長　衞生官　芥川信

九月七日

勳八　支所長看守長　富永久一（臭支）
同　看守長　岩本キン（佐賀支）
同　教誨師（京都）十一級（願免）　教誨師　上木ミヨ（京都）

九月十日

通譯兼看守長（神戸）十級　看守　高橋忠夫（奈良）
免本官專任看守長（横濱）通譯兼看守長八級　岡本熙（神戸）
看守長（東京拘置）九級　看守　小穴鐘藏（東京拘置）
北區支　看守長　備榮彦（鹿兒島）
看守長（鹿兒島）五三　看守　黒木德治（宮崎）
同（橘通支）五三　同　大洞三千三（水戸）
同（名古屋）九級　同　長崎義一（豐多摩）
同（廣島）八級　同　山本義明（東京拘置）
同（中京區支）九級　同　福井徹（府中）
同（浦上支）同　同　青木榮吉（德島）
同（大通支）十級　同　佐々木桂三郎（札幌）
同（仙臺支）八級　同　坂井義雄（福岡）
土手町支　看守長　寒竹進（宮崎）
看守長（宮崎）五七　看守　高山虎平（鹿兒島）
同（千葉）九級　同　須田壽雄（府中）

同（水戸）同　同　山永重保（岩國少）
同（岡山）同　同　中原忍（福岡）
同（秋田）八級　同　小原了三（宮城）
同（札幌）九級　同　卜部基一（前橋）
同（網走）同　小田嘉寛（松江）
兼任看守長（小菅）　司法屬　本田清一
看守長十級（願免）　看守　國井廣四（小菅）

九月十四日

看守長（福井支）五三　看守　山崎盛登（廣島）
同（富山支）十級　同　平山介夫（長崎）
同（福島支）五七　同　内藤將徳（東京拘置）
同（山形支）九級　同　鈴木由藏（新潟）
同（旭川支）八級　同　南清城（金澤）
同（八王子少）九級　同　高山輝男（姫路少）

九月十五日

三等　所長　赤城一雄（熊本）
四等　司法事務官　日沖憲郎
六等　所長　佐藤備六郎（函館）
同　典獄　福常（青森）
同　支所長　山中鐵一（鳥取支）
同　典獄補　三宅定男（北海少）
同　少年所長　小原了三（宮城）
六級（死亡）　看守長　山田利助（岡崎少）

## 中村看守上海戰線で偉勳

支那事變の擴大に伴つて我が刑務職員も續々召集に應じ暴戻支那膺懲のため現地で涙ぐましい奮戰を續けつゝあるが、靜岡刑務所看守中村勝夫伍長は九月六日虬江クリークに於いて拔群の偉勳をたて全國刑務官のために萬丈の氣をはいた。上海東部戰線の我軍の突擊に大きな障害となつたのは、幅十五米、深さ二米の虬江クリークの濁流で、敵はこの對岸に堅固な防寒を築き頑強に抵抗を續けるので、無念我部隊は一歩も前進することが出來なかつた。この時「誰か綱を持つて渡る者はないか」との部隊長の言葉に中村伍長は卽座に「私が行きます」と決然只一人ザンブとばかり濁流に躍り込み綱の一端を手にして、拔手を切り、天祐か敵の物凄い集中射擊の的になりながらも微傷だに負はず無事決死の敵前渡河に成功したもので、同伍長の壯擧は部隊長始め將兵一同の感歎の的となつた。





# 訓令通牒（刑政第五〇巻第十號）

◇充員召集セラレタル受刑者ニ對スル假釋放上申ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第八四八號）
昭和十二年八月二十一日

標記ノ件ニ關シテハ客月二十八日附ヲ以テ電信通牒致置候處右ハ今次事變ニ於ケルガ如キ官民擧ゲテ緊迫セル非常時ニ際シ充員召集セラレタル受刑者ニシテ假釋放條件ノ必要期間ヲ經過シ且心身共ニ適當ト認メラルルモノニ對シテハ努メテ之ガ假釋放ヲ許可シ以テ彼等ヲシテ盡忠報國ノ赤誠ヲ竭サシムルコトハ刑政ノ本義ニ適ヒ極メテ有意義ナルノ趣旨ニ依リタルモノニ有之候條右御諒承ノ上將來尙行刑ニ對スル疑念誹謗ヲ招クガ如キコトナキ樣愼重御審査相成度候

追テ右上申ヲ電報又ハ電話ニ依リタル場合ニ於テハ直チニ通常上申書ノ形式ヲ以テ追申可相成ハ勿論ノ儀ニ有之候處右提出相成ザル向モ有之候條爲念申添候

右追申ノ場合ニハ事務處理ノ便宜上其ノ旨附箋ニ記載シ添付相成度尙標記ノ件ニ關スル電信通牒文ハ別紙ノ通ニ付爲參考添付置候

（別紙ノ一）

（司法省行刑局行甲第七七二號）
昭和十二年七月二十八日

拘置所長
刑務所長
少年刑務所長　宛
刑務支所長

（但シ假釋放上申ヲ爲シ得ベキ刑務支所）

充員召集セラレタル受刑者ニ對スル假釋放上申ニ關スル件（電文）

受刑者ニ對シ先員召集アル場合假釋放ヲ許可スルヲ相當ト思料スルニ依リ必要期間ヲ經過シ適當ト認メラルルモノニ對シテハ努メテ假釋放上申相成度

（別紙ノ二）

昭和十二年七月三十日

矯正図書館



刑務所長
少年刑務所長　宛
刑務支所長

（但シ支所ハ假釋放上申ヲ爲シ得ヘキ所ニ限リ尚東京拘置所、小菅、豐多摩兩刑務所ヲ除ク）

成員召集セラレタル受刑者ニ對スル假釋放電報上申略文ニ關スル件（電文）

召集ニ依ル假釋放電報上申文面ハ「罪名、刑名、刑期、氏名召集、假釋放ヲ請フ刑務所長」トセラレタシ

## ◇大正十一年七月司法省行甲第一、一〇五號訓令中左ノ通改正ス

右訓令ス

（司法省行刑局行甲第九七八號）
昭和十二年九月十五日

第二條第三號ヲ第四號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三、雇員

## ◇作業助手設置ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局行甲第九六一號）
昭和十二年九月十五日

作業激增ニ依リ今回臨時ニ作業助手（雇員）ノ職ヲ設クルコトニ相成候處之カ採用並職務ニ付テハ左記ニ準據相成度候

記

一、作業助手ノ採用ニ付テハ雇員採用規程ヲ準用ス但シ年齡ハ滿二十歲以上タルコト

二、作業助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ作業技手ヲ補助スルモノトス

三、命免等ノ辭令書樣式ハ雇ニ準スヘキコト

## ◇刑務所現業員勤勉手當給與規程改正ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第九七八號ノ二）
昭和十二年九月十五日

本日行甲第九七八號ヲ以テ標記ノ件訓令相成候處右ハ今回新ニ設置セラレタル作業助手ニ對シ勤勉手當ヲ給與シ得ルノ途ヲ拓キタル趣旨ニ有之候條御了知相成度候

## ◇遵法週間ノ宣傳實施ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第九九六號）
昭和十二年九月十四日





司法次官　長島　毅

本年七月六日附往第八一一號ヲ以テ通牒相成候國民敎化運動ニ關スル宣傳實施計畫乙號宣傳中ノ當省所管事項「遵法週間」（十月一日ノ司法記念日ヨリ五日間）ノ實施ニ關シテハ各所共夫々何分ノ御考慮相成居候儀ト被存候處今般行刑局ニ於テハ近ク行ハルヘキ官民協力ノ國民精神總動員運動ニ連携シ別紙要綱ニ依リ遵法週間ヲ實施スルノ方針決定致候ニ付テハ裁判所檢事局ト連絡ノ上貴所ニ於テ可能ナル限リ之ガ實施方御盡力相成以テ度ク國憲國法ノ尊重ト遵法精神ノ涵養トノ資ニ供セラルト共ニ前記國民精神總動員運動ニ寄與相成樣致度此段及通牒候

遵法週間實施要綱

一、各官廳、諸團體其ノ他ノ名士ヲ案內シテ刑務所ヲ參觀セシメ要スレバ收容者ノ糧食ト同種ノモノヲ試食ニ共スルコト

二、刑務作業製品ノ卽賣會ヲ開催スルコト

三、行刑ニ關スル「パンフレット」ヲ參觀者等ニ頒布スルコト

但シ右「パンフレット」ハ當局ニ於テ各所宛相當數ヲ送付スル筈

## ◇行刑局事務分配變更ノ件通牒

（司法省行刑局行秘甲第一七四號）
昭和十二年九月一日

標記ノ件別紙ノ通リ變更本月一日ヨリ施行候條右ニ御了知相成度候

行刑局事務分掌內規

一、事務ノ分類

局長
一、局務掌理　二、會議司掌　三、職員ノ身分進退ニ關スル事項　四、機密ニ關スル事項

第一課
一、刑務所ノ設立、廢止及拘禁區分ニ關スル事項
二、刑務職員ノ職務規程及定員配置ニ關スル事項
三、收容、拘禁、戒護及釋放ニ關スル事項　四、收容者ノ處遇竝ニ情願ニ關スル事項　五、收容者移送認可ニ關スル事項　六、領置金品ノ保管ニ關スル事項　七、國際刑法竝ニ刑務會議ニ關スル事項　八、刑務費ニ關スル事項
（イ）豫算編成及豫備金要求ニ關スル事項　（ロ）俸給、事務費、諸支出金及營繕費ノ豫算配賦ニ關スル事

項　（ハ）國有財産ニ關スル事項　（ニ）會計檢査ニ關スル事項
九、書類ノ保存ニ關スル事項　一〇、他ノ課ニ屬セサル事項

第二課
一、作業ノ企畫及實施ニ關スル事項　二、作業技師竝ニ作業技手ノ職務規程及其ノ定員配置ニ關スル事項（第一課ニ合議ヲ要ス）　三、作業ノ統制ニ關スル事項　四、作業ノ調査研究ニ關スル事項　五、作業ノ訓練及奬勵ニ關スル事項　六、作業賞與金ニ關スル事項　七、收容者ノ發明考案ニ關スル事項　八、作業施行上ノ移送認可ニ關スル事項（第一課ニ合議ヲ要ス）　九、就業費及給與ニ關スル事項

第三課
一、教誨及教育ノ實施ニ關スル事項　二、教誨師竝ニ教師ノ職務規程及其ノ定員配置ニ關スル事項（第一課ニ合議ヲ要ス）　三、職員ノ教養訓練ニ關スル事項　四、看讀書籍、映畫、音樂等ニ關スル事項　五、收容者ノ賞罰ニ關スル事項　六、接見及信書ニ關スル事項　七、假釋放ニ關スル事項　八、假釋放ノ取消ニ關スル事項　九、少年ノ處遇ニ關スル事項　一〇、詭激思想抱懷者ノ處遇ニ關スル事項　一一、敎化上ノ移送認可ニ關スル事項（第一課ニ合議ヲ要ス）　一二、圖書及就學費ニ關スル事項

第四課
一、收容者ノ衞生ニ關スル件　二、保健技師、保健技手竝ニ藥劑師ノ職務規程及其ノ定員配置ニ關スル事項（第一課ニ合議ヲ要ス）　三、收容者ノ給養ニ關スル事項　四、收容者ノ異同識別ニ關スル事項　五、收容者ノ健康診査及心理考査ニ關スル事項　六、防疫、醫療及衞生材料ニ關スル事項　七、高齡者及心神異常者ノ處遇ニ關スル事項　八、衞生上ノ移送認可ニ關スル事項（第一課ニ合議ヲ要ス）　九、食料費、被服費及療養費ニ關スル事項

備考
局長ニ於テ指定スルモノニ付テハ前各項ノ限ニアラス
二、事務分配
一、局務掌理、會議司掌　局長　榎本、土谷屬





二、第一課　岡書記官
(1) 一乃至五　荻生屬
(2) 七、九、一〇　榎本屬
(3) 六、八　牟田、横山屬

三、第二課　吉池書記官
(1) 一、二、五、六　本田屬、岡本囑託
(2) 七、　田邊囑託
(3) 九、　山崎、島田、本田屬

吉田事務官
(4) 三、　山崎屬、田邊囑託
(5) 四、　田邊、岡本囑託
(6) 八、　山崎屬

四、第三課　日沖事務官
(1) 一乃至九、一一　小野崎屬
(2) 一二、　島田屬
(3) 一〇、　前田屬

五、第四課　芥川衞生官
(1) 一、二、三、五、六、七、八　野崎囑託、野崎屬
(2) 四、　久保田、中、淺野（技手、奥田屬）

(3) 六、　島田屬

六、假釋放ノ審査
在京刑務所　岡書記官　荻生屬
大阪控訴院管内　吉江書記官　小和田屬
東京控訴院管内（在京刑務所ヲ除ク）及札幌控訴院管内　吉田事務官　小和田屬
名古屋控訴院管内　日沖事務官　前田屬
廣島、長崎、宮城各控訴院管内　日沖事務官　公文屬
少年及準少年　森山書記官　公文屬
詭激思想抱懷者　平野書記官　前田屬

三、代理順序
森山書記官　平野書記官
芥川衞生官　日沖事務官
岡書記官　吉江書記官
吉江書記官　岡書記官
平野書記官　森山書記官
日沖事務官　吉田事務官
吉田事務官　日沖事務官

（後掲司法省分課規定ノ項參照——編輯部）

## ◇司法省分課規定

◎司法省分課規定　九月一日司法省分課規定左ノ通定メタリ

司法省分課規定

**第一條**　大臣官房ニ秘書課、人事課、會計課及保護課ヲ置ク

**第二條**　大臣官房秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　機密ニ屬スル事項

二　大臣及次官ノ官印並ニ省印ノ管守ニ關スル事項

三　文書ノ接受、發送及淨書並ニ公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項

四　各局部課ニ屬セザル事項

**第三條**　大臣官房人事課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　官吏及雇員ノ進退身分ニ關スル事項

二　裁判所附屬吏員辯護士ノ身分ニ關スル事項

三　職員ノ試驗及考査ニ關スル事項

四　裁判所附屬吏員ノ試驗ニ關スル事項

五　辯護士試補ノ考査ニ關スル事項

**第四條**　大臣官房會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　經費及諸收入ノ豫算及決算並ニ會計ニ關スル事項

二　會計ノ監督ニ關スル事項

三　官有財產及物品ニ關スル事項

四　營繕ニ關スル事項

五　金錢及物品ノ出納ニ關スル事項

六　傭人ノ使役監督及廳內取締ニ關スル事項

**第五條**　大臣官房保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　少年審判所ニ關スル事項

二　矯正院ニ關スル事項

三　保護觀察所ニ關スル事項

四　司法保護團體ニ關スル事項

五　少年ノ保護及身上調査ニ關スル事項

六　釋放者保護ニ關スル事項

七　司法保護事業ノ監督奬勵ニ關スル事項

**第六條**　民事局ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク

**第七條**　民事局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　裁判所ノ設立、廢止及管轄區域ニ關スル事項

二　商事ニ關スル事項

三　非訟事件ニ關スル事項

四　信託ニ關スル事項

五　他ノ課ニ屬セザル事項

**第八條**　民事局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル





一　民事ニ關スル事項

二　戸籍ニ關スル事項

三　强制執行及競賣ニ關スル事項

四　破產及和議ニ關スル事項

五　供託ニ關スル事項

六　抵當證券ニ關スル事項

**第九條**　民事局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　民事訴訟ニ關スル事項

二　登記ニ關スル事項

三　條約及涉外事件ノ處理ニ關スル事項

四　公證事務ニ關スル事項

五　執達吏事務及司法代書ニ關スル事項

六　書類ノ保存ニ關スル事項

**第十條**　民事局第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　金錢債務調停ニ關スル事項

二　小作調停ニ關スル事項

三　借地借家調停ニ關スル事項

四　商事調停ニ關スル事項

五　借地借家臨時處理ニ關スル事項

**第十一條**　刑事局ニ第一課、第二課、第三課、第四課及第五課ヲ置ク

**第十二條**　刑事局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　刑事法令ノ立案ニ關スル事項

二　訓令通牒及質疑回答ニ關スル事項

三　恩赦ニ關スル事項

四　內閣、內務省及大藏省ノ法案ニ關スル事項

五　書類ノ保存ニ關スル事項

六　他ノ課ニ屬セサル事項

**第十三條**　事務局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　陪審事件ニ關スル事項

二　刑事補償事件ニ關スル事項

三　刑事事件ノ裁判事務ニ關スル事項

四　辯護士會ニ關スル事項

五　商工省、遞信省及鐵道省ノ法案ニ關スル事項

**第十四條**　刑事局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　一般禀識ニ關スル事項

二　刑ノ執行指揮ニ關スル事項

三　抗告ニ關スル事項

四　起訴猶豫ニ關スル事項
五　一般檢察事務ニ關スル事項
六　司法警察官吏ノ教養訓練ニ關スル事項
七　犯罪捜査上ノ研究ニ關スル事項
八　陸軍省、海軍省及農林省ノ法案ニ關スル事項

**第十五條　刑事局第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル**

一　犯罪人名簿及訴訟記錄ノ保存ニ關スル事項
二　主要刑事事件ノ輯錄及刑事事件ノ輯錄及刑事參考資料ノ蒐集ニ關スル事項
三　犯罪人引渡ニ關スル事項
四　阿片及麻藥ノ取締ニ關スル事項
五　通貨及有價證券等ノ僞造、變造及模造ニ關スル事項
六　條約及涉外事件ノ處理ニ關スル事項
七　外務省及拓務省ノ法案ニ關スル事項

**第十六條　刑事局第五課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル**

一　思想事件ノ禀議ニ關スル事項
二　思想事件ノ處分報告ニ關スル事項
三　治安維持法ニ關スル事項
四　出版物ニ關スル事項
五　思想關係ノ外事ニ關スル事項
六　思想運動ニ關スル事項
七　類似宗教ニ關スル事項
八　文部省ノ法案ニ關スル事項

**第十七條　行刑局ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク**

**第十八條　行刑局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル**

一　刑務所ノ設立、廢止及拘禁區分ニ關スル事項
二　刑務職員ノ職務規程及定員配置ニ關スル事項
三　收容、拘禁、戒護及釋放ニ關スル事項
四　收容者ノ處遇並ニ請願ニ關スル事項
五　收容者移送認可ニ關スル事項
六　領置金品ノ保管ニ關スル事項
七　國際刑法並ニ刑務會議ニ關スル事項
八　書類ノ保存ニ關スル事項
九　他ノ課ニ屬セザル事項

**第十九條　行刑局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル**

一　作業ノ調査、企畫、實施及統制ニ關スル事項
二　作業ノ訓練及奬勵ニ關スル事項
三　作業賞與金ニ關スル事項





四　收容者ノ發明考案ニ關スル事項

**第二十條　行刑局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル**

一　教誨及教育ノ實施ニ關スル事項
二　刑務職員ノ教養訓練ニ關スル事項
三　看讀書籍、映畫及音樂等ニ關スル事項
四　收容者ノ賞罰ニ關スル事項
五　接見及信書ニ關スル事項
六　假釋放及其ノ取消ニ關スル事項
七　少年ノ處遇ニ關スル事項
八　詭激思想抱懷者ノ處遇ニ關スル事項

**第二十一條　行刑局第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル**

一　收容者ノ衞生ニ關スル事項
二　收容者ノ給與ニ關スル事項
三　收容者ノ異同識別ニ關スル事項
四　收容者ノ健康診査及心理考査ニ關スル事項
五　防疫、醫療及衞生材料ニ關スル事項
六　高齡者及心神異常者ノ處遇ニ關スル事項

第二十二條　調査部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第二十三條　調査部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　官制ニ關スル事項
二　裁判所職員令ニ關スル事項
三　本省各局部課ノ事務ノ量定及定員ノ配置ニ關スル事項
四　裁判所檢事局及供託局ノ事務ノ量定及定員ノ配置ニ關スル事項
五　譯ニ關スル事項
六　法規整備委員會ニ關スル事項
七　**統計報告ノ調査ニ關スル事項**
八　**司法研究ニ關スル事項**
九　他ノ課ニ屬セザル事項

第二十四條　調査部第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル

一　民事ニ關スル資料ノ調査整備ニ關スル事項
二　民事法規ノ整備ニ關スル事項
三　民事統計ニ關スル事項
四　**資料ノ編纂及配付ニ關スル事項**
五　資料統制準備ニ關スル事項
六　耕地整理ニ伴フ登記事務其ノ他ニ關スル臨時雇員給與算配布ニ關スル事項

第二十五條　調査部第三課ニ於テハ左ノ事項ヲ司ル

第二十六條　各局部長必要アリト認ムルトキハ其ノ局又ハ部ノ一ノ課ニ屬スル事務ヲ適宜他ノ課ニ於テ處理セシムルコトヲ得

附　則

大正十三年十二月二十日　司法省令第九〇號

司法大臣官房分課規程ハ之ヲ廢止ス

一　刑事及行刑ニ關スル資料ノ調査及整備ニ關スル事項

二　刑事及行刑法規ノ整備ニ關スル事項

三　刑事及行刑統計ニ關スル事項

四　司法研究室ニ關スル事項

五　圖書ニ關スル事項

◇◇◇　行刑統計　◇◇◇

## 昭和十二年七月中入出監竝月末在監人員　（△ハ減）

Prison Population during the Month of July 1937

| | | 越員 | 入監 | 出監 | 現員 | 前月末日現在 | 前年同月末日現在 | 増 前月比較 | 減 前年比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受刑者 | | 50,804 | 4,943 | 5,373 | 50,374 | 50,804 | 52,257 | △ 430 | △ 1,883 |
| 被疑者 | | 278 | 1,241 | 1,366 | 153 | 278 | 135 | △ 125 | 18 |
| 刑事被告人 | | 4,175 | 3,288 | 3,937 | 3,526 | 4,175 | 4,450 | △ 649 | △ 924 |
| 勞役場留置者 | | 564 | 655 | 722 | 497 | 564 | 655 | △ 67 | △ 158 |
| 乳兒 | | 11 | 6 | 7 | 10 | 11 | 8 | △ 1 | 2 |
| 總計 | 男 | 54,915 | 9,914 | 11,165 | 53,664 | 54,915 | 56,539 | △ 1,251 | △ 2,875 |
| | 女 | 917 | 219 | 240 | 896 | 917 | 966 | △ 21 | △ 70 |
| | 計 | 55,832 | 10,133 | 11,405 | 54,560 | 55,832 | 57,505 | △ 1,272 | △ 2,945 |

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人｛男 2,392 女 6｝人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ左ノ如シ

| 國名 | 性別 | 受刑者 | 被疑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中華民國 | 男 | 49 | — | 1 | 2 | 52 |
| | 女 | 1 | | | | 1 |
| 滿洲國 | 男 | — | — | 1 | — | 1 |
| 北米合衆國 | 男 | 1 | — | 1 | — | 2 |
| 露西亞 | 男 | 2 | — | — | — | 2 |
| 總計 | 男 | 52 | — | 3 | 2 | 57 |
| | 女 | 1 | | | | 1 |



矯正図書館
刑政第50巻第10号

刑政第50巻第10号

矯正図書館


# 國家學會五十周年記念 國家學論集

國家學會三十周年記念 明治憲政經濟史論

新刊

近世離婚法二題……東京帝國大學助教授 石井良助
德川幕府『過料』刑小考……
私生子の出現……
領海の範圍に關する我國の主張……九州帝國大學助教授 金田平一郎
日本と仲裁裁判……東北帝國大學助教授 高柳眞三
植民政策より見たる委任統治制度……東京帝國大學名譽教授 立作太郎
日本における治外法權……法學博士 松原一雄
東京都制に就いて……東京帝國大學教授 矢內原忠雄
訴願に就きて……東京帝國大學教授 横田喜三郎
租稅滯納處分制度の變遷……九州帝國大學教授 宇賀田順三
公法上の損失補償制度に就て……法學博士 清水澄
貴族院議員選擧法雜題……東京帝國大學教授 杉村章三郎
太政官制度と內閣制度……東京帝國大學教授 田中二郎
日本帝國主義の始期……東京帝國大學教授 蠟山政道
我國に於ける社會立法の發達……九州帝國大學教授 今中次麿
我國に於ける西洋法學の濫觴……九州帝國大學教授 菊池勇夫
明治初期の國家論……法政大學教授 鈴木義男
保險監督行政の變遷……法政大學教授 堀眞琴
ダンピングと關稅……東京帝國大學教授 森莊三郎
……京京帝國大學助教授 油本豐吉

菊判總布裝 定價六圓
總頁八一九 送料三十錢

定價二圓八十錢
送料二十二錢

東京 有斐閣 神保町 振替口座 東京三七〇番



# 法學協會雜誌

第五十五卷 第十號
十月一日發行



論說

普通契約條款（一）……東京帝國大學助教授 石井照久
——特にその解釋について——
獨逸國世襲農場法について（二・完）……東京帝國大學教授 山田晟
國體的共犯論と個人的責任論……東京帝國大學教授 牧野英一

資料

議決權なき株式（一）……東京帝國大學助手 豐崎光衞
獨逸に於ける上告制度改正論（三・完）……東京帝國大學教授 菊井維大

紹介

クルーゼ著『所有權論』……東京帝國大學教授 我妻榮

新刊短評

學界消息

佛國に於ける商工業用機械器具の信用賣買促進に關する一提案……東京帝國大學助教授 福井勇二郎

判例研究

民事訴訟法判例批評（一八二）……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
刑事判例研究（四）……東京帝國大學教授 牧野英一
民事法判例研究錄（昭和一二年度・五）……民事法判例研究會



# 法學新報

第四十七卷 第十號
昭和十二年十月

中央大學法學部門機關



司法制度を論じ陪審制度に及ぶ……學長 原嘉道
佛國新船荷證券法と我國立法への示唆……講師 田中誠二
商法改正に於ける民商二法の調和……教授 佐々木穆
實質的違法理論の法規的展開……教授 安平政吉
刑事判例研究
殺人未遂か殺人中止か（草野豹一郎）——假裝行爲の登記と不實の申立に因る抹消（吉田常次郎）
民事判例研究（三三）……民事判例研究會
民事訴訟法第七十一條前段所定の第三者の意義（高橋靜一）
——滿期の記載なき白地手形の補充權の消滅時效（升本重夫）——和議法第四十四條第一項第一號及第二號所定の請求權の範圍（黑川眞前）——轉貸借の終了と轉貸借物の返還（岡村玄治）——賃貸借承繼前に發生したる賃料債務の不履行と賃貸借の解除（犬丸巖）——農會の經費分賦金請求權と差押（前野須一）——假差押執行の取消と異議の訴（森田豐次郎）
獨逸株式法全譯（四）……八木弘
近着外國雜誌法律論題要目……大森忠夫

昭和十二年十月一日發行
第十五卷 第十號
司法省構内 法曹會

# 法曹會雜誌

## 司法記念日第十周年記念號

内容目次

遵法精神の涵養 …… 鹽野季彦
司法記念日第十周年所感 …… 池田寅二郎
公務員の遵法義務 …… 泉二新熊
○記念論叢
條約改正前後の司法 …… 清浦奎吾
昔志れぬ物語 …… 平沼騏一郎
臨幸十周年記念日に於て遵法教育の普及を提議す …… 原嘉道
燦たり司法部光榮の第十周年 …… 鵜澤總明
○論說
司法官の使命と其の限界 …… 田中耕太郎
司法權の獨立と大審院の創設 …… 尾佐竹猛
○司法制度斷想
法曹會に寄す …… 關屋貞三郎
私の任官當時の回顧 …… 高橋文之助
司法制度の革新 …… 磯谷幸次郎
立憲政治と司法 …… 乾政彦
司法斷想 …… 坪井直
行刑の偏阿性 …… 藤井惠照
釋放者保護事業の過去と將來 …… 前田偉男
少年保護の回顧 …… 原胤昭
保護事業の回顧 …… 石井豐七郎
共に活くるの道 …… 
明治檢察思ひ出の座談會 …… 
大正檢察思ひ出の座談會 …… 
司法援助座談會 …… 
○附錄
維新後に裁判制度の發達 …… 瀧谷質
於ける
○附錄
公民教育裁判制度の話 …… 大森洪太
關屋貞三郎

# 法學論叢

論說・資料
不當利得に於ける「損失」に就て …… 石田文次郎
警察の觀念 …… 須貝脩一
「論所」に關する訴訟手續について(二・完) …… 小早川欣吾
——近世に於ける民事訴訟の一類型として觀たる——
イタリーファッシスト黨の法的地位 …… 長濱政壽
批評と紹介
ホルスト・ムント『行政命令、法規、法源』 …… 渡邊宗太郎
カルロ・コスタマニヤ『ファシスタ私法の進路』 …… 大隅健一郎
判例研究
〔民事法〕賃貸借承繼前に發生したる賃料債務の不履行と賃貸借の解除 …… 田島順
〔商事法〕株式と質權者の權責 …… 大隅健一郎

昭和十二年十月十五日發行
第三十七卷 第四號
壹冊金五拾錢稅郵壹錢半
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓
發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

## 編輯後記

◇先づ報告せねばならない。本誌の編輯に携つて來られた中尾文策さんが親しく行刑の第一線に立たれることになつて、本誌は玆にその名編輯者を失つたことである。近くドイツの「ブレツター・フユア・ゲフエングニスクンデ」には編輯者の更迭があつた。一九二四年十二月以來永く此の困難な業に從つて來たワイセンリーダーが退いて、新たにワルター・ストルーベがその後を襲つたのである。

◇同誌の第六八卷の第一冊は卷頭にフランクのワイセンリーダーの挽まぎりし努力の跡を讃へたる後、さらに將來にも彼がその熱烈な關心と併せて豐富な經驗をドイツ監獄學協會ならびにその機關誌の上に寄與されんことを願つてゐる。僭越ではあるが編輯子は此の言葉を借りてまた中尾さんを送くる言葉にしたい。

◇先頃中尾さんが編輯子に私信を寄せられた。暫く編輯に携つて見ると本誌は我が子の樣にいとしい、くれぐれも本誌が將來益々健かに育つて行つて呉れることを祈つてゐると。中尾さんの名編輯の後を承けて果してその期待に添ひ得るか、編輯子は自ら顧みて頗る心許なさを感ぜざるを得ぬ。

◇此處暫らくは從來の編輯方針を踏襲させて戴いて、いづれ落着いた上來年の一月號あたりから多少模樣替をして行きたいと思ふ。だが、編輯の業たるやもとより微力の編輯子一人の能く するところではない。寄稿家諸氏を始めとして讀者諸君の心からなる鞭撻と後援を願つて置く次第である。

◇皇軍は破竹のごとく連戰連勝、今曉の新聞は保定、滄洲の入城が寸刻に迫りつゝあることを報じてゐる。首都南京の大空爆の警告は既に發せられて我々國民の壯烈なるべき後報を待つのみである。皇軍の意氣はまさに天を衝くの概がある。しかし近代戰はひとり銃劍を取る者のみの任ではない。銃後にある者も等しく國家的戰鬪の一單位としてその持場持場において全力を傾倒せねばならぬことは謂ふを俟たない。本誌の卷頭に本月九日附を以て發せられた內閣告諭を掲げたのは、蓋し此の趣旨に出でたのである。

昭和十二年九月二十二日

國民精神總動員を前にして

日沖生

定價表
一冊(稅共)金二十五錢
六冊(稅共)金一圓五十錢
十二冊(稅共)金三圓

廣告料
一等一頁 金五十圓
二等一頁 金四十圓
普通一頁 金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十二年九月二十八日印刷納本
昭和十二年十月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷人 大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第50巻第10号

矯正図書館

50e Année N° 10 Octobre 1937

# KEISEI

## Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par
H. Takikawa
Président de la Société des Prisons du Japon Tokyo

Sommaire

Note éditoriale.

Y. Takase, membre du Service de psychologie pénitentiaire de Kawagoe (Tokyo). —— De la prognose sociale du delinquent.

K. Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. —— Chronologie du système pénitentiaire dans l'ére Meiji. (Ⅶ)

K. Maeda. —— De la garde des prisonniers. (Ⅱ)

A. Masaki, procureur près la Cour d' Appel de Tokyo. —— La culture et la peine.

Mouvement des idèes à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI
(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice